

第2期瑞穂市国土強靭化地域計画 (案)

瑞 穂 市

令和8年3月

－ 目 次 －

はじめに	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画期間.....	2
第1章 強靭化の基本的考え方	3
1 強靭化の理念.....	3
(1) 想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靭化の取組を強化する	3
(2) 自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ	4
(3) 豊かな水と緑があふれるまち、瑞穂を守る	4
2 基本目標.....	4
3 強靭化を推進する上での基本的な方針.....	5
(1) 本市の特性を踏まえた取組の推進.....	5
(2) 効率的・効果的な取組の推進.....	5
(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組の推進.....	6
(4) デジタル等新技術の活用による強靭化施策の高度化.....	6
第2章 本市の概況	7
1 地理.....	7
2 気象.....	8
3 人口・世帯数.....	8
4 産業.....	8
第3章 計画策定に際して想定するリスク	9
1 風水害（風害、水害）	9
(1) 風害.....	9
(2) 水害.....	9
2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）	10
第4章 脆弱性評価	11
1 脆弱性評価の基本的考え方.....	11
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	11
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価.....	14
第5章 強靭化の推進方針	15
1 推進方針の整理.....	15
2 施策分野ごとの強靭化の推進方針.....	15
(1) 行政機能～公助の強化～	16
(2) 地域保全～河川、治水対策～	21
(3) 交通・物流～交通ネットワークの強化～	22
(4) 住環境～災害に強いまちづくり～	24
(5) ライフライン～生活基盤の維持～	27

(6) 衛生環境～災害廃棄物及び有害物質対策～	30
(7) 保健医療・福祉～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	32
(8) 教育・文化～防災教育の推進～	36
(9) 産業・経済～農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援～	37
(10) リスクコミュニケーション～自助・共助の最大化～	39
(11) 老朽化対策～インフラ施設の耐震化、長寿命化対策～	41
(12) 官民連携・広域連携～民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備～	42
(13) デジタル等新技術活用～デジタル等新技術による強靭化施策の高度化～	44
第6章 計画の推進	45
1 施策の重点化	45
2 計画の見直し	45
(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	49
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	89
(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	126

はじめに

1 計画の趣旨

平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が公布、施行された。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本市においても、この規定に基づき、どんな災害が発生した場合でも、致命的なダメージを回避し、被害を仮に受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、令和 2 年 9 月に国土強靭化地域計画を策定した。

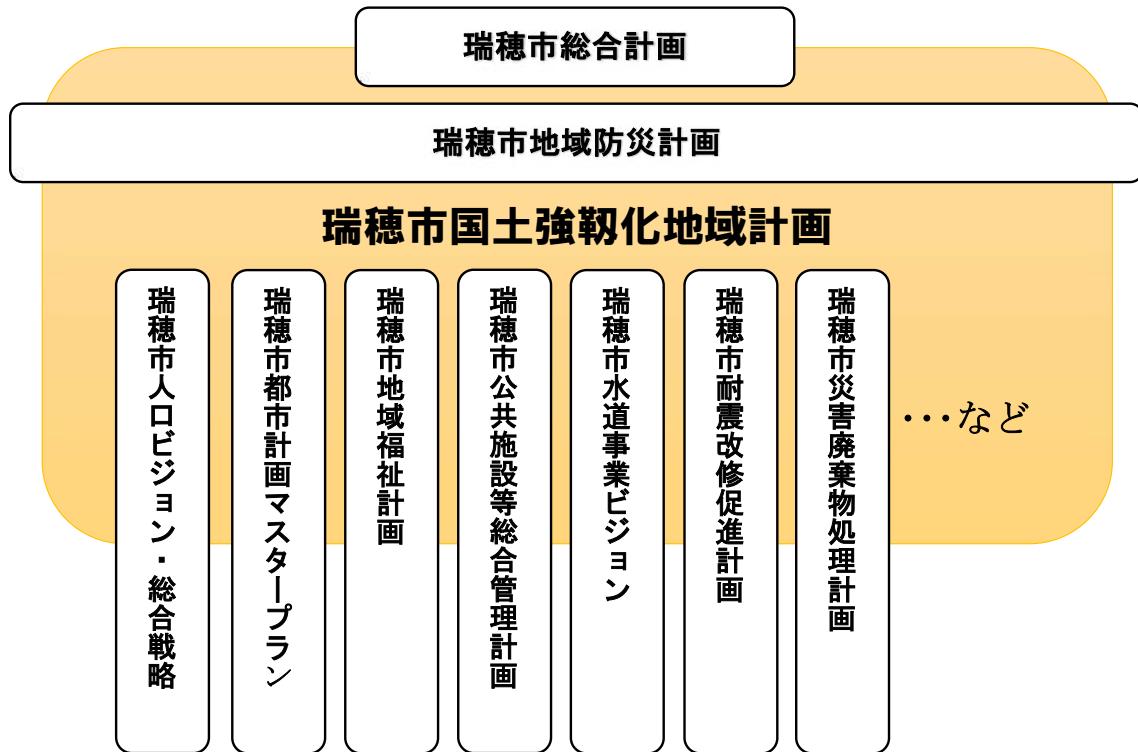
本計画では、引き続き瑞穂市における大規模自然災害等のリスク、近年における頻発化・激甚化する自然災害の経験及び国・県の計画見直し等を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、地域住民の生命・財産の保護のみならず、地域経済社会活動の安定的な営みに資することのできるよう、瑞穂市の地域特性に応じた施策について、総合的、計画的かつ継続的な推進を図る。

なお、災害対応については岐阜県とも密接に連携を図る必要があることから、当市の国土強靭化地域計画の策定においてはすでに策定されている岐阜県国土強靭化計画と十分な整合を図るものとした。

本計画に基づく事業の実施を通じて、強く、しなやかな瑞穂市の実現を目指す。

2 計画の性格

- ・本計画は、強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。
- ・強靭化に関する内容については、本計画以外の市の様々な計画等の指針となるべき性格を有するものとする。（各計画との位置関係を下記に示す。）



- ・本計画における施策については、S D G s の達成を意識したものとし、S D G s の目標を瑞穂市国土強靭化地域計画アクションプランにて明記する。

※ S D G s : S D G s (エスディージーズ : Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) とは、2001 年に制定されたミレニアム開発目標 (M D G s) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。地球規模の問題を解決し、持続可能な世界を実現するために「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17 の目標・169 のターゲットを設定している。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 5 年間とする。

第1章 強靭化の基本的考え方

1 強靭化の理念

～強く、しなやかで、健やかな幸せを感じるまち 瑞穂 を次世代に引き継ぐために～

本市は、東には長良川、西に揖斐川が流れ、市内を多くの中小河川が南北に流下している地域である。温暖な気候や豊かな水に恵まれ、古くは稲作を中心とした農業が営まれてきた。

その一方で、古来よりたびたび水害に見舞われる中、先人たちがたゆまず治水の努力を重ね、教訓と知恵を伝承し、住みよい郷土を築き上げてきた。

そして今日、生活の利便性の良さ・住みやすさから、人口も増加しているところであり、災害に「強く、しなやかで、健やかな幸せを感じるまち 瑞穂」をつくり、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠たらず進めていかなければなければならない。

(1) 想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靭化の取組を強化する

本市では、これまで国・県と連携し、放水路や排水機場の整備、ハザードマップの更新などハード・ソフトの両面にわたり、各分野において様々な自然災害予防の取組を進めてきた。

しかし、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成30年7月の西日本豪雨をはじめ、近年の気候変動の影響による全国各地で豪雨災害の激甚化・頻発化、さらには、東日本大震災や熊本地震など震度5以上の大規模地震の発生回数の増大、加えて、令和6年能登半島地震など「想定外の常態化」ともいるべき状況にあり、南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえれば、まさに「明日は我が身」どころか「今日の我が身」の心構えで、今後も強靭化の取組を緩めることなく進めていく必要がある。

また、県などとも連携し、最新の科学的・学術的知見（気候変動等）を取り入れ、被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図りながら被害を最小化する施策を展開していく必要がある。

(2) 自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ

近年、災害時に配慮を要する方は増加傾向にあり、令和6年能登半島地震に係る国の検証チームによる「自主点検レポート」でも、「過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在」した点が、災害対応上の課題の一つとして挙げられている。

こうした状況の中、たとえ大規模災害が発生したとしても、市民の命を守り、命をつないでいくためには、これまでの想定が及ばないような事態も起こりうるとの前提に立って、「自助」、「共助」の力を最大限に發揮できるようにすることが不可欠である。具体的には、市民一人ひとりが日頃から災害に備え、災害リスクが迫った際には適切な避難行動につながる「自助」を実践するとともに、地域ぐるみで高齢者や障がい者など要支援者の避難誘導や避難所の運営支援を行うなどの「共助」の力を一層強化していく必要がある。

他方で、「公助」に課せられた責務も重大となっている。すなわち、平時にあっては、防災・減災のためのハード対策を加速していくことに加え、市民による「自助」、「共助」の力を最大限に引き出すことができるよう、防災教育・人材育成をはじめとする取組みを強化するなど効果的な施策を展開していくことが求められる。その上で、災害が発生した際には、警察、消防、自衛隊をはじめ各機関が人命の救出・救助を最優先にその力を総動員し、被害を最小限に食い止めることはもとより、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援と速やかな復旧・復興に全力を挙げて当たることが責務である。

(3) 豊かな水と緑があふれるまち、瑞穂を守る

本市は、水害との戦いの歴史もあるが、長良川や揖斐川などの清流からの豊富な水資源や豊かな自然は、農業用水や生活用水にも欠かせないものになっている。国土保全の観点からは、多面的機能を有する農地が適切に保全されることが重要であり、農業をめぐる営みはその重要な役割を担っている。

また、地域の豊かな伝統、地域文化の源である農村集落地域が元気であること、新たな市街地のコミュニティが維持されていることが、災害対応力を高める上でも重要である。

2 基本目標

基本法第14条で、国土強靭化地域計画は、「国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靭化基本計画及び第3期岐阜県強靭化計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靭化を図ることとする。

- ①市民の生命の保護が最大限図されること
- ②市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④迅速な復旧復興を図ること

3 強靭化を推進するまでの基本的な方針

(1) 本市の特性を踏まえた取組の推進

- ・県の主要都市である岐阜市と大垣市の中間にあり、国道 21 号など東西交通の要衝に位置するという地理的な重要性や、市内を流れる長良川や揖斐川をはじめ 18 本の一級河川が流れ、避難や救急・救助、物流では多くの橋梁がボトルネックとなる可能性があるという災害リスクを踏まえ、隣接市町村との連携など広域的な視点で取組を進める。
- ・全国的に気候変動に伴う短期的・局地的な豪雨が増加傾向であり、地球温暖化の進行に伴い、その強度と頻度の更なる増加も懸念されることから、気候変動リスクを踏まえた上で、防災・減災対策の取組みを進める。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、これまでの想定を超える事態が常態化していることや、令和 6 年能登半島地震を踏まえた県における震災対策の見直しの結果も念頭に置き取組む。
- ・定住人口の増加や、J R 穂積駅を中心とした圏域 15 万人の通勤通学など広域からの人口流入といった本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進める。
- ・それぞれの地域が有する人的な潜在力を最大限活用できるよう、消防団・水防団員や建設業、医療、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たる。

(2) 効率的・効果的な取組の推進

- ・国、県、市、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進める。
- ・「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組にあたる。
- ・近傍の地方公共団体や同時に被災しにくい遠距離の地方公共団体との災害時応援協定の締結や、既に締結した協定内容の充実など地域間での連携に取り組むほか、被災地における支援者の活動・宿泊環境の整備を図るなど、災害時における効率的かつ効果的な支援・受援体制の整備・強化に取り組む。
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全・安心、産業の活性化、都市間競争に資する対策となるよう工夫する。その際は、現在進められている「地方創生」の取組との連携を図る。
- ・限られた資源の中、国・県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靭化に向けたハード整備においては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮する。
- ・国・県と連携しながら、必要となる予算・財源の安定的確保に取り組み、強靭な郷土づくりを強力かつ継続的に進める。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組の推進

- ・強靭化の担い手は市民一人ひとりであるという考え方のもと、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し、「自らの命は自ら守る」あるいは「命最優先の避難」といった身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等における活動を通じて、若者から高齢者までの幅広い年齢層に対する防災教育や地域における防災訓練の取組みを進める。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など「地域防災力の要」として、防災リーダーや消防団員、水防団員、防災士など防災人材の育成を男女共同参画や外国人の視点にも配慮しつつ推進する。
- ・過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、避難生活における災害関連死を最大限防止することを念頭に置いて、スフィア基準（人道憲章と人道支援における最低基準）などを踏まえた避難所の環境改善や、被災者の心身のケアなどの福祉的視点に立った取組みを進める。
- ・郷土の強靭化を実効性のあるものとするためにも、行政機関のみならず、企業・団体、N P O、ボランティアなど民間事業者等との訓練や、人材育成をはじめとする各種取組みのほか、災害時を想定した応援協定の締結など、官民一丸となった連携体制の強化に向けた取組みを進める。

(4) デジタル等新技術の活用による強靭化施策の高度化

- ・限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするために、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術を活用し、防災・減災、国土強靭化の高度化に向けた取組みを進める。
- ・ドローンや衛星インターネットなど、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広に検討を進めるとともに、実災害時において適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。
- ・損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全」の推進に際しては、積極的にデジタル等新技術を活用し、メンテナンスや老朽化対策の効率化・高度化を図る。
- ・デジタル等新技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細かな支援や取組みを一体で推進する。

第2章 本市の概況

1 地理

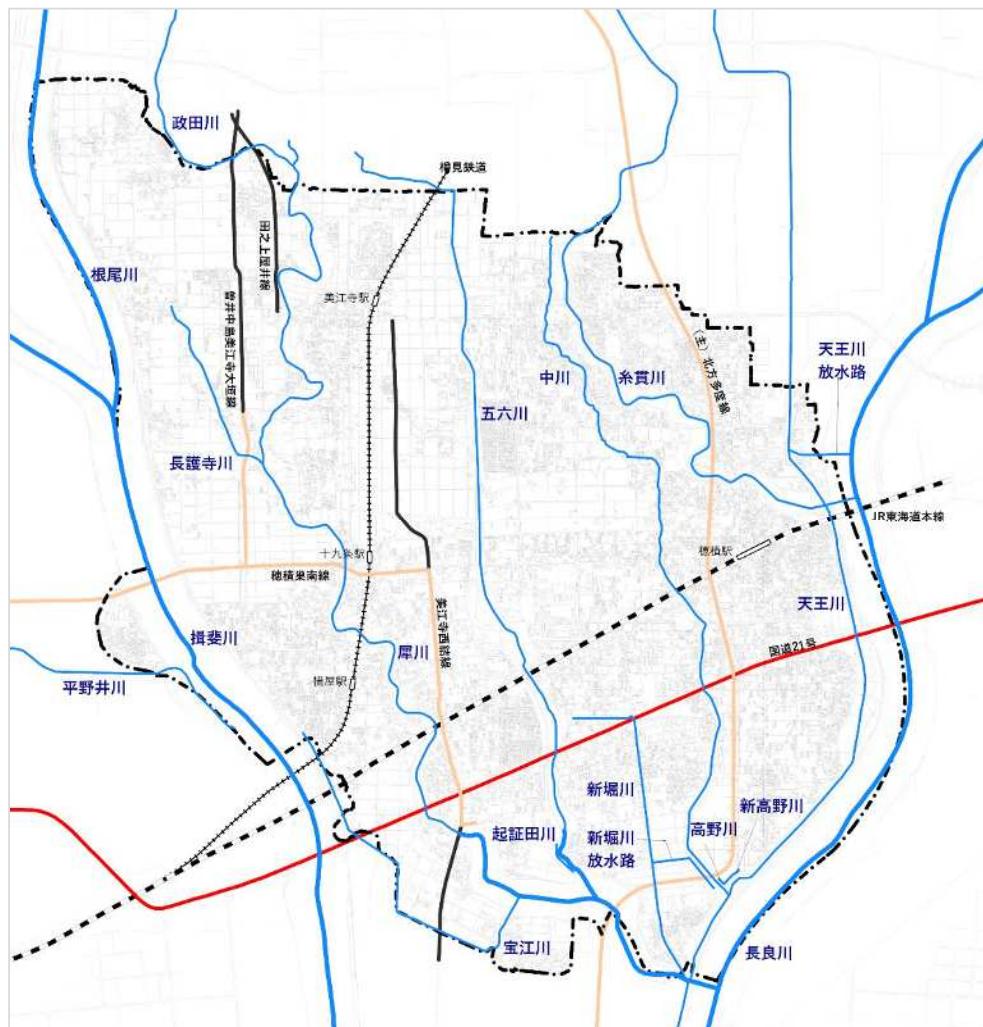
本市は、濃尾平野の北西部、岐阜県の南西部に位置し、県都岐阜市と大垣市に挟まれた東西約5.5km、南北約6.5km、総面積28.19km²の平坦地である。

東西には国道21号やJR東海道本線が横断し、JR穂積駅から中京圏の中心地である名古屋までは約25分と近く、東京や大阪へも日帰りで往復できる交通至便の位置にある。

地形は主に長良川・根尾川によってできた扇状地帯で、また、長良川や揖斐川をはじめとして犀川や五六川など18本の一級河川が流れ、北西より東南に緩やかに傾斜している低湿平坦な地帯である。古くは集落が自然堤防上に形成され、周囲に多くの田畠などの田園地帯が広がっていたが、近年は田畠を造成して作られた新たな市街地が形成されている。

地質は沖積層で、上流は粒子が荒く砂利混ざりで、下流は砂、シルト、粘土の混和、堆積した肥沃な土地である。

◆主な道路と河川位置図



2 気象

本市の気象は一般にいう太平洋気候に属し、夏は南東の季節風の影響を受け、温暖多湿であり、冬は北西の季節風並びに伊吹おろしの影響を受け、気温は低いが、積雪はあまり多くない。

しかし、年間降雨量は2,000 mm近くに達し、全国平均の1,700 mmを上回っている。特に、揖斐川上流域では年間3,000 mmを超える地域もある。また、近年では、短期的・局所的豪雨が増加しており、どこで災害が発生しても不思議ではない気象状況となっている。

一方、岐阜県内では少雨による異常渇水も発生している（平成6年、7年、17年）。

3 人口・世帯数

- ・住民基本台帳による人口・世帯数は、令和7年12月末で●●●人、世帯数は●●●世帯で、過去10年間増加傾向にあるとともに、当面の間も増加傾向が継続することが見込まれている。
- ・令和2年の国勢調査による平均年齢は42.7歳と県内で最も若い。
- ・高齢者数は、令和7年12月末の住民基本台帳においては●●●人で高齢化率は●●.●%である。要介護認定者数は、令和7年12月末現在●●●人であり、施設入所者は●●●人で在宅者が●●●人である。
- ・障がい者数は、令和7年12月末において●●●人であり、肢体不自由者が●●●人を越えている。
- ・住民基本台帳による外国人人口は、令和7年12月末で●●●人となっており、国別では、●●●、●●●、●●●、●●●の順となっている。

4 産業

- ・令和3年の経済センサス活動調査による市内の産業大分類別事業所数は、1,780事業所、従業者数は、18,805人となっている。
- ・令和2年の農林業センサスによる農家総数は、900戸であり、販売農家が407戸、自給的農家が493戸となっている。
- ・令和2年の工業統計調査によると事業所は、107事業所で、従業者数は4,001人となっている。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

1 風水害（風害、水害）

（1）風害

本市の台風による直接の被害は、沿海地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風、あるいは昭和36年の第2室戸台風のように大型台風が琵琶湖上を北上する場合には、甚大な被害が予想される。

また、昭和60年には馬場・生津地区を竜巻が襲い、家屋の損壊や車両が飛ばされるなど多くの被害が出た災害となつことからも、警戒が必要である。

◆風水害の履歴

発生年月日	被害状況（市）
昭和60年7月1日	・被災家屋数109戸（内、半壊家屋数22戸） ・損壊車両29台

（2）水害

本市の地勢条件から、各河川の堤防、護岸の決壊、溢水等による家屋の流失並びに浸水が発生することが予想される。また、台風による直接の被害は、沿海地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風、あるいは昭和36年の第2室戸台風のように大型台風が琵琶湖上を北上する場合にあっては、大被害の発生が予想される。

過去の水害では、昭和51年9月の「安八豪雨」において、最大浸水深210cmを記録し、市内各所に当時の浸水深を表示している。

また近年では、平成25年9月に台風17号が変化した低気圧の影響による豪雨があり、犀川排水機場・犀川河川観測局雨量計では、2時間で130mmの降雨を記録した。さらに、平成29年10月には台風21号による浸水及び冠水被害が発生している。

本市では、平成31年3月に「防災読本」を発行した。この中には、概ね1000年に一度程度想定される最大規模の降雨により、各河川が氾濫した場合の浸水想定区域を示しており、揖斐川流域の2日間の降水量が667mmとなった場合などには、市内の多くの地域で浸水深が5mを超え、家屋の2階まで浸水すると想定している。

また、昭和51年9月以降のすべての水害が内水氾濫によるものであり、下水道事業での浸水対策が求められている。

◆主な水害の履歴

発生年月日	種別	被害状況（市）	備考
昭和35年8月13日	台風11号 台風12号	浸水被害	・8/11～12に台風11号、12号が高知県室戸岬に上陸 ・長良川中上流域で2日間に200～400mmの豪雨 ・関市保戸島、岐阜市芥見地区で長良川氾濫
昭和36年6月27日	梅雨前線	浸水被害	・6/24～28までの総雨量が長良川中上流域で約460mm ・関市保戸島で長良川が氾濫
昭和51年9月12日	台風17号と豪雨（安八豪雨）	浸水被害	・9/8～14朝にかけて台風17号と停滞する前線により長時間にわたる大雨 ・12日には、安八町地先の長良川本流堤防が破堤 ・市内降水量は、1週間で961mm ・市内最大浸水深は210cm

資料：「瑞穂市防災読本」（平成31年3月）

2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）

本市における地震による大規模な被害は、明治 24 年の濃尾大震災のみであるが、他の災害と異なり発生予知または直接的な予防が困難であるため、もし大規模な地震が発生すれば、家屋が密集し危険物施設が点在している現在において、濃尾大震災以上の被害が予想される。

近年、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの広大な地域を震源とする南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている。内陸型地震においては、平成 7 年の兵庫県南部地震や、平成 16 年の新潟中越地震のような活断層に沿った地震の発生が懸念されている。

本市には活断層の存在は確認されていないが、市の南西方向には関ヶ原・養老断層系が走行しているため、地震発生に備え住宅等が密集している地域を中心に震災対策の整備が必要である。

◆想定される地震の規模（瑞穂市内）

想定地震	最大震度	PL 値：液状化可能性
養老・桑名・四日市断層帯地震	6. 47（震度 6 強）	49. 21：高い
南海トラフ巨大地震	5. 92（震度 6 弱）	56. 58：高い
高山・大原断層帯地震	5. 24（震度 5 強）	7. 47：可能性がある
跡津川断層地震	5. 28（震度 5 強）	7. 23：可能性がある
阿寺断層系地震	5. 12（震度 5 強）	4. 89：低い

資料：「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」（平成 25 年 2 月）

◆想定される人的被害（冬・午前 5 時）

（単位：人）

想定地震	死者数	重症者数	負傷者数	要救出者数	最大避難者数
養老・桑名・四日市断層帯地震	98	173	782	513	11, 399
南海トラフ巨大地震	13	23	252	67	5, 905
跡津川断層地震	0	1	40	3	989
高山・大原断層帯地震	0	0	21	0	646
阿寺断層系地震	0	0	15	0	367

資料：「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」（平成 25 年 2 月）

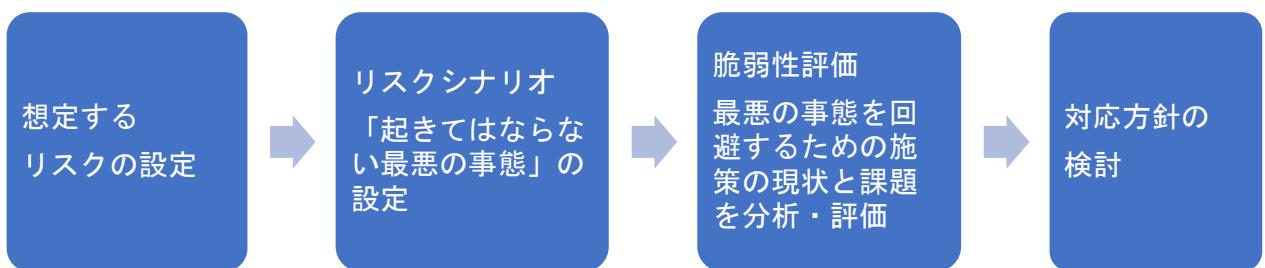
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の基本的考え方

「強靭」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靭化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国・県の計画では、「強靭性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討した。



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性評価を実施している。

具体的には、6つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

また、県の強靭化計画においては、本県の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・統合を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

本計画においては、県の強靭化地域計画を参考としつつ、本市の地域特性を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

◆事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		1 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		2 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		3 木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による甚大な人的被害の発生
		4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		5 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		6 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		7 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		8 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		9 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱
		10 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する		11 行政機関の職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない		12 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による競争力の低下
		13 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		14 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		15 異常渴水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		16 農地における生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		17 ライフライン（電気、ガス、上下水道、情報通信等）の長期間・大規模にわたる機能停止
		18 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	19	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		20	災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、N P O、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ
		21	公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		22	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		23	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		24	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
7	救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える	25	救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態
		26	地震後の豪雨災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

※サプライチェーン：商品が消費者に届くまでの原料調達から製造、物流、販売といった一連の流れを指す。

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

26 の「起きてはならない最悪の事態」各々の関連施策を洗い出し、取組状況を整理し、成果や課題を分析・評価する。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行う。

◆個別施策分野

- ① 行政機能～公助の強化～
- ② 地域保全～河川、治水対策～
- ③ 交通・物流～交通ネットワークの強化～
- ④ 住環境～災害に強いまちづくり～
- ⑤ ライフライン～生活基盤の維持～
- ⑥ 衛生環境～災害廃棄物及び有害物質対策～
- ⑦ 保健医療・福祉～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
- ⑧ 教育・文化～防災教育の推進～
- ⑨ 産業・経済～農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援～

◆横断的分野

- ⑩ リスクコミュニケーション～自助・共助の最大化～
- ⑪ 老朽化対策～インフラ施設の耐震化、長寿命化対策～
- ⑫ 官民連携・広域連携～民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備～
- ⑬ デジタル等新技術活用～デジタル等新技術による強靭化施策の高度化～

脆弱性評価結果は別紙1、2のとおりである。

第5章 強靭化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した以下の13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

◆個別施策分野

- ① 行政機能～公助の強化～
- ② 地域保全～河川、治水対策～
- ③ 交通・物流～交通ネットワークの強化～
- ④ 住環境～災害に強いまちづくり～
- ⑤ ライフライン～生活基盤の維持～
- ⑥ 衛生環境～災害廃棄物及び有害物質対策～
- ⑦ 保健医療・福祉～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
- ⑧ 教育・文化～防災教育の推進～
- ⑨ 産業・経済～農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援～

◆横断的分野

- ⑩ リスクコミュニケーション～自助・共助の最大化～
- ⑪ 老朽化対策～インフラ施設の耐震化、長寿命化対策～
- ⑫ 官民連携・広域連携～民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備～
- ⑬ デジタル等新技術活用～デジタル等新技術による強靭化施策の高度化～

2 施策分野ごとの強靭化の推進方針

推進方針は、7つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を13の施策分野ごとにとりまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進においては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

また、施策の推進にあたっては、国・県の支援を積極的に活用し、中長期的に国土強靭化に資する対策を推進していく。

(1) 行政機能～公助の強化～

(防災拠点の確保・整備)

- 災害時に組織される市災害対策本部は、原則として瑞穂市役所大会議室に設置される。市役所庁舎は平成11年の耐震補強により耐震性は確保されているが、昭和40年に竣工され、建築後60年を経過していることから、災害対応の中核拠点としての機能強化を図るために新庁舎の整備を進める。特に、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、大型モニターや防災情報通信システム、浸水対策等の整備を図る。
- 巣南庁舎は、昭和62年の竣工で建築後の経過年数は38年であるが、新耐震基準を満たした施設であるため、計画的な保全管理に努める。牛牧北部防災コミュニティセンターは、平成9年に竣工し災害発生時における地域の防災活動の拠点の役割を担っているため、計画的な保全管理に努める。
- 市内の公共施設の多くは、浸水が想定される地域に位置しているため、受変電設備や非常用電源、幹線系統電気通信設備の浸水対策が必要である。
- 本市は最大規模の降雨により多くの地域が浸水想定区域となっており、木曽川水系河川整備計画においての水防拠点設置計画に合わせて国と連携を取り、資材備蓄及び緊急復旧活動の拠点確保に努める。

(公共施設の応急対策の推進)

- 災害発生時、各公共施設の管理者は、各自が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

(消防・救急・救助、水防体制の整備)

- 本市の常備消防は、合併前の旧穂積町地域においては岐阜市に業務委託しており、平成20年度から市内全域がその対象となっている。年間の火災発生件数は20件未満であるが、木造住宅密集地や不特定多数が集まる公共施設や商業施設があり、乾燥した時期の火災では延焼のおそれがある。また、火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、消防体制や装備資機材、各種訓練等により災害対応力の向上を図る。
- 市内の消防施設は、瑞穂消防署、瑞穂消防署巣南分署、消防倉庫がある。瑞穂消防署は平成20年に竣工した施設であり、新耐震基準を満たし比較的新しいが、瑞穂消防署巣南分署は、平成3年の竣工後、平成20年に改修しているが建築後35年を経過していることから、防災拠点として計画的な維持・補修を進める。救出・救助が夜間の場合や、倒壊家屋及び泥濘からの救出などに備え、照明器具や小型資機材の充実・高度化などを図る。消防倉庫は、各消防団の車庫や詰所等の地域の防災施設であり、施設や消防車両、装備等の適切な維持管理や計画的な更新に努める。
- 大規模火災では、公助の手が回らないことも想定される。本市では、消防団7分団のほか女性消防班が組織されており、これら非常備消防の充実・強化を図る。
- 地域の消防設備・機器では、消防団用車両や備品のほか、消防水利として防火井戸や消火栓のほか、耐震性貯水槽などを整備してきた。引き続き消防設備・機器の保守点検・維持管理に努めるとともに、地震にも対応した消防水利の拡充を図る。
- 市内には、長良川の水防施設として「別府水防倉庫」と「村中水防倉庫」、揖斐川の水防施設として「大月水防倉庫」、根尾川の水防施設として「七崎水防倉庫」、犀川の水防倉庫とし

て「下畠水防倉庫」と「十八条水防倉庫」及び「古橋水防倉庫」の計7か所の水防倉庫を有している。これらは、水防活動に必要な資機材を備えたものであるが、30年以上を経過した施設もあるため、計画的な更新や点検、維持・保全を図る。さらに、平成23年には、安全・安心な地域づくりの拠点として水防センターを設置しており、災害時の飲料水や食料等の備蓄、水防・防災資機材等の確保をしているため、定期的な点検や維持・保全を図る。

(火災予防対策の推進)

- 大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によつては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消防活動ができる体制を整備する。

(業務継続体制、バックアップ、非常時通信の整備)

- 災害に備え、非常時優先業務の選定をはじめとした業務継続計画（B C P）策定や職員の安否確認・収集状況把握訓練などを通じ、業務継続体制の整備を進める。
- 重要な個人情報を含むデータ（住民情報、税情報、地籍、各種図面等）を管理している部門の業務継続の実効性を高めるため、分散保存や外部クラウドサービスの利用を検討する。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る。
- 電源喪失時における被害情報の収集、県や防災関係機関との情報連絡を想定し、衛星携帯電話等を確保する。

(職員の移動手段の確保)

- 発災後、本市の応急対応や被害状況の把握、復旧活動においては職員の移動手段が欠かせないため、特に洪水による浸水被害も想定されていることから、ある程度の浸水地域でも移動可能な手段を確保する。

(消防・救急・救助活動の推進)

- 災害発生に伴う火災から市民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。
- 特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのための活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

(地域防災力の向上)

- 本市では、令和6年6月30日に瑞穂市防災士会が発足し、各校区の防災活動への支援事業や市民への防災意識の啓発に努め地域防災力の向上を図っている。また、市内の小学生（4～6年生）と保護者を対象に「瑞穂市少年少女消防クラブ」を組織し、救命教室などのクラブ活動を通じて市民に対し防火・防災思想の普及、啓発に努めている。地域の防災力を高めるため、こうした住民の自主的な防火・防災活動を促進する。

(災害応援要請)

- 大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受入れに当たつ

ては、感染症対策に留意する。

(住民への情報伝達の強化)

- 地震情報や気象情報など災害時の情報提供手段としては、現在、「防災行政無線」や「エリアメール」、「みずほ市民メール」、「防災ラジオ」など多様な提供手段を活用している。今後、電源喪失対策や外国人向けの情報発信、聴覚障がい者への情報提供を含め、さらに充実を図る。
- 地震や風水害等市内で起こりうる災害の想定など地域特性への理解を深め、命を守る行動をとるため、防災読本（洪水及び地震ハザードマップ）を配布してきた。引き続き、学校や地域、事業所において、普及・啓発を促進する。
- 災害時の避難行動に際しては、避難路の確保が重要である。中小河川、用排水路が多いことから、橋梁の安全性を確認しつつ、道路通行情報を提供する。

(防災通信設備等の整備)

- 大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る。

(通信の確保)

- 被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。
- 電源喪失時における被害情報の収集、県や防災関係機関との情報連絡を想定し、衛星携帯電話等を確保しておく。【再掲】

(外国人に対する情報提供)

- 外国人住民に対し、住宅用火災警報器の設置や住宅用消火器の正しい使い方など、防火・防災知識の普及・啓発、避難に関する情報発信を進める。また、多言語看板を設置することで平常時から避難場所の位置を認識してもらい、迅速な避難行動を進める。

(長期停電時の対応)

- 地震による広域停電（ブラックアウト）や強風による電柱の倒壊等、長時間停電で電力の供給断絶が発生し、情報通信設備の機能喪失が想定されることから、燃料やバッテリー補給体制の点検、機能強化を図る。また、停電時の多様な情報通信手段として広報車による巡回広報等を活用する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、防災訓練や出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む。また、備蓄に関する市、市民の役割や考え方を改めて整理した上で、市における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。
- 本市では大規模災害に備え、市内の小中学校（牛牧小を除く。）、牛牧南部コミュニティセンター及び朝日大学に防災備蓄倉庫を設置している。備蓄倉庫には救助工具セットのほか、発電機や燃料、飲料水や食料、簡易トイレセット、避難所開設セットなどを配備しているため、引き続き防災資機材や備蓄品の整備を進める。
- 防災備蓄倉庫の多くが地上に設置されていることから、浸水時の対策を検討する。また、災害対策本部機能を維持するための備蓄品を確保する。

(必需物資の確保対策の推進)

- 公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

(給水活動の推進)

- 災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

(非常用電源の確保と燃料備蓄)

- 災害時に商用電力が停止した場合にも行政機能を維持するため、庁舎等に非常用電源を確保するとともに、必要な燃料を備蓄する。また、指定避難所において発電機や燃料を確保しており、今後、浸水対策や燃料供給体制の強化を図る。
- 医療機関や福祉施設についても、施設機能を維持するため、非常用電源の点検や燃料の保管管理を指導する。

(受援計画の策定)

- 本市の地域防災計画では、地震や洪水などの大規模災害により被害が発生するおそれがある場合、市民の生命、財産を保護するために、原則、県知事を通じて自衛隊の派遣を要請する計画となっている。特に、長良川や揖斐川をはじめ 18 本の一級河川があることから、大雨による洪水発生が予想された場合、氾濫などを警戒すべき箇所が複数に及ぶことを考慮し、水防活動や救助などに自衛隊の派遣を要請する可能性がある。そのため、部隊の待機要請や受入れ場所の確保など災害時の受援計画を策定する。

(災害応援要請)

- 大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受入れに当たっては、感染症対策に留意する。【再掲】

(広域的な応援体制の整備)

- 大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

(自衛隊災害派遣要請)

- 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、「災害対策基本法」第 68 条の 3 の規定に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

(公共交通機関との連携強化)

- J R 穂積駅は、1 日の乗降者数が約 17,000 人と岐阜県内で5番目に利用者が多い駅であり、主に岐阜市や名古屋市、大垣市方面への通勤・通学に利用され、瑞穂市のみならず周辺市町を含む広域的な地域の方に利用されている。また、圏域を南北につなぐ樽見鉄道は、地域の足として、無くてはならない公共交通機関であり、沿線市町の方々に利用されている。さらに、交通結節点となるそれらの駅からは、各地域を結ぶ路線バスやコミュニティバスなどが運行されている。それら鉄道やバス等の公共交通機関の運行が停止すると、多くの駅利用者等が帰宅困難者となり駅に取り残される事態の発生が見込まれることから、帰宅困難者の安全な場所への避難や、一時的な避難生活が確保できるよう必要な支援の強化を図る。

(2) 地域保全～河川、治水対策～

(総合的な治水対策)

- 本市は、18本の一級河川が貫流する地形にあり、古くから水害に悩まされてきた地域である。長良川、揖斐川、根尾川の大河川が氾濫した場合、広範囲で甚大な浸水被害が発生するとともに、氾濫による家屋倒壊が想定されている地域でもある。
こうした状況を踏まえ、国や県による河川改修のほか、整備された古橋地内遊水池の活用や犀川遊水地事業などの遊水機能の強化を含めた総合的な治水対策を要請するとともに、本市においては内水による冠水被害の防止・軽減を図るため、普通河川等の整備を推進する。
- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨、令和6年台風第10号のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発している。このため、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する。
- 高齢化や過疎化が進む地域を中心に、「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する。

(排水機場の能力強化・維持管理・改修)

- 本市に関する排水機場は、国が管理している排水機場が5か所、本市が管理している排水機場は3か所、土地改良区が管理している排水機場は1か所の、合計9か所である。今後宅地化の進行による保水能力の低下や激甚豪雨災害等に対応するための排水機能の強化に努める。また、各排水機の長寿命化を図るとともに、予防保全型の維持管理を適切に進める。

(水害予防対策の推進)

- 道路管理者は、道路施設について、防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。
- 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のハザードマップ等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(樋門など河川管理施設の維持管理・改修)

- 市内には樋門など河川管理施設が多く設置されている。豪雨時には重要な役割を果たすこれらの河川管理施設について、日常的な点検による予防保全措置を行うとともに、計画的な改修を進める。

(下水道施設による雨水施設整備)

- 内水氾濫対策として下水道事業による雨水施設整備を進める。

(液状化・地盤沈下対策の推進)

- 令和6年能登半島地震では、広範囲において液状化が発生し、道路や建造物に多数の被害が生じている。また、本市においても液状化の「危険度が極めて高い」と予測される地域もあることから、液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する。

(3) 交通・物流～交通ネットワークの強化～

(道路通行情報の提供)

- 災害時において、通常ルートによる物流が寸断した場合、迂回可能な道路に関する情報を提供する。

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となり得るため、特に、市内の緊急輸送道路に指定されている国道 21 号や主要地方道 北方多度線などについて、道路管理者である国・県と協力し維持管理を着実に進める。また、これらに接続し、緊急輸送道路を補完する役割を担う市道についても、新たな道路整備を進めるとともに、歩道整備や防護柵設置といった交通安全対策を含め着実な整備を進める。
- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、冠水時には表示板等により確実に車両の侵入防止を実施するとともに、排水設備の補修や排水能力向上のための排水ポンプ増強を進めていく。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明の LED 化を推進する。

(橋梁の整備・点検・耐震化・長寿命化修繕)

- 市内には一級河川のほか多数の中河川、用排水路が流れていることから、橋長 2 m 以上の橋が約 600 橋存在する。物資の確保及び避難所へ迅速かつ安全に移動ができる経路の確保等のための橋梁点検・補修を行う。また、橋梁点検を行い、経年劣化等により対策が必要な橋長 15m 以上の橋梁について長寿命化修繕を行っている。併せて橋長 2 m 以上の橋梁についても点検結果を踏まえ予防保全措置等、対策が必要な橋梁について長寿命化修繕を促進する。

(道路ネットワーク網の整備)

- 都市の活性化に寄与する広域的かつ機能的な道路交通体系を構築する。

(道路災害対策の推進)

- 橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和 6 年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、備蓄倉庫を整備する。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に救援ルートを確保するための対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する。

(救助・救急活動に必要な道路の確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携した災害時の応急活動を迅速に行うためには、活動拠点と活動経路の確保が重要である。そのため、市内の緊急輸送道路である国道 21 号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道（橋梁を含め）の維持管理とともに、沿道建物等の耐震化を促進する。
- 道路の損壊、樹木の倒木等による通行障害に対応し、道路啓開を迅速に行うため、必要な資材の確保とともに、重機等の機材を保有している民間の建設関係事業者などで構成されている瑞穂市緊急対策協力会との協定締結により、平常時を含めた、協力体制を充実させる。

(支援ルートの確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携し、医療機関や福祉施設の機能を維持し、支援を円滑かつ迅速に行うため、市内の緊急輸送道路である国道 21 号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道沿道建物等の耐震化を促進するとともに、無電柱化を検討する。

(搬送手段の確保)

- 災害時において、多数の負傷者等が発生し、既存の消防・救急車両での搬送が困難となることが想定されることから、搬送に活用できる福祉車両等の活用について、民間事業者との協力協定の締結を検討する。

(交通結節点への連絡強化)

- 災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するための幹線道路の整備や、帰宅困難者や代替輸送車両等の滞留空間の確保、公共交通機関などへの円滑な乗り換え・乗り継ぎを確保するための駅前広場などの整備を推進する。
　　いて長寿命化修繕を促進する。

(避難経路の確保)

- 避難経路の確保・強化のため、防災協定に基づく民間施設への避難のための経路の整備を図る。

(無電柱化の推進)

- 令和 6 年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限するよう国及び県へ要請する。
- 大規模災害の発生に備え、電柱の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性等勘案し、計画的に無電柱化の整備を検討する。

(4) 住環境～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化)

- 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の被害を減らすことが重要である。南海トラフ巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震の被害想定でも、市内で、建物の全壊や半壊被害が多数予測されており、本市でも耐震改修促進計画に基づき、住宅の建築物の耐震化を推進する。具体的には、木造住宅の耐震診断の無料化、耐震改修工事に対し国・県及び市の支援を行うとともに、無料相談会の実施や各種の情報提供等の啓発を充実する。
- 住宅の耐震化率については、平成30年現在80%で、県全体の83%をやや下回っており、目標であるおおむねの解消を達成するためには、約4,200戸の住宅の耐震化を促進する必要がある。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成30年現在86%であるが、県全体の88%をやや下回っており、目標であるおおむねの解消を達成するためには、22棟の建築物の耐震化を促進する必要がある。
- 既存不適格建築物等の安全性向上のため、当該建築物における適切な退避・避難行動の方針に加え、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性について周知する必要がある。

(防火対策の促進)

- 地震発生後の大規模火災を防ぐためには、出火防止、初期消火、出火に至った場合における延焼拡大の防止、避難路の確保など多重的・総合的な取組が必要とされているが、消火活動には、消防水利の確保が不可欠であり、上水道施設の耐震化を進める。
- 地震発生時の火災としては、ガス・石油機器関係の出火ばかりでなく、むしろ電気に起因した火災（地震発生時の漏電火災と発災後の通電火災）の方が多かったとの指摘もあるため、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及を図る。

(JR穂積駅周辺市街地の整備の促進)

- 地震による同時火災が発生した場合の延焼拡大リスクが高いJR穂積駅を中心とした密集市街地では、避難路や延焼遮断帯の機能を有する道路や、避難場所となる公園などの確保が必要不可欠であることから、それらを一体的かつ面的に改善を行っていくための土地区画整理事業等による市街地整備を推進する。
- 災害時の被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動、消防・救急救助活動、緊急輸送などの実施に向けた道路などを確保するため、無電柱化などによる災害に強い市街地の形成及び更新を目指すとともに、沿道の建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、県と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報収集等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。
- 空き家等対策計画により、空き家等に関する取組を推進する。
- 空き家の中には、地震時の倒壊、漏電火災のおそれや救助活動における妨げとなる可能性があるものもあるため、適切な管理を促す。

(通行障害の防止対策)

- 住宅や建築物の倒壊による通行障害を防止するため、道路沿いの住宅や建築物の耐震化、ブロック塀等の除去を促進する。

(都市災害対策の推進)

- 都市地域において地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

(密集市街地等の整備)

- 木造住宅密集地域の集落では、狭い道路が多く緊急車両の進入路や避難路の確保、延焼防止のための狭い道路整備事業や土地区画整理事業等により都市基盤の整備を図る。また、JR穗積駅周辺や国道21号、主要地方道北方多度線沿線などには、準防火地域に指定されたエリアがあり、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

(公共施設災害復旧事業の推進)

- 公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るために計画についても検討する。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 災害時に避難所を安心して利用できるようにするため、避難所施設における天井や窓などの非構造部材の耐震性確保、施設の維持管理、非常用電源設備、備蓄品の整備といった防災機能を強化する。なお、市内の全ての小学校の教室、中学校の教室・体育館にはエアコンの導入を進めており、避難所としての機能も強化されている。
- 浸水など災害特性に応じ、施設の上層階利用を進める。さらに可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシーの配慮、衛生・感染症対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。
- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。
- 建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、災害救助法に基づく供与制度の周知など県や協定締結団体との連携強化を図る。

(被災住宅への支援)

- 風水害の発生事例から、被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボラ

ンティアは大きな役割を果たしている。本市は、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会との間で、「大規模災害時におけるボランティアセンターの設置運営に関する協定」を締結しており、災害時のボランティア受入マニュアルやボランティア支援に関わるコーディネーターの養成を進める。また、人材の育成も兼ねて被災地に派遣し、被災地での経験を市の災害発生時に活かせるよう支援する。

- 被害認定調査や罹災証明の発行、被災者生活再建支援法に基づく支援などについては、被災地での実務経験が重要になることから、職員の被災地応援派遣を積極的に行う。

(特定建築物の耐震化促進)

- 大型商業施設や文化施設など一定規模以上の面積を有し、不特定多数の集まる施設や危険物を扱う施設、緊急輸送道路沿道の施設では、倒壊による被害拡大や応急活動の阻害も懸念されることから、耐震改修促進法により特定建築物として耐震化することが義務付けられており、耐震性を確保するよう情報提供や啓発・指導を進める。

(雨水・地下水の有効活用)

- 災害時や渇水時においても必要な用水を確保するため、雨水及び地下水の有効活用を進める。

(地籍調査の促進)

- 災害時の円滑な復旧・復興には、地籍調査による境界確定が重要であるため、引き続き事業を推進する。
- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する。

(被災動物の救援)

- 災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生じる恐れがあることから、岐阜保健所等との連携による被災動物の救護機能の充実に努める。

(文化財保護対策の推進)

- 文化財の保護のため、市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

(5) ライフライン～生活基盤の維持～

(ライフライン施設対策の推進)

- ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限に留めるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。
- ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

(ライフライン施設の応急対策の推進)

- 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

(上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- 水源地や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する。
- 本市の飲料水の水源はすべて地下水であり、7か所の水源地で取水井よりポンプで取水している。水源地のうち4か所は配水池を併設しており、主要水源地の3ヶ所はすべて耐震性を有している。しかし、電気設備（非常用電源を含む。）や機械施設、計装設備については、経年劣化による故障等が起こり得るため、計画的な更新を進める。
- 管路についての耐震化を進めるとともに、避難施設など重要給水施設までの管路の耐震化、水道による給水が停止した場合に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る。
- 上水道施設は、災害時における生活の維持や消火活動にとって重要なライフラインであり、商用電力が停止した場合にも機能が維持できるよう施設や設備の耐震化、老朽化対策、非常用電源の確保を進める必要がある。
- 本市では、レベル1及びレベル2の地震動に対応した下水道施設整備を進めており、被災時にも汚水処理が適正に行えるように早期の下水道施設の概成に努め、施設整備後には下水道接続の促進を図る必要がある。

(下水道施設の機能保全対策の推進)

- 下水道については、3か所の汚水処理施設を有し、1か所の建設を進めている。既存の3か所の施設は比較的新しく、各処理施設の耐震性は確保され、施設の老朽化は健在化していないが、今後は、機械電機設備の経年劣化により更新が必要となってくるため、日常の適正管理を行いストックマネジメント計画及び最適化構想に基づき、状態監視保全、時間計画保全、事後保全を行う。

(大規模停電対策の推進)

- 大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るために、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。
- 大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図ると

とともに、電源車等の配備など応急対策を実施する。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・配水施設）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 県が実施する各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況のとりまとめ結果を県と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルのブラッシュアップを図る。

(下水道におけるBCP、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進)

- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市及び関係団体との共同防災訓練を実施する必要がある。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP策定マニュアル等に基づき、引き続き下水道BCPのブラッシュアップを促進する必要がある。
- 下水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める必要がある。
- 商用電力の供給が停止した場合にもマンホールポンプの機能が維持できるように、移動式発動発電機の確保を進める必要がある。

(倒木対策)

- 倒木や電柱破損により電力供給の復旧が遅れた災害事例もある。本市では瑞穂市緊急対策協力会と瑞穂市の災害応援協力に関する協定、民間事業者団体との樹木等の倒木対策に関する協定を締結しており、今後とも体制強化を図る。

(避難施設等の通信手段の確保)

- 避難所と災害対策本部は常時情報連絡が必要であるため、電源喪失に備え無線機など、避難所と対策本部等との通信手段の確保に努める。
- 被災者においても、親族等関係先との通信確保が必要である。本市ではNTT西日本と特設公衆電話の設置・利用に関する協定を結んでいるところであるが、さらに携帯電話の充電資機材の確保を図る。

(燃料供給体制の強化)

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む。
- 「分散型エネルギー」であるLPGガスについては、令和6年能登半島地震において、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用されたことから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPGガスの優先供給を図る。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等による「自立・分散型エネルギーシステム」の構築と活用を進めるため、県とともに取り組む太陽光発電に加え、その他のエネルギーの活

用という観点から、地産地消型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入等を推進する。

(電気事業者の災害対応力強化)

- 大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する。
- 大規模災害時には情報が錯綜する可能性があるため、県が実施する防災訓練への参加に加え、実際に災害対策本部が設置された際には、積極的に情報連絡員の派遣を行うなど、情報連携体制の実効性の確保を図る。

(ガス事業者の災害対応力強化)

- 本市は民間による都市ガスの供給区域であり、事業者により耐震性に優れたガス管への取替えが進められ、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスマーティーが設置されている。また、地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市等関係機関との連携体制の強化を図る。

(6) 衛生環境～災害廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 本市では令和4年に「災害廃棄物処理計画」を改定しており、災害時に発生が見込まれるごみの種類や数量・し尿の量の見通しや運搬・処理の方法を決めている。引き続き関係機関と調整を図りながら計画の実効性の確保に努める必要がある。
- 災害廃棄物の迅速な処理や円滑な公費解体を進めるためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整、県との広域的な連携・応援体制などを内容に含む、市の「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

(災害廃棄物の仮置き場候補の選定)

- 本市の「災害廃棄物処理計画」では、美来の森や巣南集積場、横屋最終処分場跡地、大月ストックヤードのほか、市内の公園、グラウンドなどを災害廃棄物仮置き場としている。災害廃棄物の搬出・処理は被災者の生活再建の第1歩でもあるため、周辺への影響も考慮しつつ迅速に対応できるよう備える。

(ごみ・し尿等衛生処理施設の計画的な維持管理・更新)

- 災害廃棄物処理については、可燃ごみは西濃環境衛生組合焼却施設、し尿はもとす広域連合衛生処理施設で処理することになるため、これらの施設を管理運営する両団体に対して、計画的な維持管理・更新を求める。また、分別により再生可能なものは民間事業者の協力を得ながら資源化に努める。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進)

- 災害時等において、有害物質の流出等による大気汚染状況の悪化等、通常と異なる状況の発生を把握するためには、平常時の状況を把握する必要がある。このため、災害時及び平常時における県内の大気汚染状況を把握できるよう、測定機器の適切な維持管理及び更新等を行い、大気汚染常時監視体制を整備する。
- 水素ステーションなどのガス検知・火災検知・換気設備など必要となる安全設備の整備を周知するとともに、災害による施設の被災等の際には、国、県、市消防が迅速に情報を共有できる体制を引き続き維持する。

(清掃活動)

- 被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。
- 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

(防疫対策の強化)

- 被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

(食品衛生活動の推進)

- 災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

(7) 保健医療・福祉～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(避難所運営マニュアルの更新)

- 本市では災害時の指定避難所として小中学校の校舎及び体育館やコミュニティセンター等26か所を指定し、「避難所運営マニュアル」（モデル）を整備するとともに、令和2年6月に「新型コロナウィルス感染症対策編」（暫定版）を作成し、密閉・密集・密接の回避、体調不良者等の完全隔離、体温・体調チェック、マスクの常用、手洗い及び消毒の徹底などを追加した。避難所は、災害発生後に一定期間を過ごす場であり、生活の場としての安全・安心して過ごせる環境の確保が求められているため、HUG（避難所運営ゲーム）研修などを通じて避難所ごとに独自の運営マニュアルを作成及び更新する。

(医療救護体制の整備の推進)

- 大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

(災害医療体制の充実)

- 災害のフェーズに応じた保健活動が実践できるよう、保健活動マニュアルを策定する。
- 病院におけるB C P策定を進めるため、厚生労働省によるB C P策定研修への参加を促進とともに、定期的に策定状況の調査を行う。
- 災害医療コーディネーターの養成のため、厚生労働省による災害医療コーディネーター研修への参加を促進する。
- 災害時における事故等への備えにおいて、課題を踏まえながら医療コンテナの効果的な活用方法を検討する。
- 市内医療機関等に勤務する看護職員を災害支援ナースとして派遣する体制を整備する。

(医療・福祉施設の災害対応マニュアル等の整備促進)

- 市内には災害拠点病院の指定はないが、一般医療施設も災害時における救急・救助活動に重要な役割を果たすことが期待されているため、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備の整備など、診療機能を継続するための体制整備を促す。
- 福祉施設においては、災害時に福祉避難所としての機能を果たすことが求められており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備の整備など、施設の事業を継続するための整備を促す。

(避難所環境の充実)

- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うN P Oなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図る。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する。
- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いな

どに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議における委員への女性の登用を促進する。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る。

- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める。また、市と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する。
- 被災動物救援マニュアル作成例の収集などによりペット同行避難者の受入れ体制を構築し、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る。
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する必要がある。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするため、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T) の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防火井戸を活用するなど避難所の防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウィルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなどの役割を担う。
- 災害時に避難所となる学校では、多くの避難者が避難生活を送ることとなるため、浸水被害により良好な生活環境の確保・維持に支障を来すことがないよう、浸水対策に必要となる設備や備品の整備について支援する。
- 自然災害発生時の避難所は、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）としての活用も想定されていることから、その整備・機能強化に際しては、自然災害以外の有事の際の活用についても、可能な限り配慮する。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、飲料水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まるに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む。

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における保健所と市の役割分担や連携体制について、具体的な対応の共有・イメージ化など、引き続き県と連携し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。また、リハビリテーション支援をはじめ、災害時に連携を要する応援派遣者や関係機関の役割についての理解を深め、災害時における支援・受援体制を整備する。
- 東日本大震災では、避難所においてインフルエンザが蔓延した事例もあり、新型コロナ

ウィルス感染症防止対策が求められる中、避難所における健康管理に対する不安が高まっていることから、DMA Tその他保健医療活動チームと連携・協力し、健康管理体制の整備を進める。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 福祉避難所の充実・強化に向けた県からの支援を受けて、福祉避難所の指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施を図る。

(福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練の実施)

- 本市では、福祉避難所の指定、要配慮者の受入れに関する医療・福祉事業者との協定の締結を進めてきたが、さらに福祉避難所としての運営を想定したマニュアルの整備や要配慮者を受け入れるための訓練の実施等を促進する。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な運営指導等を通じ、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を推進する。
- 社会福祉施設等に対し、各種助成制度の周知を図り、防災体制の強化や非常用自家発電設備等の整備を促進するとともに、最低3日分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する。

(要配慮者支援の推進)

- 近年の豪雨災害では、高齢者が自宅に留まったため多くの方が亡くなるなど、在宅の高齢者等への避難支援の重要性が浮き彫りになった。こうしたことを踏まえ、一人暮らし高齢者や障がい者など要配慮者への避難支援を行い、逃げ遅れを防ぐため警察や消防機関等への情報提供、避難支援に係る個別計画の策定などの徹底を図る。水防法の改正により、避難確保計画作成が義務化されたことなどの周知や、作成支援を進める。
- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定を進めていく。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難ができるよう、地域ぐるみで防災訓練の実施を促進する。

(要配慮者利用施設での備蓄等の支援)

- 本市では、老人福祉センターを福祉避難所としているほか、民間の診療所や福祉施設等との協定を結び、要配慮者を受け入れてもらうことになっている。こうした施設等が有効に機能するため、非常用電源設備や燃料、飲料水・食料等の備蓄を促進する。

(被災者の生活確保)

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。
- 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害

ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

(保健活動・精神保健の推進)

- 災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、市、県及び関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施とともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

(大規模火災時の対応)

- 大規模火災発生時において、地震発生時と同様に、避難に支援や配慮が必要となる高齢者や障がい者等の方々を守るため、平時の訓練の中に安否確認要領や避難支援要領などの対応訓練を取り入れる。

(8) 教育・文化～防災教育の推進～

(防災教育の推進)

- 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果や、令和6年能登半島地震での事例等も踏まえ、地域や職場における研修や訓練を通じて、自身への備えについての理解と周知を進める。また、市における地震ハザードマップの作成とその周知も引き続き進め、地域住民の防災意識を高める。
- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、学校や地域を中心に、毎年、地域の災害リスクや避難行動に関する理解を深めるための防災教育を実施する。また、地域の特性に応じた災害リスク（地震、洪水等）に基づく命を守る訓練を行い、実際の災害時に冷静かつ適切な行動ができるような実践的な学びを推進する。
- 学校内の防災教育をさらに充実させるため、地域の防災部局や消防、警察、地域の防災士などの専門機関と連携し、教職員向けに防災研修を実施する。これにより、教職員が災害時に適切な指示を出せるよう、地域の防災専門家が主導する教育プログラムを学校で展開し、教育機会を提供する。
- 小中学校への出前講座や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。

(災害から命を守る岐阜県民運動の推進)

- 市民総ぐるみで「自助」と「共助」の力を最大限に發揮できるようにするために、適宜、アンケート調査等の実施により、市民の防災意識・知識の理解度も確認しながら、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組みを推進することが重要となる。このため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む。
- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく県民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く市民に普及・啓発を図る。

(9) 産業・経済～農業関連施設の整備及び企業のB C P策定支援～

(事業所への情報提供)

- 大規模災害発生時には、各事業所においても、顧客及び従業員の生命、財産を守ることが重要であり、企業防災に関する啓発、情報提供を進める。また、製造業などにおいては、火災の防止、薬剤の漏れ防止など二次被害を防止するための情報提供に努める。
- 各企業における事業継続及び早期再建は市民生活再建にも大きな影響を与えるため、企業の中核となる事業の継続あるいは早期復旧させるための事業継続計画（B C P）の策定に取り組む必要があり、企業が業務継続計画（B C P）を策定するために、ハザードマップなど地域の災害リスクに関する情報の提供を行う。

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やB C Pの策定支援、フォローアップに取り組む。
- 種苗生産施設においてもB C Pの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む必要がある。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるB C Pの策定を促進する。

(企業防災の促進)

- 企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限に留め、できるかぎり早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「B C P」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める。
- 市及び商工会等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、B C Pの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

(被災中小企業の振興)

- 被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。
- 企業の事業継続及び早期再建は、市民生活の再建にも大きな影響があることから、企業防災に係る事業継続計画（B C P）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援に努める。
- 農村地域において、農地が有する保水機能など国土保全機能を維持するため、地域の活動組織が主体となった農業用水の清掃・保全管理等多面的機能の維持管理活動を支援する。

(農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進)

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、

災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る。

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の多くが、周辺農地の宅地化などによる流出量の増加、地盤沈下のほか、「想定外の常態化」ともいるべき豪雨の頻発化などによる排水機の能力不足が懸念されており、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、長期的な施設機能の確保に向けた機能保全対策を実施する。
- 地震が発生した際の農業用排水機場における緊急点検要領について周知徹底を図る。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

(農業関係者への支援)

- 被災農業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

(10) リスクコミュニケーション～自助・共助の最大化～

(住民主体での避難対策の強化)

- 県の事業である「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」の作成を推進し、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定めることで、住民主体の適時・適切な避難行動につなげる取組みを県と協力し広く市民に普及していく。
- 令和5年2月に追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市での洪水ハザードマップ作成を引き続き進めていく。
- 気象庁により予測精度の向上が進められている線状降水帯などの防災気象情報を市民が正しく理解し、主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上を図ることができるようするため、研修や講習会を実施する必要がある。また、市民による主体的な避難行動を促すためには、市における適時・適切な避難情報の発令が求められるため、「気象防災アドバイザー」を活用し、平時においては、市職員向けの研修を実施するとともに、災害時においては、県から気象情報の解説や今後の気象見通しについての情報を収集するなど、市の防災力の向上を図る必要がある。このほか、災害対応に当たっては、気象庁のJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）やリエゾンとの連携を推進していく。

(リスクコミュニケーションの促進)

- 水害に備えた避難を適かつ迅速に行うためには、地域が抱える水害のリスクの特殊性を市民に認識してもらう必要がある。そのため、洪水ハザードマップによる浸水想定区域の周知や、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、適切な避難行動の周知、D I G（図上訓練）やH U G（避難所運営ゲーム）研修などを取り入れた防災訓練の実施や避難誘導等を担う防災リーダーの育成を図る。
- 外国人住民についても、正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成を進める。
- 小中学校においては、児童・生徒及び教職員自身の命を守るために防災訓練などを継続的に実施するとともに、登下校時や休日でも、自ら判断し命を守る行動できるよう防災教育を充実させる。

(自主防災力の強化)

- 地震により同時多発的な住宅の倒壊や出火が発生した場合には、公的な救助や消火活動だけでは対応できない場合が想定されることから、地域での自主的な救助活動が必要になる。本市では、自治会ごとに自主防災組織のマニュアル整備を推進しているほか、風水害や地震発生時の避難場所、避難所を確保してきた。さらに、救出救護、消火などの防災訓練の充実を支援し、地域の自主防災力を高める。

(要配慮者避難への支援)

- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（高齢者福祉施設や障がい者施設、医療施設や児童福祉施設など）においては、一般市民よりも避難に時間を要し、浸水が発生した場合には深刻な被害が発生するおそれがあることから、避難確保計画の策定及び避難訓練を着実に行う。また、地域で生活する要配慮者についても、同様の観点から支援の取組を進める。
- 高齢者福祉施設や障がい者施設利用者の避難については、一般の避難所での対応が困難な場合が想定されることから、県や他市町村の福祉施設との協力体制の構築を図る。

(自宅外からの避難対策)

- 通勤・通学者の多くは、災害発生時に自宅外にいる可能性もあるため、自宅からの避難ではなく、通勤・通学先での避難を想定した「災害・避難カード」作成の取組を推進する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 自治会単位を基本として、市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、災害時に自発的に活動できる自主防災組織を育成する。
- 迅速な避難や被害の軽減、迅速な復旧・復興には、地域による共助が不可欠であり、地域の中心となる消防団員・防災士などのリーダー養成を図り、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。
- 市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。
- 市と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、令和6年能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ぶことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る。
- 小中学校の安全管理に関する責任者を対象とした学校安全講習会を通じて、学校内の危険箇所等の確認の視点や方法について周知を徹底し、普及・啓発を図る。
- 自治会単位を基本として、市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図るために、災害時に自発的に活動できる自主防災組織を育成する。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を發揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要なことから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取組みを支援する。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。

(避難所運営リーダーの養成)

- 避難所運営については、複数の自治会が共同で行うことが想定される。特に避難所開設の初期段階は、災害発生直後の混乱状態の中で、運営方法を決める必要があり、防災士などリーダーとなる人材の複数確保を進める。

(防犯ボランティアへの支援)

- 災害時においては、治安の悪化により窃盗なども懸念されることから、学生による防犯ボランティアや地域の防犯パトロール活動を支援する。

(11) 老朽化対策～インフラ施設の耐震化、長寿命化対策～

(公共建築物等の維持管理)

- 市庁舎や学校などの公共建築物は、大規模地震の際の応急対策活動の拠点施設としての機能確保が重要となる。多数の者が利用する市有の特定建築物については、耐震化がすべて完了しているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「瑞穂市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な維持管理・更新を進める。
- 市営住宅については、新耐震基準により整備されたものであるが、耐用年限の1/2を経過し、地域住宅計画に基づき、屋根や給排水設備の長寿命化型改善を進めているが、今後とも、定期的な点検や計画的な維持管理に努める。
- 学校施設等公共施設については、施設自体の耐震性は確保されているが、天井や内壁、照明器具など非構造部材の老朽化も進行していることから、耐震性確保も含めた計画的な維持管理、更新を図る。
- 保育所は、児童の生活の場だけでなく、地域住民にとって、身近な公共施設であり、災害時には、被災乳幼児や地域住民の避難場所としても役割が求められることから、児童等の安全確保と建物被害を軽減するため、民間活力の導入などの手法を活用し、公民連携で認定こども園化による老朽化対策を図る。また、私立保育施設の整備を支援することのほか、既設の私立保育施設に対する指導や監査の場など、あらゆる機会を活用して老朽化対策を図る。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースとして活用するため、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な整備・維持管理・更新を図る。

(公共施設の応急対策の推進)

- 災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。【再掲】

(公共施設災害復旧事業の推進)

- 公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

(12) 官民連携・広域連携～民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備～

(広域避難への対応)

- 木曽川水系の長良川や揖斐川、根尾川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域では、市内のほぼ全域が浸水し、最大浸水深は5m以上と想定されていることから、被害状況に応じて市外への越境避難が求められる。そのため、県や周辺市町村との協力体制を構築するとともに、越境避難に伴う道路や交通手段の確保を検討する。

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 内閣府において整備する災害時応援協定システムの協定書等データベースなども活用しながら、引き続き物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。
- 救援物資が不足する場合には、岐阜県及び県内市町村との災害時相互応援協定等に基づき、県を通じて支援を受ける体制となっているほか、民間事業者との間で、物資の提供や輸送に関する協定を締結している。今後、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、支援物資の適切な整理、仕分け、管理及び保管を行いつつ、これらを迅速かつ円滑に避難所等に届ける受援計画や輸送マニュアルの策定を進める。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施し、関係機関との連携体制を強化する。
- 災害時には、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく対応を迅速に行うとともに、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進し、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化等を図る。
- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を使い、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に救援ルートを確保するための対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図るとともに、国の補助金の活用により消防設備の充実を図る必要がある。また、大規模火災時に関係機関と連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。

(迅速な復旧)

- 道路の通行障害が発生した場合に備え、重機を保有する民間の建設事業者等との協定を締結しており、民間事業者の協力を得ながら、迅速な復旧に努める体制の整備を図る。

(災害ボランティアの確保・受け入れ・連携体制の構築)

- 阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアの活動が定着しており、災害復旧に大きな役割を果たしていることが報じられている。本市としても過去の被災経験や復旧・復興支援を踏まえ、災害ボランティアの被災地派遣支援を検討する。
- 大規模災害発生時に、ボランティアを円滑に受け入れできるよう、平時から市及び市社会福

祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。

- 専門技術が必要な作業に対するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する。

(13) デジタル等新技術活用 ~デジタル等新技術による強靭化施策の高度化~ (情報収集手段の多様化)

- 令和6年能登半島地震では、土砂崩れ等による道路の寸断により、多数の孤立地域が同時に発生したことから、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であった。このため、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組みを推進する。
- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する。
- 令和6年能登半島地震の発生直後には、SNS上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が相次いだことから、災害時には、SNS上に流通する様々な情報をAIなども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 様々な防災関係システムの標準化・統一化を県に働きかけていく。
- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する。
- 令和6年能登半島地震では、指定避難所以外への避難者の状況や必要な物資等のニーズの把握が難航したことから、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく。
- 県の事業である「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」の作成を推進し、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定めることで、住民主体の適時・適切な避難行動につなげる取組みを県と協力し広く市民に普及していく。
- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく。**【再掲】**
- 市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても進める。

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靭化対策を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

本計画では、施策項目単位で各リスクの影響の大きさ、重要性、緊急性等から重点化と優先順位付けを行い、重点化すべき対応方策を設定した。これにより、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映することとする。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国・県の国土強靭化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靭化に係る本市の関連計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

◆重点化施策項目

施策分野	重点化施策項目		施策項目
(1) 行政機能 ～公序の強化～	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の確保・整備 ・公共施設の応急対策の推進 ・消防・救急救助、水防体制の整備 ・火災予防対策の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続体制、バックアップ、非常時通信の整備 ・職員の移動手段の確保 ・消防・救急・救助活動の推進 ・地域防災力の向上 ・災害応援要請 ・住民への情報伝達の強化 ・防災通信設備等の整備 ・通信の確保 ・外国人に対する情報提供 ・長期停電時の対応 ・非常用物資の備蓄促進 ・必需物資の確保対策の推進 ・給水活動の推進 ・非常用電源の確保と燃料備蓄 ・受援計画の策定 ・災害応援要請 ・広域的な応援体制の整備 ・自衛隊災害派遣要請 ・公共交通機関との連携強化
(2) 地域保全 ～河川、治水対策～	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な治水対策 ・排水機場の能力強化・維持管理・改修 		<ul style="list-style-type: none"> ・水害予防対策の推進 ・樋門など河川管理施設の維持管理・改修 ・下水道施設による雨水施設整備 ・液状化・地盤沈下対策の推進
(3) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～	<ul style="list-style-type: none"> ・道路通行情報の提供 ・緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保 ・橋梁の整備・点検、耐震化、長寿命化修繕 		<ul style="list-style-type: none"> ・道路ネットワーク網の整備 ・道路災害対策の推進 ・道路啓開の迅速な実施 ・救助・救急活動に必要な道路の確保 ・支援ルートの確保 ・搬送手段の確保 ・交通結節点への連絡強化 ・避難経路の確保 ・無電柱化の推進
(4) 住環境 ～災害に強いまちづくり～	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化 ・防火対策の促進 ・J R 穂積駅周辺市街地の整備の促進 ・空き家対策の推進 ・通行障害の防止対策 		<ul style="list-style-type: none"> ・都市災害対策の推進 ・密集市街地等の整備 ・公共施設災害復旧事業の推進 ・避難所の防災機能・生活環境の向上 ・応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給 ・被災住宅への支援 ・特定建築物の耐震化促進 ・雨水・地下水の有効活用 ・地籍調査の促進 ・被災動物の救援 ・文化財保護対策の推進
(5) ライフライン ～生活基盤の維持～	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン施設対策の推進 ・ライフライン施設の応急対策の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模停電対策の推進 ・上水道の応急復旧体制の強化 ・下水道における B C P 、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ・下水道施設の機能保全対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木対策 ・避難施設等の通信手段の確保 ・燃料供給体制の強化 ・分散型電源としての再生可能エネルギーの活用 ・電気事業者の災害対応力強化 ・情報通信事業者の災害対応力強化 ・ガス事業者の災害対応力強化
(6) 衛生環境 ～災害廃棄物及び有害物質対策～	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の推進 ・河川に流出したごみ等の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の仮置き場候補の選定 ・ごみ、し尿等の衛生処理施設の計画的な維持管理・更新 ・有害物質対策の検討 ・有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進 ・清掃活動 ・防疫対策の強化 ・食品衛生活動の推進
(7) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアルの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護体制の整備の推進 ・災害医療体制の充実 ・医療・福祉施設の災害対応マニュアル等の整備促進 ・避難所環境の充実 ・避難所の防災機能の向上 ・災害時健康管理体制の整備 ・福祉避難所の運営体制確保 ・福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練の実施 ・社会福祉施設等への支援 ・医療施設等におけるエネルギー・物資の確保 ・要配慮者支援の推進 ・要配慮者利用施設での備蓄等の支援 ・被災者の生活確保 ・保健活動・精神保健の推進 ・大規模火災時の対応
(8) 教育・文化 ～防災教育の推進～	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害から命を守る岐阜県民運動の推進
(9) 産業・経済 ～農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援～		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への情報提供 ・事業継続体制の構築に向けた支援 ・企業防災の促進 ・被災中小企業の振興 ・農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進 ・農業用排水機場の整備 ・農業水利施設の老朽化対策 ・農業集落排水施設の機能保全

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
		<ul style="list-style-type: none"> 農業関係者への支援
(10) リスク コミュニ ケーション ～自助・共助の最 大化～	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体での避難対策 の強化 リスクコミュニケーションの促進 自主防災力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者避難への支援 自宅外からの避難対策 防災人材の育成・活躍促進 コミュニティ活動の担い手養成 避難所運営リーダーの養成 防犯ボランティアへの支援
(11) 老朽化対策 ～インフラ施設の 耐震化、長寿命 化対策～	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物等の維持管 理 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の応急対策の推進 公共施設災害復旧事業の推進
(12) 官民連携・ 広域連携 ～民間リソース の活用と他市 町村との協力 体制の整備～		<ul style="list-style-type: none"> 広域避難への対応 支援物資供給等に係る官民の連携体制の 強化 救出救助に係る連携体制の強化 迅速な復旧 災害ボランティアの確保・受入れ・連携 体制の構築
(13) デジタル等 新技術活用 ～デジタル等新技 術による強靭化 施策の高度化～		<ul style="list-style-type: none"> 情報収集手段の多様化 情報収集や被災者支援等に向けた災害対 応策等の高度化

※施策項目として記載し、具体的な取組を包含している。

(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 兵庫県南部地震（平成7年）では、死者の9割が住宅・建築物の倒壊による圧死とされている。熊本地震（平成28年）では、昭和56年以前の旧耐震基準の木造の住宅・建築物について被害が顕著に見られた。大阪府北部を震源とする地震（平成30年）では、ブロック塀の倒壊や家具の転倒という、全国でも同様に起こりうる事象で亡くなられた方がいた。したがって、地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の被害を減らすことが重要である。
- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市による支援を行うとともに、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策を検討するほか、戸別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会など、普及啓発を実施する必要がある。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要なことから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等を行う必要がある。
- 住宅の耐震化率については、平成30年現在80%で、県全体の83%をやや下回っており、目標であるおおむねの解消を達成するためには、約4,200戸の住宅の耐震化を促進する必要がある。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成30年現在86%であるが、県全体の88%をやや下回っており、目標であるおおむねの解消を達成するためには、22棟の建築物の耐震化を促進する必要がある。
- 既存不適格建築物等の安全性向上のため、当該建築物における適切な退避・避難行動の方法に加え、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性について周知する必要がある。
- 地震や洪水による機能不全を防ぐため、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理者など関係者に広く「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を周知する必要がある。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する必要がある。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及も推進する必要がある。
- 地震発生後の大規模火災を防ぐためには、出火防止、初期消火、出火に至った場合における延焼拡大の防止、避難路の確保など多重的・総合的な取組が必要とされているが、消防活動には、消防水利の確保が不可欠であり、上水道施設の耐震化が必要である。

- 地震発生時の火災としては、ガス・石油機器関係の出火ばかりでなく、むしろ電気に起因した火災（地震発生時の漏電火災と発災後の通電火災）の方が多かったと指摘されている。こうした電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組が必要である。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図るとともに、国の補助金の活用により消防設備の充実を図る必要がある。また、大規模火災時に関係機関と連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。
- 南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震が発生した場所から数百キロメートル離れた場所でも揺れ続ける「長周期地震動」の発生も予測されていることから、「長周期地震動」の認知度の向上に向けた取組みとともに、家具や什器などの転倒等防止対策の啓発を推進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震の被害想定でも、市内で、建物の全壊や半壊被害が多数予測されているところであります、本市でも耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を推進している。具体的には、木造住宅の耐震診断の無料化、耐震改修工事に対する国・県及び市の支援を行うとともに、無料相談会の実施や各種の情報提供等の啓発を充実する必要がある。

(公共建築物等の維持管理)

- 市庁舎や学校などの公共建築物は、大規模地震の際の応急対策活動の拠点施設としての機能確保が重要となる。多数の者が利用する市有の特定建築物については、耐震化がすべて完了しているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「瑞穂市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な維持管理・更新を進めていく必要がある。
- 保育所は、児童の生活の場だけでなく、地域住民にとって、身近な公共施設であり、災害時には、被災乳幼児や地域住民の避難場所としても役割が求められることから、児童等の安全確保と建物被害を軽減するため、民間活力の導入などの手法を活用し、公民連携で認定こども園化による老朽化対策を図る。また、私立保育施設の整備を支援することのほか、既設の私立保育施設に対する指導や監査の場など、あらゆる機会を活用して老朽化対策を図る必要がある。
- 市営住宅については、新耐震基準により整備されたものであるが、耐用年限の1/2を経過し、地域住宅計画に基づき、屋根や給排水設備の長寿命化型改善を進めているが、今後とも、定期的な点検や計画的な維持管理が必要である。
- 学校施設等公共施設については、施設自体の耐震性は確保されているが、天井や内壁、照明器具など非構造部材の老朽化も進行していることから、耐震性確保も含めた計画的な維持管理、更新が必要である。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースとして活用するため、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な整備・維持管理・更新を図る必要がある。

(災害に強い住環境の整備)

- 住宅の耐震性向上等のための耐震診断や補強工事等への支援を行う必要がある。

(火災予防対策の推進)

- 大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消防活動ができる体制を整備する必要がある。

(都市災害対策の推進)

- 都市地域において地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報収集等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する必要がある。
- 空き家等対策計画により、空き家等に関する取組を推進する必要がある。
- 空き家の中には、地震時の倒壊、漏電火災のおそれや救助活動における妨げとなる可能性があるものもあるため、適切な管理を促す必要がある。

(JR穂積駅周辺市街地の整備の促進)

- 地震による同時火災が発生した場合の延焼拡大リスクが高いJR穂積駅を中心とした密集市街地では、避難路や延焼遮断帯の機能を有する道路や、避難場所となる公園などの確保が必要不可欠であることから、それらを一体的かつ面的に改善を行っていくための土地区画整理事業等による市街地整備を推進する。
- 災害時の被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動、消防・救急救助活動、緊急輸送などの実施に向けた道路などを確保するため、無電柱化などによる災害に強い市街地の形成及び更新を目指すとともに、沿道の建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、県と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間をして、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に救援ルートを確保するための対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。
- 災害により道路が通行不能となつた際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。

(リスクコミュニケーションの促進)

- 地震発生後に市民が速やかに安全な場所に避難できるよう、地震ハザードマップの周知を図るとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、DIG（図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）研修などを取り入れた防災訓練の実施や避難誘導等を担う防災リーダーの育成が必要である。
- 外国人住民についても、正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成が必要である。
- 小中学校においては、児童・生徒及び教職員自身の命を守るために防災訓練などを継続的に実施するとともに、登下校時や休日でも、自ら判断し命を守る行動ができるよう防災教育を充実させる必要がある。

1-2 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生 (防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(総合的な水害対策)

- 本市は、18本の一級河川が貫流する地形にあり、古くから水害に悩まされてきた地域である。長良川、揖斐川、根尾川の大河川が氾濫した場合、広範囲で甚大な浸水被害が発生するとともに、氾濫流による家屋倒壊が想定されている地域もある。
こうした状況を踏まえ、国や県による河川改修と犀川遊水地事業などの遊水機能の強化を含めた総合的な治水対策を要請するとともに、本市においては内水による冠水被害の防止・軽減を図るため、普通河川等の整備を推進する必要がある。
- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨、令和6年台風第10号のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発している。このため、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。
- 水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対しては、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成や避難訓練の実施に係る支援など、命を守るために避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 小中学校への出前講座や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域を中心に、「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する必要がある。
- 気候変動適応法において、市は自然的・社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努めるよう規定されていることから、引き続き県からの助言等を得つつ、気候変動適応計画の策定に努める必要がある。
- 岐阜県気候変動適応センターにおける防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る共同研究や情報収集等の成果について、市の地域気候変動適応計画や地域防災計画等にも必要に応じ位置付けた上で、気候変動への適応と防災・減災対策を包括的に実施していく必要がある。

(治水事業の推進)

- 犀川遊水地事業に伴う牛牧排水機場を改修する必要がある。
- 内水排除対策を充実する必要がある。

(立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進)

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の策定及び防災指針の作成に努める必要がある。

(農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進)

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する必要がある。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

(排水機場の能力強化・維持管理・改修)

- 市内には、国が管理している排水機場が5か所、本市が管理している排水機場は3か所、土地改良区が管理している排水機場は1か所で、合計9か所の排水機場がある。これら河川構造物については、長寿命化を図り、予防保全型の維持管理を適切に進める必要がある。

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の多くが、周辺農地の宅地化などによる流出量の増加、地盤沈下のほか、「想定外の常態化」ともいべき豪雨の頻発化などによる排水機の能力不足が懸念されており、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、長期的な施設機能の確保に向けた機能保全対策を実施する必要がある。
- 地震が発生した際の農業用排水機場における緊急点検要領について周知徹底を図る必要がある。

(水害予防対策の推進)

- 道路管理者は、道路施設について、防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める必要がある。
- 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める必要がある。
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のハザードマップ等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る必要がある。

(農業関係者への支援)

- 被災農業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる必要がある。

(下水道施設による雨水施設整備)

- 内水氾濫対策として下水道事業による雨水施設整備を進める必要がある。

(リスクコミュニケーションの促進)

- 水害に備えた避難を適切かつ迅速に行うためには、地域が抱える水害のリスクの特殊性を市民に認識してもらう必要がある。そのため、洪水ハザードマップによる浸水想定区域の周知や、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、適切な避難行動の周知、県が推奨している「災害・避難カード」の活用、D I G (図上訓練) やH U G (避難所運営ゲーム) 研修などを取り入れた防災訓練の実施や避難誘導等を担う防災リーダーの育成が必要である。
- 外国人住民についても、正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成が必要である。【再掲】
- 小中学校への出前講座や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。【再掲】

(要配慮者避難への支援)

- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（高齢者福祉施設や障がい者施設、医療施設や児童福祉施設など）においては、一般市民よりも避難に時間を要し、浸水が発生した場合には深刻な被害が発生するおそれがあることから、避難確保計画の策定及び避難訓練を着実に行う必要がある。また、地域で生活する要配慮者についても、同様の観点から支援の取組が必要である。
- 高齢者福祉施設や障がい者施設の利用者の避難については、一般の避難所での対応が困難な場合が想定されることから、県や他市町村の福祉施設との協力体制が必要である。

(広域避難への対応)

- 木曽川水系の長良川や揖斐川、根尾川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域では、市内のはば全域が浸水し、最大浸水深も5m以上と想定されていることから、状況によっては市外への越境避難など広域避難が求められることから、県や周辺市町村との協力体制や越境避難に利用する道路や交通手段を確保しておく必要がある。

1-3 木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による甚大な人的被害の発生

(消防・救急・救助、水防体制の整備)

- 本市の常備消防は、合併前の旧穂積町地域においては岐阜市に業務委託しており、平成20年度から市内全域がその対象となっている。年間の火災発生件数は20件未満であるが、木造住宅密集地や不特定多数が集まる公共施設や商業施設があり、乾燥した時期の火災で延焼のおそれがある。また、火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、消防体制や装備資機材、各種訓練等による災害対応力の向上を図る必要がある。
- 大規模火災では、公助の手が回らないことも想定される。本市では、消防団7分団のほか女性消防班が組織されており、これら非常備消防の充実強化を図る必要がある。
- 地域の消防設備・機器では、消防団用車両や備品の整備をしてきたほか、消防水利として防火井戸や消火栓のほか、耐震性貯水槽などを整備してきた。引き続き消防設備・機器の保守点検・維持管理に努めるとともに、地震にも対応した消防水利の拡充を図る必要がある。

(治水事業の推進)

- 犀川遊水地事業に伴う牛牧排水機場を改修する必要がある。**【再掲】**
- 内水排除対策を充実する必要がある。**【再掲】**

(水害予防対策の推進)

- 道路管理者は、道路施設について、防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める必要がある。**【再掲】**
- 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める必要がある。**【再掲】**
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のハザードマップ等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る必要がある。**【再掲】**

(地域防災力の向上)

- 本市では、令和6年6月30日に瑞穂市防災士会が発足し、各校区の防災活動への支援事業や市民への防災意識の啓発に努め地域防災力の向上を図っている。また、市内の小学生（4～6年生）と保護者を対象に「瑞穂市少年少女消防クラブ」を組織し、救命教室などのクラブ活動を通じて市民に対し防火・防災思想の普及、啓発に努めている。地域の防災力を高めるため、こうした住民の自主的な防火・防災活動を促進する必要がある。

(密集市街地等の整備)

- 木造住宅密集地域の集落では、狭い道路が多く緊急車両の進入路や避難路の確保、延焼防止のための狭い道路整備事業や土地区画整理事業等により都市基盤の整備を図る。また、JR穂積駅周辺や国道21号、主要地方道北方多度線沿線などには、準防火地域に指定されたエリアがあり、建築物の不燃化・耐震化を促進する必要がある。

(要配慮者への支援)

- 大規模火災発生時において、地震発生時と同様に、避難に支援や配慮が必要となる高齢者や障がい者等の方々を守るために、平時の訓練の中に安否確認要領や避難支援要領などの対応訓練を取り入れる必要がある。

(外国人に対する情報提供)

- 外国人住民に対し、住宅用火災警報器の設置や住宅用消火器の正しい使い方など防火・防災知識の普及・啓発、避難に関する情報発信を進める必要がある。また、多言語看板を設置することで平常時から避難場所の位置を認識してもらい、迅速な避難行動を進める。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

(情報収集手段の多様化)

- 令和6年能登半島地震では、土砂崩れ等による道路の寸断により、多数の孤立地域が同時に発生したことから、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であった。このため、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離着陸可能候補地の把握に向けた取組みを推進する必要がある。
- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する必要がある。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。
- 令和6年能登半島地震の発生直後には、SNS上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が相次いだことから、災害時には、SNS上に流通する様々な情報をAIなども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する必要がある。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する必要がある。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 気象情報・河川水位やダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、適時適切な避難行動に繋がるよう、「流域治水」の意識醸成を図る必要がある。
- 洪水時の円滑な避難のため、市において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡回等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、県や水防管理団体、水防団等と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等の確認などを行う必要がある。また、氾濫発生を確認した水防管理者から管轄土木事務所への通報・連絡を確実に実施する必要がある。
- 市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても進める必要がある。
- 県が養成してきた、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者が災害時においても対応できるよう、意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する必要がある。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net 119緊急通報システム」について周知を図る必要がある。
- 地震情報や気象情報など災害時の情報提供手段としては、現在「防災行政無線」や「エリアメール」、「みずほ市民メール」、「防災ラジオ」など多様な提供手段を活用しているが、今後電源喪失対策や外国人向けの情報発信、聴覚障がい者への情報提供を含めさらに充実を図る必要がある。
- 地震や風水害等市内で起こりうる災害の想定など地域の特性の理解を深め、命を守る行動に備えるため、防災読本（洪水及び地震ハザードマップ）を配布してきた。今後、学校や地域、事業所において、普及・啓発を促進する必要がある。
- 災害時の避難行動に際しては、避難路の確保が重要であるが、市内には長良川や揖斐川をはじめ、中小河川、用排水路が多いことから、橋梁の安全性を確認しつつ、道路通行情報を探査する必要がある。

(事業所への情報提供)

- 大規模災害発生時には、各事業所においても、顧客・従業員の生命、財産を守ることが重要であり、企業防災に関する啓発、情報提供を進める必要がある。また、製造業などにおいては、火災の防止、薬剤の漏れ防止など二次被害を防止するための情報提供に努める必要がある。
- 各企業における事業継続及び早期再建は、市民生活再建にも大きな影響を与えるため、企業の中核となる事業を継続あるいは早期復旧させるための事業継続計画（B C P）に取り組む必要があり、企業が業務継続計画（B C P）を策定するために、ハザードマップなど地域の災害リスクに関する情報提供を行うことが重要である。

(長期停電時の対応)

- 地震による広域停電（ブラックアウト）や強風による電力柱の倒壊など、長時間停電で電力の供給断絶が発生し、情報通信設備の機能喪失が想定されることから、燃料やバッテリー補給体制の点検、機能強化を図る必要がある。また、停電時の多様な情報通信手段として広報車による巡回広報等を検討する必要がある。

(住民主体での避難対策の強化)

- 令和5年2月に追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市での洪水ハザードマップ作成を引き続き進めていく必要がある。
- 気象庁により予測精度の向上が進められている線状降水帯などの防災気象情報を市民が正しく理解し、主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上を図ることができるようにするため、研修や講習会を実施する必要がある。また、市民による主体的な避難行動を促すためには、市における適時・適切な避難情報の発令が求められるため、「気象防災アドバイザー」を活用し、平時においては、市職員向けの研修を実施するとともに、災害時においては、県から気象情報の解説や今後の気象見通しについての情報を収集するなど、市の防災力の向上を図る必要がある。このほか、災害対応に当たっては、気象庁のJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）やリエゾンとの連携を推進していく必要がある。

(防災教育の推進)

- 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果や、令和6年能登半島地震での事例等も踏まえ、地域や職場における研修や訓練を通じて、自身への備えについての理解と周知を進める。また、市における地震ハザードマップの作成とその周知も引き続き進め、地域住民の防災意識を高める必要がある。
- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、学校や地域を中心に、毎年、地域の災害リスクや避難行動に関する理解を深めるための防災教育を実施する。また、地域の特性に応じた災害リスク（地震、洪水等）に基づく命を守る訓練を行い、実際の災害時に冷静かつ適切な行動ができるような実践的な学びを推進する必要がある。
- 学校内の防災教育をさらに充実させるため、地域の防災部局や消防、警察、地域の防災士などの専門機関と連携し、教職員向けに防災研修を実施する。これにより、教職員が災害時に適切な指示を出せるよう、地域の防災専門家が主導する教育プログラムを学校で展開し、教育機会を提供する必要がある。
- 小中学校への出前講座や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。【再掲】

(要配慮者支援の推進)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、西日本を中心に死者・行方不明者が 200 名を超えるなど大きな被害が発生した。多くの自治体から避難勧告などが発令されるなど避難行動を促す情報が出されたものの、自宅に留まり多くの方が亡くなる結果となった。特に、在宅の高齢者等への避難支援の重要性が浮き彫りになった。こうしたことを踏まえ、一人暮らし高齢者や障がい者など要配慮者の逃げ遅れを防ぐため、警察や消防機関等への情報提供、避難支援に係る個別計画の策定などの徹底を図る必要がある。また、令和 7 年 3 月現在の市内の要配慮者利用施設における避難確保計画作成施設数は、すべての施設で作成されている。引き続き水防法の改正により、避難確保計画作成の義務化がされたことなどの周知や作成支援を進める必要がある。
- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定を進めていく必要がある。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみで防災訓練の実施を促進する必要がある。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 迅速な避難や被害の軽減、迅速な復旧・復興には、地域による共助が不可欠であり、地域の中心となる消防団員・防災士などのリーダー養成を図り、育成したリーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。
- 市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する必要がある。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む必要がある。
- 市と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、令和 6 年能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ぶことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。
- 小中学校の安全管理に関する責任者を対象とした学校安全講習会を通じて、学校内の危険箇所等の確認の視点や方法について周知を徹底し、普及・啓発を図る。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。
- 自治会単位を基本として、市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図るために、災害時に自発的に活動できる自主防災組織を育成する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 内閣府において整備する災害時応援協定システムの協定書等データベースなども活用しながら、引き続き物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。
- 救援物資が不足する場合には、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定等に基づき、県を通じて支援を受ける体制となっているほか、民間事業者との間で、物資の提供や輸送に関する協定を締結している。今後、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、支援物資を迅速かつ円滑に避難所等に届ける受援計画や輸送マニュアルの策定が必要になる。

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する必要がある。
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する必要がある。
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する必要がある。
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う必要がある。

(管路の耐震化の推進)

- 災害時の避難施設のうち9施設を重要給水施設として設定し、水源地と施設を結ぶ管路の耐震化を推進する必要がある。
- 管路の整備（配水管拡張事業、老朽管更新事業、基幹管路網更新事業等）には耐震管を使用し、管路の耐震化を推進する必要がある。

(災害時応急給水体制の確保)

- 災害時の応急給水に備えた備蓄資材を確保する必要がある。

(都市排水対策の推進)

- 市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業及び公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する必要がある。

(給水活動の推進)

- 災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う必要がある。

(ライフライン施設の応急対策の推進)

- 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る必要がある。

(必需物資の確保対策の推進)

- 公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る必要がある。また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水源地や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する必要がある。
- 本市の飲料水の水源はすべて地下水であり、7か所の水源地で取水井よりポンプで取水している。水源地のうち4か所は配水池を併設しており、主要水源地の3ヶ所はすべて耐震性を有している。しかし、電気設備（非常用電源を含む。）や機械施設、計装設備については、経年劣化による故障等が起り得るため、計画的な更新を進める。
- 管路についての耐震化を進めるとともに、避難施設など重要給水施設までの管路の耐震化、水道による給水が停止した場合に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る必要がある。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・配水施設）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。
- 県が実施する各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況のとりまとめ結果を県と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める必要がある。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする必要がある。

(下水道施設の機能保全対策の推進)

- 下水道については、3か所の污水処理施設を有し、1か所の建設を進めている。既存の3か所の施設は比較的新しく、各処理施設の耐震性は確保され、施設の老朽化は健在化していないが、今後は、機械電機設備の経年劣化により更新が必要となってくるため、日常の適正管理を行いストックマネジメント計画及び最適化構想に基づき、状態監視保全、時間計画保全、事後保全を行う必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 本市では大規模災害に備え、市内の小中学校（牛牧小を除く）、牛牧南部コミュニティセンター及び朝日大学に防災備蓄倉庫を設置している。備蓄倉庫には救助工具セットのほか、発電機や燃料、飲料水や食料、簡易トイレセット、避難開設セットなどを配備している。引き続き防災資機材や備蓄品の整備を進めるとともに、防災備蓄倉庫の多くが地上に設置されていることから、浸水時の対策を検討する必要がある。また、災害対策本部機能を維持するための備蓄品を確保する必要がある。

(企業防災の促進)

- 企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限に留め、できるかぎり早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。
- 市及び商工会等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める必要がある。

(要配慮者利用施設での備蓄等の支援)

- 本市では、老人福祉センターを福祉避難所としているほか、民間の診療所や福祉施設等との協定を結んで、要配慮者を受け入れてもらうことになっている。こうした施設等が有效地に機能するためには、非常用電源設備や燃料、飲料水・食料等の備蓄が必要である。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(災害対応力強化のための資機材等整備)

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、新たに配備された機器、更新された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防団員による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。また、令和6年能登半島地震で発生した事象を踏まえ、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 団員の高齢化や減少を踏まえた多様な団員を確保する必要がある。

(自衛隊派遣要請の迅速化)

- 本市の地域防災計画では、地震や洪水などの大規模災害により被害が発生するおそれがある場合、市民の生命、財産を保護するために、原則県知事を通じて自衛隊の派遣を要請する計画となっている。特に、長良川や揖斐川をはじめ18本の一級河川があることから、大雨による洪水発生が予想された場合、氾濫などを警戒すべき箇所が複数に及ぶことを考慮し、水防活動や救助などに自衛隊の派遣を要請する可能性がある。そのため、部隊の待機要請や受け入れ場所の確保など災害時の受援計画を策定する必要がある。

(消防力の強化)

- 市内の消防施設は、瑞穂消防署、瑞穂消防署巣南分署、消防倉庫がある。瑞穂消防署は平成20年に竣工した施設であり、新耐震基準の施設で、比較的新しいが、瑞穂消防署巣南分署は、平成3年の竣工後、平成20年に改修しているが、建築後35年を経過していることから、防災拠点として計画的な維持・補修が必要である。また、救出・救助が夜間の場合や、倒壊家屋及び泥濘から救出などに備え、照明器具や小型資機材の充実・高度化などが必要である。消防倉庫は、各消防団の車庫や詰所等の地域の防災施設であり、施設や消防車両、装備等の適切な維持管理や計画的な更新が必要である。
- 市内には、長良川の水防施設として「別府水防倉庫」と「村中水防倉庫」、揖斐川の水防施設として「大月水防倉庫」、根尾川の水防施設として「七崎水防倉庫」、犀川の水防倉庫として「下畠水防倉庫」と「十八条水防倉庫」及び「古橋水防倉庫」の計7か所の水防倉庫を有している。これらは、水防活動に必要な資機材を備えたものであるが、一部には30年以上を経過した施設もあることから、計画的な更新や点検、維持・保全を図る必要がある。さらに、平成23年には、安全・安心な地域づくりの拠点として水防センターを設置している。水防センターには災害時の飲料水や食料等の備蓄、水防・防災資機材を確保しており、定期的な点検や維持・保全を図る必要がある。

(救助・救急活動に必要な道路の確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携した災害時の応急活動を迅速に行うためには、活動拠点と活動経路の確保が重要である。そのため、市内の緊急輸送道路である国道21号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道（橋梁を含め）の維持管理とともに、沿道建物等の耐震化を促進する必要がある。
- 道路の損壊、樹木の倒木等による通行障害に対応し、道路啓開を迅速に行うため、必要な資材の確保とともに、重機等の機材を保有している民間の建設関係事業者などで構成されている瑞穂市緊急対策協力会との協定締結により、平常時を含めた、協力体制を充実させる必要がある。

(自主防災力の強化)

- 地震により同時多発的な住宅の倒壊や出火が発生した場合には、公的な救助や消火活動が対応できない場合が想定されることから、地域での自主的な救助活動が必要になる。本市では、自治会ごとに自主防災組織のマニュアル整備を推進しているほか、風水害や地震発生時の避難場所、避難所を確保してきた。さらに、救出救護、消火などの防災訓練の充実を支援し、地域の自主防災力を高める必要がある。

(水防活動の推進)

- 洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す必要がある。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施し、関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 災害時には、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく対応を迅速に行うとともに、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進し、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化等を図る必要がある。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図るとともに、国の補助金の活用により消防設備の充実を図る必要がある。また、大規模火災時に関係機関と連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。【再掲】

(消防団員、水防団員等の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、団員の待遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員O Bや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

(自衛隊災害派遣要請)

- 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、「災害対策基本法」第68条の3の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報収集等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する必要がある。【再掲】
- 空き家等対策計画により、空き家等に関する取組を推進する必要がある。【再掲】
- 空き家の中には、地震時の倒壊、漏電火災のおそれや救助活動における妨げとなる可能性があるものもあるため、適切な管理を促す必要がある。【再掲】

(避難経路の確保)

- 避難経路の確保・強化のため、防災協定に基づく民間施設への避難のための経路の整備を図る必要がある。

2-3 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

- 災害のフェーズに応じた保健活動が実践できるよう、県の支援を受けつつ保健活動マニュアルを策定する必要がある。
- 病院におけるBCP策定を進めるため、厚生労働省によるBCP策定研修への参加を促進とともに、定期的に策定状況の調査を行う必要がある。
- 災害医療コーディネーターの養成のため、厚生労働省による災害医療コーディネーター研修への参加を促進する必要がある。
- 災害時における事故等への備えにおいて、課題を踏まえながら医療コンテナの効果的な活用方法を検討する必要がある。
- 市内医療機関等に勤務する看護職員を災害支援ナースとして派遣する体制を整備する必要がある。

(医療救護体制の整備の推進)

- 大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する必要がある。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を推進する必要がある。
- 社会福祉施設等に対し、各種助成制度の周知を図り、防災体制の強化や非常用自家発電設備等の整備を促進するとともに、最低3日分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する必要がある。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な運営指導等を通じ、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する必要がある。

(消防・救急・救助活動の推進)

- 災害発生に伴う火災から市民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う必要がある。
- 特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

(保健活動・精神保健の推進)

- 災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、市、県及び関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対して、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する必要がある。

(医療・福祉施設の災害対応マニュアル等の整備促進)

- 市内には災害拠点病院の指定はないが、一般医療施設も災害時における救急・救助活動に重要な役割を果たすことが期待されており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備の整備など、診療機能を継続するための整備が必要となる。
- 福祉施設においては、災害時に福祉避難所としての機能を果たすことが求められており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備の整備など、施設の事業を継続するための整備が必要となる。

(支援ルートの確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携し、医療機関や福祉施設の機能を維持するための支援を円滑かつ迅速に行うため、市内の緊急輸送道路である国道 21 号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道（橋梁を含め）の維持管理とともに、沿道建物等の耐震化を促進する必要がある。

(搬送手段の確保)

- 災害時において、多数の負傷者等が発生し、既存の消防・救急車両での搬送が困難となることが想定されることから、搬送に活用できる福祉車両等の活用について、民間事業者との協力協定の締結を検討する必要がある。

(被災動物の救援)

- 災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生じる恐れがあることから、岐阜保健所等との連携による被災動物の救護機能の充実に努める必要がある。

2-4 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所環境の充実)

- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく必要がある。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図る必要がある。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する必要がある。
- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受けける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議における委員への女性の登用を促進する必要がある。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る必要がある。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する必要がある。
- 被災動物救援マニュアル作成例の収集などによりペット同行避難者の受入れ体制を構築し、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する必要がある。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするために、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T) の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウィルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する必要がある。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなどの役割を担う必要がある。
- 災害時に避難所となる学校では、多くの避難者が避難生活を送ることとなるため、浸水被害により良好な生活環境の確保・維持に支障を来すことがないよう、浸水対策に必要となる設備や備品の整備について支援する必要がある。
- 自然災害発生時の避難所は、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）としての活用も想定されていることから、その整備・機能強化に際しては、自然災害以外の有事の際の活用についても、可能な限り配慮する必要がある。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、飲料水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まるに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る必要がある。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む必要がある。

(避難所運営リーダーの養成)

- 避難所運営については、複数の自治会が共同で行うことが想定される。特に避難所開設の初期段階は、災害発生直後の混乱状態の中で、運営方法を決める必要があり、防災士などリーダーとなる人材を複数確保する必要がある。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 福祉避難所の充実・強化に向けた県からの支援を受けて、福祉避難所の指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施を図る必要がある。

(応急住宅対策の推進)

- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する必要がある。
- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う必要がある。

(避難対策の推進)

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める必要がある。

(防疫・食品衛生活動の推進)

- 被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、またまん延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する必要がある。
- 災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る必要がある。

(愛玩動物等の救援の推進)

- 逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う必要がある。

(大規模な火事災害対策の推進)

- 大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる必要がある。

(災害復旧事業に伴う財政援助及び助成)

- 災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市及び県は早期に被害情報の収集や国への働きかけを行う必要がある。

- 復旧・復興事業に当たっては、暴力団排除活動の徹底に努める必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における保健所と市の役割分担や連携体制について、具体的な対応の共有・イメージ化など、引き続き県と連携し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。また、リハビリテーション支援をはじめ、災害時に連携を要する応援派遣者や関係機関の役割についての理解を深め、災害時における支援・受援体制を整備する必要がある。
- 東日本大震災では、避難所においてインフルエンザが蔓延したという事例もあり、新型コロナウィルス感染症防止対策が求められる中、避難所における健康管理に対する不安が高まっていることから、DMA Tその他保健医療活動チームと連携・協力し、健康管理体制の整備を進める必要がある。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する必要がある。また、被害認定調査について、県・市相互による職員応援体制に基づいた市における罹災証明書発行業務を迅速に行う必要がある。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制を確保する必要がある。
- 風水害の発生事例から、被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について災害ボランティアは大きな役割を果たしている。本市では、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会との間で、「大規模災害時におけるボランティアセンターの設置運営に関する協定」を締結しており、災害時のボランティア受入マニュアルやボランティア支援に関わるコーディネーターの養成を進める必要がある。また、これら人材研修も兼ねて被災地派遣を支援し、被災地での経験を市の災害発生時に活かせるよう支援を検討する必要がある。

- 被害認定調査や罹災証明の発行、被災者生活再建支援法に基づく支援などについては、被災地での実務経験が重要になることから、職員の被災地応援派遣を積極的に行う必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する必要がある。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、災害救助法に基づく供与制度の周知など県や協定締結団体との連携強化を図る必要がある。
- 南海トラフの巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震では、1,000戸以上の建物の全壊を想定しており、災害時の住宅対策に備える必要がある。建設型の応急仮設住宅については、できるかぎり集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定することとしており、都市公園やグラウンド等の整備を通じて、オープンスペースを活用した建設可能用地を確保する必要がある。借上げ型応急仮設住宅については、県や関係団体と連携し、円滑に提供するための体制等の構築が必要である。

(避難所運営マニュアルの更新)

- 本市では災害時の指定避難所として小中学校の校舎・体育館やコミュニティセンター等26か所を指定している。本市では平成23年に「避難所運営マニュアル」(モデル)を作成したのち、平成31年に改定している。さらに、令和2年6月に「新型コロナウィルス感染症対策編」(暫定版)を作成し、密閉・密集・密接の回避、体調不良者等の完全隔離、体温・体調チェック、マスクの常用、手洗い及び消毒の徹底などを追加した。避難所は、災害発生後に一定期間を過ごす場であり、生活の場としての安全・安心して過ごせる環境の確保が求められており、HUG(避難所運営ゲーム)研修などを通じて避難所ごとに独自の運営マニュアルを作成・更新していく必要がある。

(福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練の実施)

- 本市では、福祉避難所の指定、要配慮者の受け入れに関する医療・福祉事業者との協定の締結を進めてきたが、さらに福祉避難所としての運営を想定したマニュアルの整備が必要である。また、既存の利用者がいる中で、要配慮者を受け入れるための訓練が重要となっている。

2-5 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 関係自治体や経済団体などの多様な主体と連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する必要がある。また、帰宅困難者が、「水道水の提供」や「トイレの使用」などの支援を受けることができるよう、市内のコンビニエンスストア等と締結した災害時応援協定に基づく帰宅困難者支援を引き続き推進する必要がある。
- 市内事業所においては、災害に備えた独自の備蓄を促進するとともに、道路・交通網の被害の状況等の情報周知を徹底し、無理な帰宅を控えるよう促す必要がある。また、県や関係事業者団体と連携し、事業継続計画(BCP)の策定とフォローアップ支援に努める必要がある。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などによる意見交換等を継続して実施する必要がある。

- 通勤・通学、出張、買物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する必要がある。

(公共交通機関との連携強化)

- J R 穂積駅は、1日の乗降者数が約 17,000 人と岐阜県内で5番目に利用者が多い駅であり、主に岐阜市や名古屋市、大垣市方面への通勤・通学に利用され、瑞穂市ののみならず周辺市町を含む広域的な地域の方に利用されている。また、圏域を南北につなぐ樽見鉄道は、地域の足として、無くてはならない公共交通機関であり、沿線市町の方々に利用されている。さらに、交通結節点となるそれらの駅からは、各地域を結ぶ路線バスやコミュニティバスなどが運行されている。それら鉄道やバス等の公共交通機関の運行が停止すると、多くの駅利用者等が帰宅困難者となり駅に取り残される事態の発生が見込まれることから、帰宅困難者の安全な場所への避難や、一時的な避難生活が確保できるよう必要な支援の強化を図る必要がある。

(「災害・避難カード」作成の取組推進)

- 通勤・通学者の多くは、災害発生時に市域外にいる可能性もあるため、自宅からの避難ではなく、通勤・通学先での避難を想定した「災害・避難カード」作成の取組を推進する必要がある。

(企業防災の促進)

- 企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限に留め、できるかぎり早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。**【再掲】**
- 市及び商工会等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める必要がある。**【再掲】**

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(感染症対策の強化)

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種の実施主体となる市町村における円滑な予防接種実施への支援、協力をを行う必要がある。また、定期的に県内でのワクチンの流通量を調査して把握するとともに、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況を把握し、安定した予防接種が実施できるよう働きかける必要がある。

(避難対策の推進)

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める必要がある。**【再掲】**

(防疫対策の強化)

- 被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

(防疫・食品衛生活動の推進)

- 被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、またまん延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する必要がある。【再掲】
- 災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る必要がある。【再掲】

(愛玩動物等の救援の推進)

- 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う必要がある。【再掲】

(大規模な火事災害対策の推進)

- 大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる必要がある。【再掲】

(避難所環境の充実)

- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うN P Oなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく必要がある。【再掲】
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図る必要がある。【再掲】
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する必要がある。【再掲】
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する必要がある。【再掲】
- 被災動物救援マニュアル作成例の収集などによりペット同行避難者の受入れ体制を構築し、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。【再掲】
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する必要がある。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするために、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」（D－E S T）の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める必要がある。【再掲】

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにとともに、それらを支える「公助」の取組みを推進する必要がある。また、市民が主体的に避難行動をとれるよう、空振りを恐れない早めの避難情報を発令していく必要がある。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に全市参加の情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。また、ダムの緊急放流に備え、ダム管理者、下流市町を含めた関係機関など、県が主催する住民参加による訓練の参加に努める必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、被害の甚大さもあり、発災当初において、十分な情報収集や共有、被害の全体像の迅速な把握に至らなかった事例が見られたことから、県と市間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行う必要がある。
- 市が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割について十分に把握し、総合防災訓練等において県と連携した実践的な訓練を実施する必要がある。
- 罹災証明書発行業務など、応急復旧業務に従事する職員を確保するために構築した県・市相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じた派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する必要がある。

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する必要がある。**【再掲】**
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する必要がある。**【再掲】**
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する必要がある。**【再掲】**
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う必要がある。**【再掲】**

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 様々な防災関係システムの標準化・統一化を県に働きかけていく必要がある。
- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、指定避難所以外への避難者の状況や必要な物資等のニーズの把握が難航したことから、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく必要がある。
- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく必要がある。**【再掲】**
- 市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても進める必要がある。**【再掲】**

(切れ目のない被災者生活再建支援)

- 被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、県が作成する被災者に対する生活支援情報をまとめたホームページを幅広く周知するとともに、市における生活支援情報の発信についても促進する必要がある。
- 避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援への転換を図る必要がある。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、市、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。
- 災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要となる罹災証明書の交付の円滑化を図るため、県・市職員を対象とした住家被害調査員育成研修を引き続き参加する必要がある。
- 県ホームページで公開する「災害時の被災者支援に関する各種制度」について、災害時に活用できる支援制度を市民自ら把握しておくことが重要となるため、防災啓発イベントの場などを活用し、周知に向けた取組みを推進する必要がある。また、平時には、県が実施する市職員向けの研修等に参加し、被災者への支援を担う市の職員が、災害救助法や被災者生活再建支援法などの制度や内容について正しく理解する必要がある。

(受援体制・広域連携の強化)

- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、速やかに適切な避難所運営を図ることができるようとする必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣された応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから、県の支援を受けつつ、市の受援計画の見直しについても適宜実施する必要がある。
- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要なことから、災害時の支援体制の適切な運用に向けて、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する必要がある。
- 「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しに伴い、市の物資に係る受援計画等の策定・見直しを支援する必要がある。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、市の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る必要がある。

(防災拠点の確保・整備)

- 災害時に組織される市災害対策本部は、原則として瑞穂市役所大会議室に設置されることになっている。市役所庁舎は平成11年の耐震補強により耐震性は確保されているが、昭和40年の竣工であり、建築後60年を経過していることから、災害対応の中核拠点としての機能強化を図るためにも新庁舎の整備が求められる。特に、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、大型モニターや防災情報通信システムの整備、浸水対策等の整備の必要がある。巣南庁舎は、昭和62年の竣工で、建築後の経過年数は33年であるが新耐震基準を満たした施設であり、計画的な保全管理に努める。牛牧北部防災コミュニティセンターは、平成9年に開所し、災害発生時における地域の防災活動の拠点の役割を担っている。
- 市内の公共施設の多くは、浸水が想定される地域にあるため、受変電設備や非常用電源、幹線系統電気通信設備の浸水対策が必要である。

(業務継続体制の整備)

- 災害に備え、非常時優先業務の選定を始めとした業務継続計画（B C P）策定や職員の安否確認・収集状況把握訓練などを通じ、業務継続体制の整備が必要である。
- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・収集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る必要がある。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく必要がある。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る必要がある。
- 重要な個人情報を含むデータ（住民情報、税情報、地籍、各種図面等）を管理している部門の業務継続の実効性を高めるため、分散保存や外部クラウドサービスの利用を検討する必要がある。

(防災思想・防災知識の普及)

- 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、災害から命を守る市民運動を展開し、市民の自助・共助意識の高揚を図る必要がある。

(広域的な応援体制の整備の推進)

- 大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る必要がある。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める必要がある。

(行政機関の業務継続体制の整備の推進)

- 大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限に留め、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画（B C P）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

(災害対策要員の確保)

- 大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する必要がある。
- 災害応急対策の実施が災害対策本部の職員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときに労働者を雇い上げ、災害応急対策に当たらせる必要がある。
- 災害対応業務実施のため要員が、一般の動員や災害対策作業員の雇上げ等の方法によつてもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する必要がある。

(避難対策の推進)

- 災害発生により危険が急迫し、市民の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市長を中心として防災関係者が相互に連携を取り地域住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる必要がある。

(遺体の搜索・取扱い・埋葬)

- 災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う必要がある。

(災害義援金品の募集配分)

- 被災者に対して寄託される義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する必要がある。

(被災者の生活確保)

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。
- 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める必要がある。

(通信の確保)

- 被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る必要がある。
- 電源喪失時における被害情報の収集、県や防災関係機関との情報連絡を想定し、衛星携帯電話等を確保しておく必要がある。

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による競争力の低下

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やBCPの策定支援、フォローアップに取り組む必要がある。
- 種苗生産施設においてもBCPの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む必要がある。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるBCPの策定を促進する必要がある。
- 企業の事業継続及び早期再建は、市民生活の再建にも大きな影響があることから、企業防災に係る事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援が必要である。

(被災中小企業の振興)

- 被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる必要がある。

(道路通行情報の提供)

- 災害時において、通常ルートによる物流が寸断した場合、迂回可能な道路に関する情報を提供する必要がある。

(特定建築物の耐震化促進)

- 大型商業施設や文化施設など一定規模以上の面積を有し、不特定多数の集まる施設、危険物を扱う施設、緊急輸送道路沿道の施設については、倒壊による被害拡大や応急活動の阻害も懸念されることから、耐震改修促進法により特定建築物として耐震化することが義務化されており、耐震性を確保するよう情報提供や啓発・指導を進める必要がある。

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進)

- 災害時等において、有害物質の流出等による大気汚染状況の悪化等、通常と異なる状況の発生を把握するためには、平常時の状況を把握する必要がある。このため、災害時及び平常時における県内の大気汚染状況を把握できるよう、測定機器の適切な維持管理及び更新等を行い、大気汚染常時監視体制を整備する必要がある。
- 水素ステーションなどのガス検知・火災検知・換気設備など必要となる安全設備の整備を周知するとともに、災害による施設の被災等の際には、国、県、市消防が迅速に情報を共有できる体制を引き続き維持する必要がある。

4-3 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(災害時における食料等供給体制の確保)

- 本市では、災害時に必要な食料・生活必需物資の供給について、生活協同組合や農業協同組合その他民間企業との協定を締結しているほか、県及び市町村災害時相互応援協定により、物資の提供・あっせんを受ける体制を整備している。また、県外では、東京都瑞穂町や8都道府県10自治体との相互応援協定による物資提供を受ける体制もある。今後とも非常時に備えこうした体制の強化を図る必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(食料供給活動の推進)

- 災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う必要がある。

(災害物資受援計画の整備)

- 災害に際して食料等の物資の提供を受けた場合、それらを適切に整理、仕分け、管理・保管を行いつつ、被災者に対し必要な物資を適切かつ迅速に届ける必要がある。そのため、物資輸送に関し民間の配送事業者との協定を締結している。今後とも民間のノウハウを活かしつつ、保管場所の確保を含め円滑な供給体制の整備を図る必要がある。

4-4 渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源関連施設の整備等推進)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曽川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を推進する必要がある。
- 「渇水対応タイムライン」を活用して、渇水時の情報共有を引き続き緊密に行うことにより、渇水による被害の軽減を図る必要がある

(水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効利用を推進する必要がある。

4-5 農地における生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取組みに対して、引き続き支援する必要がある
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を引き続き支援する必要がある。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する必要がある。

5 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、情報通信等）の長期間・大規模にわたる機能停止

（総合的大規模停電対策の推進）

- 暴風に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む必要がある。
- 市（避難所を含む）および医療機関や社会福祉施設等は備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する必要がある。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする必要がある。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓閉に関する情報の共有、電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようとするための連携・協力体制を構築する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う必要がある。

（防災体制の充実）

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する必要がある。**【再掲】**
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する必要がある。**【再掲】**
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する必要がある。**【再掲】**
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う必要がある。**【再掲】**

（管路の耐震化の推進）

- 災害時の避難施設のうち9施設を重要給水施設として設定し、水源地と施設を結ぶ管路の耐震化を推進する必要がある。**【再掲】**
- 管路の整備（配水管拡張事業、老朽管更新事業、基幹管路網更新事業等）には耐震管を使用し、管路の耐震化を推進する必要がある。**【再掲】**

（災害時応急給水体制の確保）

- 災害時の応急給水に備えた備蓄資材を確保する必要がある。**【再掲】**

（防災通信設備等の整備）

- 大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る必要がある。

（都市排水対策の推進）

- 市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業及び公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する必要がある。**【再掲】**

（ライフライン施設対策の推進）

- ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限に留めるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる必要がある。
- ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水源地や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する必要がある。【再掲】
- 本市の飲料水の水源はすべて地下水であり、7か所の水源地で取水井よりポンプで取水している。水源地のうち4か所は配水池を併設しており、主要水源地の3ヶ所はすべて耐震性を有している。しかし、電気設備（非常用電源を含む。）や機械施設、計装設備については、経年劣化による故障等が起り得るため、計画的な更新を進める。【再掲】
- 管路についての耐震化を進めるとともに、避難施設など重要給水施設までの管路の耐震化、水道による給水が停止した場合に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る必要がある。【再掲】
- 上水道施設は、災害時における生活の維持や消火活動にとって重要なライフラインであり、商用電力が停止した場合にも機能が維持できるよう施設や設備の耐震化、老朽化対策、非常用電源の確保を進める必要がある。
- 本市では、レベル1及びレベル2の地震動に対応した下水道施設整備を進めており、被災時にも汚水処理が適正に行えるように早期の下水道施設の概成に努め、施設整備後には下水道接続の促進を図る必要がある。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・配水施設）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。【再掲】
- 県が実施する各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況のとりまとめ結果を県と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める必要がある。【再掲】
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする必要がある。【再掲】
- 上水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める必要がある。

(下水道におけるB C P、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進)

- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市及び関係団体との共同防災訓練を実施する必要がある。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道B C P策定マニュアル等に基づき、引き続き下水道B C Pのブラッシュアップを促進する必要がある。
- 下水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める必要がある。
- 商用電力の供給が停止した場合にもマンホールポンプの機能が維持できるように、移動式発動発電機の確保を進める必要がある。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。

(非常用電源の確保と燃料備蓄)

- 災害時に商用電力が停止した場合にも行政機能を維持するため、庁舎等に非常用電源を確保するとともに、必要な燃料を備蓄する必要がある。また、指定避難所において発電機や燃料を確保しており、今後、浸水対策や燃料供給体制の強化を図る必要がある。
- 医療機関や福祉施設についても、施設機能を維持するため、非常用電源の点検・燃料の保管管理を指導する必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等による「自立・分散型エネルギーシステム」の構築と活用を進めるため、県とともに取り組む太陽光発電に加え、その他のエネルギーの活用という観点から、地産地消型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入等を推進する必要がある。

(燃料供給体制の強化)

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む必要がある。
- 「分散型エネルギー」であるLPGについては、令和6年能登半島地震において、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用されたことから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPGを優先供給できるようにする必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間をして、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に救援ルートを確保するための対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。**【再掲】**
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。**【再掲】**

(無電柱化の推進)

- 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限するよう国及び県へ要請する必要がある。
- 大規模災害の発生に備え、電柱の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性等勘案し、計画的に無電柱化の整備を検討する必要がある。

(大規模停電対策の推進)

- 大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るために、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う必要がある。
- 大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車等の配備など応急対策を実施する必要がある。

(電気事業者の災害対応力強化)

- 大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 大規模災害時には情報が錯綜する可能性があるため、県が実施する防災訓練への参加に加え、実際に災害対策本部が設置された際には、積極的に情報連絡員の派遣を行うなど、情報連携体制の実効性の確保を図る必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化)

- 本市は民間による都市ガスの供給区域であり、事業者により耐震性に優れたガス管への取替えが進められ、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスマーティーが設置されている。また、地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する必要がある。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

(倒木対策)

- 災害事例では、倒木や電柱破損により電力供給の復旧が遅れたケースがある。本市では民間事業者団体との樹木等の倒木対策に関する協定を締結しており、今後とも体制強化を図る必要がある。

(災害応援要請)

- 大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れに当たっては、感染症対策に留意する必要がある。

(給水活動の推進)

- 災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う必要がある。

【再掲】

(ライフライン施設の応急対策の推進)

- 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定期間の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る必要がある。【再掲】

(避難施設等の通信手段の確保)

- 避難所と災害対策本部は常時情報連絡が必要であり、電源喪失に備え、無線機など避難所と対策本部等との通信手段の確保が必要である。
- 被災者においても、親族等関係先との通信確保が必要である。本市ではNTT西日本と特設公衆電話の設置・利用に関する協定を結んでいるところであるが、さらに携帯電話の充電資機材の確保が必要となっている。

5-2 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

- 令和6年能登半島地震では、東海北陸自動車道が被災地への緊急物資の輸送や災害派遣等の復旧活動を支える役割を担ったことから、東海環状自動車道、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道といった災害直後から有効に機能する緊急輸送道路の整備を進め、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、橋梁と道路の接続部での段差や斜面・盛土構造物の崩落により、多数の道路が寸断したことから、医療施設や防災拠点、市役所等の防災拠点への通行が確保できるよう、緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面対策及び盛土対策等の整備を進めていく必要がある。

○ 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する必要がある。

○ 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、冠水時には表示板等により確実に車両の侵入防止を実施するとともに、排水設備の補修や排水能力向上のための排水ポンプ増強を進めていく必要がある。

○ 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する必要がある。

(道路ネットワーク網の整備)

○ 都市の活性化に寄与する広域的かつ機能的な道路交通体系を構築する必要がある。

(緊急輸送網の整備の推進)

○ 大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行なうことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める必要がある。

(鉄道災害対策の推進)

○ 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う必要がある。

(道路災害対策の推進)

○ 橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う必要がある。

(交通応急対策の推進)

○ 災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う必要がある。

○ 大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する必要がある。

(公共施設の応急対策の推進)

○ 災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う必要がある。

(交通事業者の災害対応力強化)

○ 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。【再掲】

(無電柱化の推進)

○ 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限するよう国及び県へ要請する必要がある。【再掲】

- 大規模災害の発生に備え、電柱の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性等勘案し、計画的に無電柱化の整備を検討する必要がある。【**再掲**】

(道路の維持管理)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となりうる。そのため、道路管理者である国・県と協力して道路の点検、維持管理を着実に進める必要がある。

(橋梁の整備・点検・耐震化)

- 市内には一級河川のほか多数の中小河川、用排水路が流れていることから、橋長 2 m以上の橋が約 600 橋存在する。物資の確保及び避難所へ迅速かつ安全に移動ができる経路の確保等のための橋梁点検・補修を行う。また、橋梁点検を行い、経年劣化等により対策が必要な橋長 15m以上の橋梁について長寿命化修繕を行っている。併せて橋長 2 m以上の橋梁についても点検結果を踏まえ予防保全措置等、対策が必要な橋梁について長寿命化修繕を促進する必要がある。

(職員の移動手段の確保)

- 発災後、本市の応急対策や被害状況の把握、復旧活動においては職員の移動手段が欠かせない。特に洪水による浸水被害も想定されていることから、ある程度の浸水地域でも移動可能な手段を確保する必要がある。

(通行障害の防止対策)

- 住宅や建築物の倒壊による通行障害を防止するため、道路沿いの住宅や建築物の耐震化、ブロック塀等の除去を促進する必要がある。

(迅速な復旧)

- 道路の通行障害が発生した場合に備え、重機を保有する民間の建設事業者等との協定を締結しており、民間事業者の協力を得ながら、迅速な復旧に努める必要がある。

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 本市では令和4年に「災害廃棄物処理計画」を改定しており、災害時に発生が見込まれるごみの種類や数量・し尿の量の見通しや運搬・処理の方法を決めている。引き続き関係機関と調整を図りながら計画の実効性の確保に努める必要がある。
- 災害廃棄物の迅速な処理や円滑な公費解体を進めるためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整、県との広域的な連携・応援体制などを内容に含む、市の「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。【再掲】

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

(災害廃棄物の仮置き場候補の選定)

- 本市の「災害廃棄物処理計画」では、美来の森や巣南集積場、横屋最終処分場跡地、大月ストックヤードのほか、市内の公園、グラウンドなどを災害廃棄物仮置き場としている。災害廃棄物の搬出・処理は被災者の生活再建の第1歩でもあり、周辺への影響も考慮しながら、迅速に対応する必要がある。

(清掃活動)

- 被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する必要がある。
- 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する必要がある。

(ごみ・し尿等衛生処理施設の計画的な維持管理・更新)

- 災害廃棄物については、可燃ごみは西濃環境衛生組合焼却施設、し尿はもとす広域連合衛生処理施設で処理するため、これら施設の計画的な維持管理・更新を進める必要がある。また、分別により、再生可能なものは民間事業者の協力を得ながら資源化に努める必要がある。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等 の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害ボランティアの確保・受入れ・連携体制の構築）

- 阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアの活動が定着しており、災害復旧に大きな役割を果たしていることが報じられている。市としても過去の被災経験や復旧・復興支援を踏まえ、災害ボランティアの被災地派遣支援を検討する必要がある。
- 大規模災害発生時に、ボランティアを円滑に受入れできるよう、平時から市及び市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- 専門技術が必要な作業に対するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する必要がある。

（災害救援物資受入計画の整備）

- 災害救援物資を必要な被災者に提供するためには、仕分け作業が重要であり、民間事業者やボランティアの協力を得ながら適切かつ迅速に進めるなど、受入計画の整備を進める必要がある。

（防災人材の育成・活躍促進）

- 迅速な避難や被害の軽減、迅速な復旧・復興には、地域による共助が不可欠であり、地域の中心となる消防団員・防災士などのリーダー養成を図り、育成したリーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。**【再掲】**
- 市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する必要がある。**【再掲】**
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む必要がある。**【再掲】**
- 市と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、令和6年能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ぶことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。**【再掲】**
- 小中学校の安全管理に関する責任者を対象とした学校安全講習会を通じて、学校内の危険箇所等の確認の視点や方法について周知を徹底し、普及・啓発を図る。**【再掲】**
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。**【再掲】**

（消防団員、水防団員等の確保・育成）

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、団員の待遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。**【再掲】**
- 近年、全国的に豪雨災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。**【再掲】**
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。**【再掲】**

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要なことから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取組みを支援する必要がある。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 団員の高齢化や減少を踏まえた多様な団員を確保する必要がある。【再掲】

(防犯ボランティアへの支援)

- 災害時においては、治安の悪化により窃盗なども懸念されることから、学生による防犯ボランティアや地域の防犯パトロール活動を支援する必要がある。

6-3 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 激甚化・頻発化する水害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようとするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした備蓄倉庫の整備を推進する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

(迅速な災害復旧体制の整備)

- 水害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（D R S）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する必要がある。
- 県内の市町村や近隣県が被災した際ににおける復旧復興支援のため、中長期派遣に係る技術職員を確保する必要がある。

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する必要がある。【再掲】
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する必要がある。【再掲】
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する必要がある。【再掲】
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う必要がある。【再掲】

(水害予防対策の推進)

- 道路管理者は、道路施設について、防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める必要がある。【再掲】
- 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める必要がある。【再掲】
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のハザードマップ等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る必要がある。【再掲】

(液状化・地盤沈下対策の推進)

- 令和6年能登半島地震では、広範囲において液状化が発生し、道路や建造物に多数の被害が生じている。また、本市においても液状化の「危険度が極めて高い」と予測される地

域もあることから、液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する必要がある。

(公共施設災害復旧事業の推進)

- 公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める必要がある。
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する必要がある。

(道路の維持管理)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となりうる。そのため、道路管理者である国・県と協力して道路の点検、維持管理を着実に進める必要がある。**【再掲】**

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する必要がある。
- 災害時の円滑な復旧・復興には、地籍調査による境界確定が重要であり、引き続き事業を推進する必要がある。

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する必要がある。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取組みについても、継続して実施する必要がある。
- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組みを推進する必要がある。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組みを検討する必要がある。

(文化財保護対策の推進)

- 文化財の保護のため、市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る必要がある。

(文化財、その他の文教関係の対策の推進)

- 災害発生時における文化財その他の文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる必要がある。

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する必要がある。【再掲】
- 災害時の円滑な復旧・復興には、地籍調査による境界確定が重要であり、引き続き事業を推進する必要がある。【再掲】

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する必要がある。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするため、災害救助法に基づく供与制度の周知など県や協定締結団体との連携強化を図る必要がある。【再掲】
- 南海トラフの巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震では、1,000戸以上の建物の全壊を想定しており、災害時の住宅対策に備える必要がある。建設型の応急仮設住宅については、できるかぎり集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定することとしており、都市公園やグラウンド等の整備を通じて、オープンスペースを活用した建設可能用地を確保する必要がある。借上げ型応急仮設住宅については、県や関係団体と連携し、円滑に提供するための体制等の構築が必要である。【再掲】

(応急住宅対策の推進)

- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する必要がある。【再掲】
- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う必要がある。【再掲】

6-6 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組みを進めておく必要がある。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組み・手順等について、事前に整理検討する必要がある。

7 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(災害から命を守る岐阜県民運動の推進)

- 市民総ぐるみで「自助」と「共助」の力を最大限に發揮できるようにするためには、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組みを推進することが重要となる。このため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む必要がある。
- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく市民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く市に普及・啓発を図る必要がある。

(受援体制・広域連携の強化)

- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、速やかに適切な避難所運営を図ることができるようとする必要がある。**【再掲】**
- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣された応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから県の支援を受けつつ、市の受援計画の見直しについても適宜実施する必要がある。**【再掲】**
- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要なことから、災害時の支援体制の適切な運用に向けて、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する必要がある。**【再掲】**
- 「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しに伴い、市の物資に係る受援計画等の策定・見直しを支援する必要がある。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、市の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る必要がある。**【再掲】**

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する必要がある。**【再掲】**
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する必要がある。**【再掲】**
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する必要がある。**【再掲】**
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う必要がある。**【再掲】**

(広域的な応援体制の整備の推進)

- 大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る必要がある。【再掲】
 - 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める必要がある。【再掲】
- (遺体の搜索・取扱い・埋葬)
- 災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う必要がある。【再掲】

7-2 地震後の豪雨災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨による洪水被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る必要がある。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく必要がある。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害をも踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る必要がある。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、市において、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようになるとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する必要がある。【再掲】
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするために、災害救助法に基づく供与制度の周知など県や協定締結団体との連携強化を図る必要がある。【再掲】
- 南海トラフの巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震では、1,000戸以上の建物の全壊を想定しており、災害時の住宅対策に備える必要がある。建設型の応急仮設住宅については、できるかぎり集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定することとしており、都市公園やグラウンド等の整備を通じて、オープンスペースを活用した建設可能用地を確保する必要がある。借上げ型応急仮設住宅については、県や関係団体と連携し、円滑に提供するための体制等の構築が必要である。【再掲】

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 激甚化・頻発化する水害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようとするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした備蓄倉庫の整備を推進する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する必要がある。**【再掲】**

(総合的な大規模停電対策の推進)

- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようとするための連携・協力体制を構築する必要がある。**【再掲】**

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。**【再掲】**

(迅速な災害復旧体制の整備)

- 水害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（D R S）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する必要がある。**【再掲】**

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する必要がある。**【再掲】**
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する必要がある。**【再掲】**
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する必要がある。**【再掲】**
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う必要がある。**【再掲】**

(応急住宅対策の推進)

- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する必要がある。**【再掲】**
- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う必要がある。**【再掲】**

(大規模停電対策の推進)

- 大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るために、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う必要がある。**【再掲】**
- 大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車等の配備など応急対策を実施する必要がある。**【再掲】**

(公共施設災害復旧事業の推進)

- 公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める必要がある。**【再掲】**
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する必要がある。**【再掲】**

(放射性物質災害対策の推進)

- 放射性物質の取扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する必要がある。

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1 行政機能～公助の強化～

(防災思想・防災知識の普及)

- 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、災害から命を守る市民運動を展開し、市民の自助・共助意識の高揚を図る必要がある。

(地域防災力の向上)

- 本市では、令和6年6月30日に瑞穂市防災士会が発足し、各校区の防災活動への支援事業や市民への防災意識の啓発に努め地域防災力の向上を図っている。また、市内の小学生(4~6年生)と保護者を対象に「瑞穂市少年少女消防クラブ」を組織し、救命教室などのクラブ活動を通じて市民に対し防火・防災思想の普及、啓発に努めている。地域の防災力を高めるため、こうした住民の自主的な防火・防災活動を促進する。

(災害初動対応力の強化)

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」「共助」の力が最大限に發揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取組みを推進する必要がある。また、市民が主体的に避難行動をとれるよう、空振りを恐れない早めの避難情報を発令する必要がある。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に全市町村参加の情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。また、ダムの緊急放流に備え、ダム管理者、下流市町を含めた関係機関、県が主催する住民参加による訓練の参加に努める必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、被害の甚大さもあり、発災当初において、十分な情報収集や共有、被害の全体像の迅速な把握に至らなかった事例が見られたことから、県と市間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行う必要がある。
- 市が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割について十分に把握し、総合防災訓練等において県と連携した実践的な訓練を実施する必要がある。
- 署名証明書発行業務など、応急復旧業務に従事する職員を確保するために構築した県・市相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じた派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する必要がある。
- 災害による被害を最小限にくい止めるため、令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害事象や災害教訓を訓練シナリオに盛り込んだ、市や関係機関が参加する実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施していく必要がある。

(食料供給活動の推進)

- 災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う必要がある。

(災害時における食料等供給体制の確保)

- 本市では、災害時に必要な食料・生活必需物資の供給について、生活協同組合や農業協同組合その他民間企業との協定を締結しているほか、県及び市町村災害時相互応援協定により、物資の提供・あっせんを受ける体制を整備している。また、県外では、東京都瑞穂町や8都道府県10自治体との相互応援協定による物資提供を受ける体制もある。今後とも非常に備えこうした体制の強化を図る必要がある。

(防災拠点の確保・整備)

- 災害時に組織される市災害対策本部は、原則として瑞穂市役所大会議室に設置されることになっている。市役所庁舎は平成11年の耐震補強により耐震性は確保されているが、昭和40年の竣工であり、建築後60年を経過していることから、災害対応の中核拠点としての機能強化を図るためにも新庁舎の整備が求められる。特に、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、大型モニターや防災情報通信システムの整備、浸水対策等の整備の必要がある。巣南庁舎は、昭和62年の竣工で、建築後の経過年数は33年であるが新耐震基準を満たした施設であり、計画的な保全管理に努める。牛牧北部防災コミュニティセンターは、平成9年に開所し、災害発生時における地域の防災活動の拠点の役割を担っている。
- 市内の公共施設の多くは、浸水が想定される地域にあるため、受変電設備や非常用電源、幹線系統電気通信設備の浸水対策が必要である。

(公共施設の応急対策の推進)

- 災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う必要がある。

(受援体制・広域連携の強化)

- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、速やかに適切な避難所運営を図ることができるようになる必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣された応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから、県の支援を受けつつ、市の受援計画の見直しについても適宜実施する必要がある。
- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市町村が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要なことから、災害時の支援体制の適切な運用に向けて、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する必要がある。
- 「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しに伴い、市の物資に係る受援計画等の策定・見直しを支援する必要がある。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、市の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る必要がある。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 激甚化・頻発化する水害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようにするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした備蓄倉庫の整備を推進する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 気象情報・河川水位やダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、適時適切な避難行動に繋がるよう、「流域治水」の意識醸成を図る必要がある。
- 市において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する必要がある。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡視等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、県や水防管理団体、水防団等と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等の確認などを実施する必要がある。また、氾濫発生を確認した水防管理者から管轄土木事務所への通報・連絡を確実に実施する必要がある。
- 市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても進める必要がある。
- 県が養成してきた、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者が災害時においても対応できるよう、意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する必要がある。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net 119緊急通報システム」について周知を図る必要がある。
- 地震情報や気象情報など災害時の情報提供手段としては、現在「防災行政無線」や「エリアメール」、「みずほ市民メール」、「防災ラジオ」など多様な提供手段を活用しているが、今後電源喪失対策や外国人向けの情報発信、聴覚障がい者への情報提供を含めさらに充実を図る必要がある。
- 地震や風水害等市内で起こりうる災害の想定など地域の特性の理解を深め、命を守る行動に備えるため、防災読本（洪水及び地震ハザードマップ）を配布してきた。今後、学校や地域、事業所において、普及・啓発を促進する必要がある。
- 災害時の避難行動に際しては、避難路の確保が重要であるが、市内には長良川や揖斐川をはじめ、中小河川、用排水路が多いことから、橋梁の安全性を確認しつつ、道路通行情報を探査する必要がある。

(切れ目のない被災者生活再建支援)

- 被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、県が作成する被災者に対する生活支援情報をまとめたホームページを幅広く周知するとともに、市における生活支援情報の発信についても促進する必要がある。
- 避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援への転換を図る必要がある。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、市、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。
- 災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要となる罹災証明書の交付の円滑化を図るため、県・市職員を対象とした住家被害調査員育成研修を引き続き参加する必要がある。

- 県ホームページで公開する「災害時の被災者支援に関する各種制度」について、災害時に活用できる支援制度を市民自ら把握しておくことが重要となるため、防災啓発イベントの場などを活用し、周知に向けた取組みを推進する必要がある。また、平時には、県が実施する市職員向けの研修等に参加し、被災者への支援を担う市の職員が、災害救助法や被災者生活再建支援法などの制度や内容について正しく理解する必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 災害に備え、非常時優先業務の選定を始めとした業務継続計画（B C P）策定や職員の安否確認・収集状況把握訓練などを通じ、業務継続体制の整備が必要である。
- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・収集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る必要がある。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく必要がある。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る必要がある。
- 重要な個人情報を含むデータ（住民情報、税情報、地籍、各種図面等）を管理している部門の業務継続の実効性を高めるため、分散保存や外部クラウドサービスの利用を検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 本市では大規模災害に備え、市内の小中学校（牛牧小を除く）、牛牧南部コミュニティセンター及び朝日大学に防災備蓄倉庫を設置している。備蓄倉庫には救助工具セットのほか、発電機や燃料、飲料水や食料、簡易トイレセット、避難開設セットなどを配備している。引き続き防災資機材や備蓄品の整備を進めるとともに、防災備蓄倉庫の多くが地上に設置されていることから、浸水時の対策を検討する必要がある。また、災害対策本部機能を維持するための備蓄品を確保する必要がある。

(迅速な災害復旧体制の整備)

- 水害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（D R S）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する必要がある。
- 県内の市町村や近隣県が被災した際ににおける復旧復興支援のため、中長期派遣に係る技術職員を確保する必要がある。

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨による洪水被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る必要がある。

- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく必要がある。

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害を踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る必要がある。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、市において、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようになるとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る必要がある。

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組みを進めておく必要がある。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組み・手順等について、事前に整理検討する必要がある。

(災害対応力強化のための資機材等整備)

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、新たに配備された機器、更新された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防職団員による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。また、令和6年能登半島地震で発生した事象を踏まえ、消防拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する必要がある。

(消防団員の確保)

- 団員の高齢化や減少を踏まえた多様な団員を確保する必要がある。

(消防団員、水防団員等の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まながら、団員の待遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する必要がある。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む必要がある。

(災害対策要員の確保)

- 大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する必要がある。
- 災害応急対策の実施が災害対策本部の職員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときに労働者を雇い上げ、災害応急対策に当たらせる必要がある。
- 災害対応業務実施のため要員が、一般の動員や災害対策作業員の雇上げ等の方法によつてもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する必要がある。

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する必要がある。
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する必要がある。
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する必要がある。
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う必要がある。

(消防力の強化)

- 市内の消防施設は、瑞穂消防署、瑞穂消防署巣南分署、消防倉庫がある。瑞穂消防署は平成 20 年に竣工した施設であり、新耐震基準の施設で、比較的新しいが、瑞穂消防署巣南分署は、平成 3 年の竣工後、平成 20 年に改修しているが、建築後 35 年を経過していることから、防災拠点として計画的な維持・補修が必要である。また、救出・救助が夜間の場合や、倒壊家屋及び泥濘から救出などに備え、照明器具や小型資機材の充実・高度化などが必要である。消防倉庫は、各消防団の車庫や詰所等の地域の防災施設であり、施設や消防車両、装備等の適切な維持管理や計画的な更新が必要である。
- 市内には、長良川の水防施設として「別府水防倉庫」と「村中水防倉庫」、揖斐川の水防施設として「大月水防倉庫」、根尾川の水防施設として「七崎水防倉庫」、犀川の水防倉庫として「下畑水防倉庫」と「十八条水防倉庫」及び「古橋水防倉庫」の計 7 か所の水防倉庫を有している。これらは、水防活動に必要な資機材を備えたものであるが、一部には 30 年以上を経過した施設もあることから、計画的な更新や点検、維持・保全を図る必要がある。さらに、平成 23 年には、安全・安心な地域づくりの拠点として水防センターを設置している。水防センターには災害時の飲料水や食料等の備蓄、水防・防災資機材を確保しており、定期的な点検や維持・保全を図る必要がある。

(火災予防対策の推進)

- 大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消防活動ができる体制を整備する必要がある。

(消防・救急・救助、水防体制の整備)

- 本市の常備消防は、合併前の旧穂積町地域においては岐阜市に業務委託しており、平成 20 年度から市内全域がその対象となっている。年間の火災発生件数は 20 件未満であるが、木造住宅密集地や不特定多数が集まる公共施設や商業施設があり、乾燥した時期の火災で延焼のおそれがある。また、火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、消防体制や装備資機材、各種訓練等による災害対応力の向上を図る必要がある。
- 大規模火災では、公助の手が回らないことも想定される。本市では、消防団 7 分団のほか女性消防班が組織されており、これら非常備消防の充実強化を図る必要がある。

- 地域の消防設備・機器では、消防団用車両や備品の整備をしてきたほか、消防水利として防火井戸や消火栓のほか、耐震性貯水槽などを整備してきた。引き続き消防設備・機器の保守点検・維持管理に努めるとともに、地震にも対応した消防水利の拡充を図る必要がある。

(消防・救急・救助活動の推進)

- 災害発生に伴う火災から市民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う必要がある。
- 特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

(災害応援要請)

- 大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受入れに当たっては、感染症対策に留意する必要がある。

(広域的な応援体制の整備)

- 大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る必要がある。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める必要がある。

(自衛隊災害派遣要請)

- 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、「災害対策基本法」第 68 条の 3 の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する必要がある。

(自衛隊派遣要請の迅速化)

- 本市の地域防災計画では、地震や洪水などの大規模災害により被害が発生するおそれがある場合、市民の生命、財産を保護するために、原則県知事を通じて自衛隊の派遣を要請する計画となっている。特に、長良川や揖斐川をはじめ 18 本の一級河川があることから、大雨による洪水発生が予想された場合、氾濫などを警戒すべき箇所が複数に及ぶことを考慮し、水防活動や救助などに自衛隊の派遣を要請する可能性がある。そのため、部隊の待機要請や受け入れ場所の確保など災害時の受援計画を策定する必要がある。

(防災通信設備等の整備)

- 大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る必要がある。

(通信の確保)

- 被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る必要がある。
- 電源喪失時における被害情報の収集、県や防災関係機関との情報連絡を想定し、衛星携帯電話等を確保しておく必要がある。

(長期停電時の対応)

- 地震による広域停電（ブラックアウト）や強風による電力柱の倒壊など、長時間停電で電力の供給断絶が発生し、情報通信設備の機能喪失が想定されることから、燃料やバッテリー補給体制の点検、機能強化を図る必要がある。また、停電時の多様な情報通信手段として広報車による巡回広報等を検討する必要がある。

(非常用電源の確保と燃料備蓄)

- 災害時に商用電力が停止した場合にも行政機能を維持するため、庁舎等に非常用電源を確保するとともに、必要な燃料を備蓄する必要がある。また、指定避難所において発電機や燃料を確保しており、今後、浸水対策や燃料供給体制の強化を図る必要がある。
- 医療機関や福祉施設についても、施設機能を維持するため、非常用電源の点検・燃料の保管管理を指導する必要がある。

(必需物資の確保対策の推進)

- 公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る必要がある。また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る必要がある。

(給水活動の推進)

- 災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う必要がある。

(管路の耐震化の推進)

- 災害時の避難施設のうち9施設を重要給水施設として設定し、水源地と施設を結ぶ管路の耐震化を推進する必要がある。
- 管路の整備（配水管拡張事業、老朽管更新事業、基幹管路網更新事業等）には耐震管を使用し、管路の耐震化を推進する必要がある。

(災害時応急給水体制の確保)

- 災害時の応急給水に備えた備蓄資材を確保する必要がある。

(大規模な火事災害対策の推進)

- 大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる必要がある。

(避難対策の推進)

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める必要がある。

(放射性物質災害対策の推進)

- 放射性物質の取扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する必要がある。

(行政機関の業務継続体制の整備)

- 大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限に留め、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画（B C P）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

(災害復旧事業に伴う財政援助及び助成)

- 災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市及び県は早期に被害情報の収集や国への働きかけを行う必要がある。
- 復旧・復興事業に当たっては、暴力団排除活動の徹底に努める必要がある。

(職員の移動手段の確保)

- 発災後、本市の応急対策や被害状況の把握、復旧活動においては職員の移動手段が欠かせない。特に洪水による浸水被害も想定されていることから、ある程度の浸水地域でも移動可能な手段を確保する必要がある。

(公共交通機関との連携強化)

- J R 穂積駅は、1 日の乗降者数が約 17,000 人と岐阜県内で 5 番目に利用者が多い駅であり、主に岐阜市や名古屋市、大垣市方面への通勤・通学に利用され、瑞穂市ののみならず周辺市町を含む広域的な地域の方に利用されている。また、圏域を南北につなぐ樽見鉄道は、地域の足として、無くてはならない公共交通機関であり、沿線市町の方々に利用されている。さらに、交通結節点となるそれらの駅からは、各地域を結ぶ路線バスやコミュニティバスなどが運行されている。それら鉄道やバス等の公共交通機関の運行が停止すると、多くの駅利用者等が帰宅困難者となり駅に取り残される事態の発生が見込まれることから、帰宅困難者の安全な場所への避難や、一時的な避難生活が確保できるよう必要な支援の強化を図る必要がある。

(外国人に対する情報提供)

- 外国人住民に対し、住宅用火災警報器の設置や住宅用消火器の正しい使い方など防火・防災知識の普及・啓発、避難に関する情報発信を進める必要がある。また、多言語看板を設置することで平常時から避難場所の位置を認識してもらい、迅速な避難行動を進める。

(遺体の搜索・取扱い・埋葬)

- 災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う必要がある。

(災害義援金品の募集配分)

- 被災者に対して寄託される義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する必要がある。

2 地域保全～河川、治水対策～

(総合的な水害対策)

- 本市は、18本の一級河川が貫流する地形にあり、古くから水害に悩まされてきた地域である。長良川、揖斐川、根尾川の大河川が氾濫した場合、広範囲で甚大な浸水被害が発生するとともに、氾濫流による家屋倒壊が想定されている地域もある。
こうした状況を踏まえ、国や県による河川改修と犀川遊水地事業などの遊水機能の強化を含めた総合的な治水対策を要請するとともに、本市においては内水による冠水被害の防止・軽減を図るため、普通河川等の整備を推進する必要がある。
- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨、令和6年台風第10号のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発している。このため、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。
- 水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対しては、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成や避難訓練の実施に係る支援など、命を守るために避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 平成30年7月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所の河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。
- 小中学校への出前講座や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域を中心に、「自助」、「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるように、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する必要がある。
- 気候変動適応法において、市は自然的・社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努めるよう規定されていることから、引き続き県からの助言等を得つつ、気候変動適応計画の策定に努める必要がある。
- 岐阜県気候変動適応センターにおける防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る共同研究や情報収集等の成果について市の地域気候変動適応計画や地域防災計画等にも必要に応じ位置付けた上で、気候変動への適応と防災・減災対策を包括的に実施していく必要がある。

(治水事業の推進)

- 犀川遊水地事業に伴う牛牧排水機場を改修する必要がある。
- 内水排除対策を充実する必要がある。

(水害予防対策の推進)

- 道路管理者は、道路施設について、防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める必要がある。
- 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める必要がある。
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のハザードマップ等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る必要がある。

(水防活動の推進)

- 洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す必要がある。

(都市排水対策の推進)

- 市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業及び公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する必要がある。

(排水機場の能力強化・維持管理・改修)

- 市内には、国が管理している排水機場が5か所、本市が管理している排水機場は3か所、土地改良区が管理している排水機場は1か所で、合計9か所の排水機場がある。これら河川構造物については、長寿命化を図り、予防保全型の維持管理を適切に進める必要がある。

(下水道施設による雨水施設整備)

- 内水氾濫対策として下水道事業による雨水施設整備を進める必要がある。

(液状化・地盤沈下対策の推進)

- 令和6年能登半島地震では、広範囲において液状化が発生し、道路や建造物に多数の被害が生じている。また、本市においても液状化の「危険度が極めて高い」と予測される地域もあることから、液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する必要がある。

3 交通・物流～交通ネットワークの強化～

(道路ネットワーク網の整備)

- 都市の活性化に寄与する広域的かつ機能的な道路交通体系を構築する必要がある。

(道路の維持管理)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となりうる。そのため、道路管理者である国・県と協力して道路の点検、維持管理を着実に進める必要がある。

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

- 令和6年能登半島地震では、東海北陸自動車道が被災地への緊急物資の輸送や災害派遣等の復旧活動を支える役割を担ったことから、東海環状自動車道、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道といった災害直後から有効に機能する緊急輸送道路の整備を進め、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、橋梁と道路の接続部での段差や斜面・盛土構造物の崩落により、多数の道路が寸断したことから、医療施設や防災拠点、市役所等の防災拠点への通行が確保できるよう、緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策及び盛土対策等の整備を進めていく必要がある。
- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する必要がある。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、冠水時には表示板等により確実に車両の侵入防止を実施するとともに、排水設備の補修や排水能力向上のための排水ポンプ増強を進めていく必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する必要がある。

(緊急輸送網の整備の推進)

- 大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行なうことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める必要がある。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に救援ルートを確保するための対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する必要がある。

(救助・救急活動に必要な道路の確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携した災害時の応急活動を迅速に行うためには、活動拠点と活動経路の確保が重要である。そのため、市内の緊急輸送道路である国道 21 号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道（橋梁を含め）の維持管理とともに、沿道建物等の耐震化を促進する必要がある。
- 道路の損壊、樹木の倒木等による通行障害に対応し、道路啓開を迅速に行うため、必要な資材の確保とともに、重機等の機材を保有している民間の建設関係事業者などで構成されている瑞穂市緊急対策協力会との協定締結により、平常時を含めた、協力体制を充実させる必要がある。

(支援ルートの確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携し、医療機関や福祉施設の機能を維持するための支援を円滑かつ迅速に行うため、市内の緊急輸送道路である国道 21 号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道沿道建物等の耐震化を促進するとともに、無電柱化を検討する必要がある。

(搬送手段の確保)

- 災害時において、多数の負傷者等が発生し、既存の消防・救急車両での搬送が困難となることが想定されることから、搬送に活用できる福祉車両等の活用について、民間事業者との協力協定の締結を検討する必要がある。

(避難経路の確保)

- 避難経路の確保・強化のため、防災協定に基づく民間施設への避難のための経路の整備を図る必要がある。

(道路通行情報の提供)

- 災害時において、通常ルートによる物流が寸断した場合、迂回可能な道路に関する情報を提供する必要がある。

(道路災害対策の推進)

- 橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う必要がある。

(交通応急対策の推進)

- 災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う必要がある。
- 大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する必要がある。

(橋梁の整備・点検・耐震化・長寿命化修繕)

- 市内には一級河川のほか多数の中小河川、用排水路が流れていることから、橋長 2 m 以上の橋が約 600 橋存在する。物資の確保及び避難所へ迅速かつ安全に移動ができる経路の確保等のための橋梁点検・補修を行う。また、橋梁点検を行い、経年劣化等により対策が必要な橋長 15m 以上の橋梁について長寿命化修繕を行っている。併せて橋長 2 m 以上の橋梁についても点検結果を踏まえ予防保全措置等、対策が必要な橋梁について長寿命化修繕を促進する必要がある。

(鉄道災害対策の推進)

- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う必要がある。

(無電柱化の推進)

- 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限するよう国及び県へ要請する必要がある。
- 大規模災害の発生に備え、電柱の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性等勘案し、計画的に無電柱化の整備を検討する必要がある。

(交通事業者の災害対応力強化)

- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。

4 住環境～災害に強いまちづくり～

(都市災害対策の推進)

- 都市地域において地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する必要がある。

(密集市街地等の整備)

- 木造住宅密集地域の集落では、狭い道路が多く緊急車両の進入路や避難路の確保、延焼防止のための狭い道路整備事業や土地区画整理事業等により都市基盤の整備を図る。また、JR穂積駅周辺や国道21号、主要地方道北方多度線沿線などには、準防火地域に指定されたエリアがあり、建築物の不燃化・耐震化を促進する必要がある。

(災害に強い住環境の整備)

- 住宅の耐震性向上等のための耐震診断や補強工事等への支援を行う必要がある。

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 兵庫県南部地震（平成7年）では、死者の9割が住宅・建築物の倒壊による圧死とされている。熊本地震（平成28年）では、昭和56年以前の旧耐震基準の木造の住宅・建築物について被害が顕著に見られた。大阪府北部を震源とする地震（平成30年）では、ブロック塀の倒壊や家具の転倒という、全国でも同様に起こりうる事象で亡くなられた方がいた。したがって、地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の被害を減らすことが重要である。**【再掲】**

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市による支援を行うとともに、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策を検討するほか、戸別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会など、普及啓発を実施する必要がある。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する必要がある。

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要となることから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等を行う必要がある。**【再掲】**

- 住宅の耐震化率については、平成30年現在80%で、県全体の83%をやや下回っており、目標であるおおむねの解消を達成するためには、約4,200戸の住宅の耐震化を促進する必要がある。**【再掲】**

- 多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成30年現在86%であるが、県全体の88%をやや下回っており、目標であるおおむねの解消を達成するためには、22棟の建築物の耐震化を促進する必要がある。**【再掲】**

- 既存不適格建築物等の安全性向上のため、当該建築物における適切な退避・避難行動の方法に加え、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性について周知する必要がある。

【再掲】

- 地震や洪水による機能不全を防ぐため、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理者など関係者に広く「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を周知する必要がある。**【再掲】**

- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する必要がある。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及も推進する必要がある。
- 地震発後の大規模火災を防ぐためには、出火防止、初期消火、出火に至った場合における延焼拡大の防止、避難路の確保など多重的・総合的な取組が必要とされているが、消防活動には、消防水利の確保が不可欠であり、上水道施設の耐震化が必要である。
- 地震発時の火災としては、ガス・石油機器関係の出火ばかりでなく、むしろ電気に起因した火災（地震発時の漏電火災と発災後の通電火災）の方が多かったと指摘されている。こうした電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組が必要である。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図るとともに、国の補助金の活用により消防設備の充実を図る必要がある。また、大規模火災時に関係機関と連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。
- 南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震が発生した場所から数百キロメートル離れた場所でも揺れ続ける「長周期地震動」の発生も予測されていることから、「長周期地震動」の認知度の向上に向けた取組みとともに、家具や什器などの転倒等防止対策の啓発を推進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震の被害想定でも、市内で、建物の全壊や半壊被害が多数予測されているところであり、本市でも耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を推進している。具体的には、木造住宅の耐震診断の無料化、耐震改修工事に対する国・県及び市の支援を行うとともに、無料相談会の実施や各種の情報提供等の啓発を充実する必要がある。
- 兵庫県南部地震（平成 7 年）では、死者の 9 割が住宅・建築物の倒壊による圧死とされている。熊本地震（平成 28 年）では、昭和 56 年以前の旧耐震基準の木造の住宅・建築物について被害が顕著に見られた。大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年）では、ブロック塀の倒壊や家具の転倒という、全国でも同様に起こりうる事象で亡くなられた方がいた。したがって、地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の被害を減らすことが重要である。**【再掲】**

(公共施設災害復旧事業の推進)

- 公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める必要がある。
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報収集等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する必要がある。
- 空き家等対策計画により、空き家等に関する取組を推進する必要がある。
- 空き家の中には、地震時の倒壊、漏電火災のおそれや救助活動における妨げとなる可能性があるものもあるため、適切な管理を促す必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 関係自治体や経済団体などの多様な主体と連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、BCP策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する必要がある。また、帰宅困難者が、「水道水の提供」や「トイレの使用」などの支援を受けることができるよう、市内のコンビニエンスストア等と締結した災害時応援協定に基づく帰宅困難者支援を引き続き推進する必要がある。
- 市内事業所においては、災害に備えた独自の備蓄を促進するとともに、道路・交通網の被害の状況等の情報周知を徹底し、無理な帰宅を控えるよう促す必要がある。また、県や関係事業者団体と連携し、事業継続計画（BCP）の策定とフォローアップ支援に努める必要がある。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などによる意見交換等を継続して実施する必要がある。
- 通勤・通学、出張、買物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する必要がある。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する必要がある。また、被害認定調査について、県・市相互による職員応援体制に基づいた市における罹災証明書発行業務を迅速に行う必要がある。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制を確保する必要がある。
- 風水害の発生事例から、被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について災害ボランティアは大きな役割を果たしている。本市では、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会との間で、「大規模災害時におけるボランティアセンターの設置運営に関する協定」を締結しており、災害時のボランティア受入マニュアルやボランティア支援に関わるコーディネーターの養成を進める必要がある。また、これら人材研修も兼ねて被災地派遣を支援し、被災地での経験を市の災害発生時に活かせるよう支援を検討する必要がある。
- 被害認定調査や罹災証明の発行、被災者生活再建支援法に基づく支援などについては、被災地での実務経験が重要になることから、職員の被災地応援派遣を積極的に行う必要がある。

(応急住宅対策の推進)

- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する必要がある。
- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する必要がある。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようするため、災害救助法に基づく供与制度の周知など県や協定締結団体との連携強化を図る必要がある。
- 南海トラフの巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震では、1,000戸以上の建物の全壊を想定しており、災害時の住宅対策に備える必要がある。建設型の応急仮設住宅については、できるかぎり集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定することとしており、都市公園やグラウンド等の整備を通じて、オープンスペースを活用した建設可能用地を確保する必要がある。借上げ型応急仮設住宅については、県や関係団体と連携し、円滑に提供するための体制等の構築が必要である。

(JR穂積駅周辺市街地の整備の促進)

- 地震による同時火災が発生した場合の延焼拡大リスクが高いJR穂積駅を中心とした密集市街地では、避難路や延焼遮断帯の機能を有する道路や、避難場所となる公園などの確保が必要不可欠であることから、それらを一体的かつ面的に改善を行っていくための土地区画整理事業等による市街地整備を推進する。
- 災害時の被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動、消防・救急救助活動、緊急輸送などの実施に向けた道路などを確保するため、無電柱化などによる災害に強い市街地の形成及び更新を目指すとともに、沿道の建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るために、県と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

(立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進)

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりに努める必要がある。

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する必要がある。
- 災害時の円滑な復旧・復興には、地籍調査による境界確定が重要であり、引き続き事業を推進する必要がある。

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する必要がある。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取組みについても、継続して実施する必要がある。
- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組みを推進する必要がある。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組みを検討する必要がある。

(文化財保護対策の推進)

- 文化財の保護のため、市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る必要がある。

(文化財、その他の文教関係の対策の推進)

- 災害発生時における文化財その他の文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる必要がある。

(特定建築物の耐震化促進)

- 大型商業施設や文化施設など一定規模以上の面積を有し、不特定多数の集まる施設、危険物を扱う施設、緊急輸送道路沿道の施設については、倒壊による被害拡大や応急活動の阻害も懸念されることから、耐震改修促進法により特定建築物として耐震化することが義務化されており、耐震性を確保するよう情報提供や啓発・指導を進める必要がある。

(通行障害の防止対策)

- 住宅や建築物の倒壊による通行障害を防止するため、道路沿いの住宅や建築物の耐震化、ブロック塀等の除去を促進する必要がある。

(被災動物の救援)

- 災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生じる恐れがあることから、岐阜保健所等との連携による被災動物の救護機能の充実に努める必要がある。

(愛玩動物等の救援の推進)

- 逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う必要がある。

5 ライフライン～生活基盤の維持～

(ライフライン施設対策の推進)

- ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限に留めるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる必要がある。
- ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う必要がある。

(ライフライン施設の応急対策の推進)

- 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る必要がある。

(総合的大規模停電対策の推進)

- 暴風に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む必要がある。
- 市（避難所を含む）および医療機関や社会福祉施設等は備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する必要がある。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする必要がある。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようとするための連携・協力体制を構築する必要がある。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する必要がある。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う必要がある。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水源地や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する必要がある。
- 本市の飲料水の水源はすべて地下水であり、7か所の水源地で取水井よりポンプで取水している。水源地のうち4か所は配水池を併設しており、主要水源地の3ヶ所はすべて耐震性を有している。しかし、電気設備（非常用電源を含む。）や機械施設、計装設備については、経年劣化による故障等が起こり得るため、計画的な更新を進める。
- 管路についての耐震化を進めるとともに、避難施設など重要給水施設までの管路の耐震化、水道による給水が停止した場合に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る必要がある。

- 上水道施設は、災害時における生活の維持や消火活動にとって重要なライフラインであり、商用電力が停止した場合にも機能が維持できるよう施設や設備の耐震化、老朽化対策、非常用電源の確保を進める必要がある。

- 本市では、レベル1及びレベル2の地震動に対応した下水道施設整備を進めており、被災時にも汚水処理が適正に行えるように早期の下水道施設の概成に努め、施設整備後には下水道接続の促進を図る必要がある。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・配水施設）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う必要がある。

- 県が実施する各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況のとりまとめ結果を県と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める必要がある。

- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする必要がある。

(下水道施設の機能保全対策の推進)

- 下水道については、3か所の汚水処理施設を有し、1か所の建設を進めている。既存の3か所の施設は比較的新しく、各処理施設の耐震性は確保され、施設の老朽化は健在化していないが、今後は、機械電機設備の経年劣化により更新が必要となってくるため、日常の適正管理を行いストックマネジメント計画及び最適化構想に基づき、状態監視保全、時間計画保全、事後保全を行う必要がある。

(下水道におけるBCP、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進)

- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市及び関係団体との共同防災訓練を実施する必要がある。

- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道BCP策定マニュアル等に基づき、引き続き下水道BCPのブラッシュアップを促進する必要がある。

- 下水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める必要がある。

- 商用電力の供給が停止した場合にもマンホールポンプの機能が維持できるように、移動式発動発電機の確保を進める必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等による「自立・分散型エネルギーシステム」の構築と活用を進めるため、県とともに取り組む太陽光発電に加え、他のエネルギーの活用という観点から、地産地消型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入等を推進する必要がある。

(大規模停電対策の推進)

- 大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るために、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う必要がある。

- 大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車等の配備など応急対策を実施する必要がある。

(電気事業者の災害対応力強化)

- 大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する必要がある。

(避難施設等の通信手段の確保)

- 避難所と災害対策本部は常時情報連絡が必要であり、電源喪失に備え、無線機など避難所と対策本部等との通信手段の確保が必要である。
- 被災者においても、親族等関係先との通信確保が必要である。本市ではNTT西日本と特設公衆電話の設置・利用に関する協定を結んでいるところであるが、さらに携帯電話の充電資機材の確保が必要となっている。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 大規模災害時には情報が錯綜する可能性があるため、県が実施する防災訓練への参加に加え、実際に災害対策本部が設置された際には、積極的に情報連絡員の派遣を行うなど、情報連携体制の実効性の確保を図る必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化)

- 本市は民間による都市ガスの供給区域であり、事業者により耐震性に優れたガス管への取替えが進められ、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスマーティーが設置されている。また、地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する必要がある。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市等関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

(燃料供給体制の強化)

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む必要がある。
- 「分散型エネルギー」であるLPGについては、令和6年能登半島地震において、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用されたことから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPGを優先供給できるようにする必要がある。

(倒木対策)

- 災害事例では、倒木や電柱破損により電力供給の復旧が遅れたケースがある。本市では民間事業者団体との樹木等の倒木対策に関する協定を締結しており、今後とも体制強化を図る必要がある。

6 衛生環境～災害廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 本市では令和4年に「災害廃棄物処理計画」を改定しており、災害時に発生が見込まれるごみの種類や数量・し尿の量の見通しや運搬・処理の方法を決めている。引き続き関係機関と調整を図りながら計画の実効性の確保に努める必要がある。
- 災害廃棄物の迅速な処理や円滑な公費解体を進めるためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整、県との広域的な連携・応援体制などを内容に含む、市の「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。

(災害廃棄物の仮置き場候補の選定)

- 本市の「災害廃棄物処理計画」では、美来の森や巣南集積場、横屋最終処分場跡地、大月ストックヤードのほか、市内の公園、グラウンドなどを災害廃棄物仮置き場としている。災害廃棄物の搬出・処理は被災者の生活再建の第1歩でもあり、周辺への影響も考慮しながら、迅速に対応する必要がある。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進)

- 災害時等において、有害物質の流出等による大気汚染状況の悪化等、通常と異なる状況の発生を把握するためには、平常時の状況を把握する必要がある。このため、災害時及び平常時における県内の大気汚染状況を把握できるよう、測定機器の適切な維持管理及び更新等を行い、大気汚染常時監視体制を整備する必要がある。
- 水素ステーションなどのガス検知・火災検知・換気設備など必要となる安全設備の整備を周知するとともに、災害による施設の被災等の際には、国、県、市消防が迅速に情報を共有できる体制を引き続き維持する必要がある。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

(清掃活動)

- 被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する必要がある。
- 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する必要がある。

(ごみ・し尿等衛生処理施設の計画的な維持管理・更新)

- 災害廃棄物については、可燃ごみは西濃環境衛生組合焼却施設、し尿はもとす広域連合衛生処理施設で処理することになることから、これら施設の計画的な維持管理・更新を進める必要がある。また、分別により、再生可能なものは民間事業者の協力を得ながら資源化に努める必要がある。

(防疫対策の強化)

- 被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

(防疫・食品衛生活動の推進)

- 被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、またまん延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する必要がある。
- 災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る必要がある。

7 保健医療・福祉～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(医療救護体制の整備の推進)

- 大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する必要がある。

(災害医療体制の充実)

- 災害のフェーズに応じた保健活動が実践できるよう、県の支援を受けつつ保健活動マニュアルを策定する必要がある。
- 病院におけるB C P策定を進めるため、厚生労働省によるB C P策定研修への参加を促進とともに、定期的に策定状況の調査を行う必要がある。
- 災害医療コーディネーターの養成のため、厚生労働省による災害医療コーディネーター研修への参加を促進する必要がある。
- 災害時における事故等への備えにおいて、課題を踏まえながら医療コンテナの効果的な活用方法を検討する必要がある。
- 市内医療機関等に勤務する看護職員を災害支援ナースとして派遣する体制を整備する必要がある。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を推進する必要がある。
- 社会福祉施設等に対し、各種助成制度の周知を図り、防災体制の強化や非常用自家発電設備等の整備を促進するとともに、最低3日分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する必要がある。

(避難所環境の充実)

- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うN P Oなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく必要がある。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図る必要がある。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する必要がある。
- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受けける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議における委員への女性の登用を促進する必要がある。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る必要がある。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する必要がある。
- 被災動物救援マニュアル作成例の収集などによりペット同行避難者の受入れ体制を構築し、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する必要がある。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするため、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T) の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める必要がある。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウィルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する必要がある。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなどの役割を担う必要がある。
- 災害時に避難所となる学校では、多くの避難者が避難生活を送ることとなるため、浸水被害により良好な生活環境の確保・維持に支障を来すことがないよう、浸水対策に必要となる設備や備品の整備について支援する必要がある。
- 自然災害発生時の避難所は、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）としての活用も想定されていることから、その整備・機能強化に際しては、自然災害以外の有事の際の活用についても、可能な限り配慮する必要がある。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、飲料水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まるに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る必要がある。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む必要がある。

(避難所運営マニュアルの更新)

- 本市では災害時の指定避難所として小中学校の校舎・体育館やコミュニティセンター等 26 か所を指定している。本市では平成 23 年に「避難所運営マニュアル」（モデル）を作成したのち、平成 31 年に改定している。さらに、令和 2 年 6 月に「新型コロナウィルス感染症対策編」（暫定版）を作成し、密閉・密集・密接の回避、体調不良者等の完全隔離、体温・体調チェック、マスクの常用、手洗い及び消毒の徹底などを追加した。避難所は、災害発生後に一定期間を過ごす場であり、生活の場としての安全・安心して過ごせる環境の確保が求められており、HUG（避難所運営ゲーム）研修などを通じて避難所ごとに独自の運営マニュアルを作成・更新していく必要がある。

(大規模火災時の対応)

- 大規模火災発生時において、地震発生時と同様に避難に支援や配慮が必要となる高齢者や障がい者等の方々を守るために、平時の訓練の中に安否確認要領や避難支援要領などの対応訓練を取り入れる必要がある。

(要配慮者支援の推進)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、西日本を中心に死者・行方不明者が 200 名を超えるなど大きな被害が発生した。多くの自治体から避難勧告などが発令されるなど避難行動を促す情報が出されたものの、自宅に留まり多くの方が亡くなる結果となった。特に、在宅の高齢者等への避難支援の重要性が浮き彫りになった。こうしたことを踏まえ、一人暮らし高齢者や障がい者など要配慮者の逃げ遅れを防ぐため、警察や消防機関等への情報提供、避難支援に係る個別計画の策定などの徹底を図る必要がある。また、令和 7 年 3 月現在の市内の要配慮者利用施設における避難確保計画は、すべての施設で作成されている。引き続き水防法の改正により、避難確保計画作成の義務化がされたことなどの周知や作成支援を進める必要がある。
- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定を進めていく必要がある。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみで防災訓練の実施を促進する必要がある。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 福祉避難所の充実・強化に向けた県からの支援を受けて、福祉避難所の指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施を図る必要がある。

(福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練の実施)

- 本市では、福祉避難所の指定、要配慮者の受け入れに関する医療・福祉事業者との協定の締結を進めてきたが、さらに福祉避難所としての運営を想定したマニュアルの整備が必要である。また、既存の利用者がいる中で、要配慮者を受け入れるための訓練が重要となっている。

(要配慮者利用施設での備蓄等の支援)

- 本市では、老人福祉センターを福祉避難所としているほか、民間の診療所や福祉施設等との協定を結んで、要配慮者を受け入れてもらうことになっている。こうした施設等が有効に機能するためには、非常用電源設備や燃料、飲料水・食料等の備蓄が必要である。

(医療・福祉施設の災害対応マニュアル等の整備促進)

- 市内には災害拠点病院の指定はないが、一般医療施設も災害時における救急・救助活動に重要な役割を果たすことが期待されており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備の整備など、診療機能を継続するための整備が必要となる。
- 福祉施設においては、災害時に福祉避難所としての機能を果たすことが求められており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備の整備など、施設の事業を継続するための整備が必要となる。

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における保健所と市村の役割分担や連携体制について、具体的な対応の共有・イメージ化など、引き続き県と連携し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。また、リハビリテーション支援をはじめ、災害時に連携を要する応援派遣者や関係機関の役割についての理解を深め、災害時における支援・受援体制を整備する必要がある。
- 東日本大震災では、避難所においてインフルエンザが蔓延したという事例もあり、新型コロナウィルス感染症防止対策が求められる中、避難所における健康管理に対する不安が高まっていることから、DMA Tその他保健医療活動チームと連携・協力し、健康管理体制の整備を進める必要がある。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な運営指導等を通じ、今後も現状にあわせた防災計画の見直しや B C P 策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する必要がある。

(被災者の生活確保)

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。
- 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める必要がある。

(保健活動・精神保健の推進)

- 災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者的心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、市、県及び関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する必要がある。

8 教育・文化～防災教育の推進～

(防災教育の推進)

- 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果や、令和6年能登半島地震での事例等も踏まえ、地域や職場における研修や訓練を通じて、自身への備えについての理解と周知を進める。また、市における地震ハザードマップの作成とその周知も引き続き進め、地域住民の防災意識を高める必要がある。
- 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、学校や地域を中心 に、毎年、地域の災害リスクや避難行動に関する理解を深めるための防災教育を実施する。また、地域の特性に応じた災害リスク（地震、洪水等）に基づく命を守る訓練を行い、実際の災害時に冷静かつ適切な行動ができるような実践的な学びを推進する必要がある。
- 学校内の防災教育をさらに充実させるため、地域の防災部局や消防、警察、地域の防災士などの専門機関と連携し、教職員向けに防災研修を実施する。これにより、教職員が災害時に適切な指示を出せるよう、地域の防災専門家が主導する教育プログラムを学校で展開し、教育機会を提供する必要がある。
- 小中学校への出前講座や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく必要がある。**【再掲】**
- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから水害と闘ってきた歴史について、小中学校への出前講座や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、防災への意識を深めていく必要がある。

(災害から命を守る岐阜県民運動の推進)

- 県民総ぐるみで「自助」と「共助」の力を最大限に發揮できるようにするために、適宜、アンケート調査等の実施により、市民の防災意識・知識の理解度も確認しながら、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組みを推進することが重要となる。このため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市村、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む必要がある。
- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく県民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く市民に普及・啓発を図る必要がある。

9 産業・経済～農業関連施設の整備及び企業のBCP策定支援～

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やBCPの策定支援、フォローアップに取り組む必要がある。
- 種苗生産施設においてもBCPの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む必要がある。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるBCPの策定を促進する必要がある。
- 企業の事業継続及び早期再建は、市民生活の再建にも大きな影響があることから、企業防災に係る事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援が必要である。

(事業所への情報提供)

- 大規模災害発生時には、各事業所においても、顧客・従業員の生命、財産を守ることが重要であり、企業防災に関する啓発、情報提供を進める必要がある。また、製造業などにおいては、火災の防止、薬剤の漏れ防止など二次被害を防止するための情報提供に努める必要がある。
- 各企業における事業継続及び早期再建は、市民生活再建にも大きな影響を与えるため、企業の中核となる事業を継続あるいは早期復旧させるための事業継続計画（BCP）に取り組む必要があり、企業が業務継続計画（BCP）を策定するために、ハザードマップなど地域の災害リスクに関する情報提供を行うことが重要である。

(企業防災の促進)

- 企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限に留め、できるかぎり早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。
- 市及び商工会等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める必要がある。

(被災中小企業の振興)

- 被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる必要がある。

(農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進)

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する必要がある。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る必要がある。

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の多くが、周辺農地の宅地化などによる流出量の増加、地盤沈下のほか、「想定外の常態化」ともいべき豪雨の頻発化などによる排水機の能力不足が懸念されおり、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、長期的な施設機能の確保に向けた機能保全対策を実施する必要がある。
- 地震が発生した際の農業用排水機場における緊急点検要領について周知徹底を図る必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。

(農業関係者への支援)

- 被災農業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる必要がある。

10 リスクコミュニケーション～自助・共助の最大化～

(リスクコミュニケーションの促進)

- 地震発生後に市民が速やかに安全な場所に避難できるよう、地震ハザードマップの周知を図るとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、D I G（図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）研修などを取り入れた防災訓練の実施や避難誘導等を担う防災リーダーの育成が必要である。
- 外国人住民についても、正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成が必要である。
- 小中学校においては、児童・生徒及び教職員自身の命を守るために防災訓練などを継続的に実施するとともに、登下校時や休日でも、自ら判断し命を守る行動ができるよう防災教育を充実させる必要がある。

(自主防災力の強化)

- 地震により同時多発的な住宅の倒壊や出火が発生した場合には、公的な救助や消火活動が対応できない場合が想定されることから、地域での自主的な救助活動が必要になる。本市では、自治会ごとに自主防災組織のマニュアル整備を推進しているほか、風水害や地震発生時の避難場所、避難所を確保してきた。さらに、救出救護、消火などの防災訓練の充実を支援し、地域の自主防災力を高める必要がある。

(住民主体での避難対策の強化)

- 令和5年2月に追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市での洪水ハザードマップ作成を引き続き進めていく必要がある。
- 気象庁により予測精度の向上が進められている線状降水帯などの防災気象情報を市民が正しく理解し、主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上を図ることができるようにするため、研修や講習会を実施する必要がある。また、市民による主体的な避難行動を促すためには、市における適時・適切な避難情報の発令が求められるため、「気象防災アドバイザー」を活用し、平時においては、市職員向けの研修を実施するとともに、災害時においては、県から気象情報の解説や今後の気象見通しについての情報を収集するなど、市の防災力の向上を図る必要がある。このほか、災害対応に当たっては、気象庁のJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）やリエゾンとの連携を推進していく必要がある。

(要配慮者避難への支援)

- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（高齢者福祉施設や障がい者施設、医療施設や児童福祉施設など）においては、一般市民よりも避難に時間を要し、浸水が発生した場合には深刻な被害が発生するおそれがあることから、避難確保計画の策定及び避難訓練を着実に行う必要がある。また、地域で生活する要配慮者についても、同様の観点から支援の取組が必要である。
- 高齢者福祉施設や障がい者施設の利用者の避難については、一般的な避難所での対応が困難な場合が想定されることから、県や他市町村の福祉施設との協力体制が必要である。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 迅速な避難や被害の軽減、迅速な復旧・復興には、地域による共助が不可欠であり、地域の中心となる消防団員・防災士などのリーダー養成を図り、育成したリーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。
- 市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する必要がある。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む必要がある。
- 市と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、令和6年能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ぶことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る必要がある。
- 小中学校の安全管理に関する責任者を対象とした学校安全講習会を通じて、学校内の危険箇所等の確認の視点や方法について周知を徹底し、普及・啓発を図る必要がある。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する必要がある。
- 自治会単位を基本として、市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図るために、災害時に自発的に活動できる自主防災組織を育成する必要がある。

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を發揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要なことから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取組みを支援する必要がある。
- 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。

(避難所運営リーダーの養成)

- 避難所運営については、複数の自治会が共同で行うことが想定される。特に避難所開設の初期段階は、災害発生直後の混乱状態の中で、運営方法を決める必要があり、防災士などリーダーとなる人材を複数確保する必要がある。

(防犯ボランティアへの支援)

- 災害時においては、治安の悪化により窃盗なども懸念されることから、学生による防犯ボランティアや地域の防犯パトロール活動を支援する必要がある。

(「災害・避難カード」作成の取組推進)

- 通勤・通学者の多くは、災害発生時に市域外にいる可能性もあるため、自宅からの避難ではなく、通勤・通学先での避難を想定した「災害・避難カード」作成の取組を推進する必要がある。

11 老朽化対策～インフラ施設の耐震化、長寿命化対策～

(公共建築物等の維持管理)

- 市庁舎や学校などの公共建築物は、大規模地震の際の応急対策活動の拠点施設としての機能確保が重要となる。多数の者が利用する市有の特定建築物については、耐震化がすべて完了しているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「瑞穂市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な維持管理・更新を進めていく必要がある。
- 保育所は、児童の生活の場だけでなく、地域住民にとって、身近な公共施設であり、災害時には、被災乳幼児や地域住民の避難場所としても役割が求められることから、児童等の安全確保と建物被害を軽減するため、民間活力の導入などの手法を活用し、公民連携で認定こども園化による老朽化対策を図る。また、私立保育施設の整備を支援することのほか、既設の私立保育施設に対する指導や監査の場など、あらゆる機会を活用して老朽化対策を図る必要がある。
- 市営住宅については、新耐震基準により整備されたものであるが、耐用年限の1/2を経過し、地域住宅計画に基づき、屋根や給排水設備の長寿命化型改善を進めているが、今後とも、定期的な点検や計画的な維持管理が必要である。
- 学校施設等公共施設については、施設自体の耐震性は確保されているが、天井や内壁、照明器具など非構造部材の老朽化も進行していることから、耐震性確保も含めた計画的な維持管理、更新が必要である。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースとして活用するため、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な整備・維持管理・更新を図る必要がある。

12 官民連携・広域連携～民間リソースの活用と他市町村との協力体制の整備～

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 内閣府において整備する災害時応援協定システムの協定書等データベースなども活用しながら、引き続き物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う必要がある。
- 救援物資が不足する場合には、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定等に基づき、県を通じて支援を受ける体制となっているほか、民間事業者との間で、物資の提供や輸送に関する協定を締結している。今後、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、支援物資を迅速かつ円滑に避難所等に届ける受援計画や輸送マニュアルの策定が必要になる。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施し、関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 災害時には、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく対応を迅速に行うとともに、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進し、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化等を図る必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に救援ルートを確保するための対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある。**【再掲】**

- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図るとともに、国の補助金の活用により消防設備の充実を図る必要がある。また、大規模火災時に関係機関と連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。

(災害ボランティアの確保・受入れ・連携体制の構築)

- 阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアの活動が定着しており、災害復旧に大きな役割を果たしていることが報じられている。市としても過去の被災経験や復旧・復興支援を踏まえ、災害ボランティアの被災地派遣支援を検討する必要がある。
- 大規模災害発生時に、ボランティアを円滑に受入れできるよう、平時から市及び市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- 専門技術が必要な作業に対するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する必要がある。

(広域避難への対応)

- 木曽川水系の長良川や揖斐川、根尾川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域では、市内のほぼ全域が浸水し、最大浸水深も5m以上と想定されていることから、状況によっては市外への越境避難など広域避難が求められることから、県や周辺市町村との協力体制や越境避難に利用する道路や交通手段を確保しておく必要がある。

(災害物資の円滑な供給体制の整備及び受援計画の整備)

- 災害に際して食料等の物資の提供を受けた場合、それらを適切に整理、仕分け、管理・保管を行いつつ、被災者に対し必要な物資を適切かつ迅速に届ける必要がある。そのため、物資輸送に関し民間の配送事業者との協定を締結している。今後とも民間のノウハウを活かしつつ、保管場所の確保を含め円滑な供給体制の整備を図る必要がある。

(迅速な復旧)

- 道路の通行障害が発生した場合に備え、重機を保有する民間の建設事業者等との協定を締結しており、民間事業者の協力を得ながら、迅速な復旧に努める必要がある。

(災害救援物資受入計画の整備)

- 災害救援物資を必要な被災者に提供するためには、仕分け作業が重要であり、民間事業者やボランティアの協力を得ながら適切かつ迅速に進めるなど、受入計画の整備を進める必要がある。

13 デジタル等新技術活用 ~デジタル等新技術による強靭化施策の高度化~

(情報収集手段の多様化)

- 令和6年能登半島地震では、土砂崩れ等による道路の寸断により、多数の孤立地域が同時に発したことから、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であった。このため、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離発着可能候補地の把握に向けた取組みを推進する必要がある。
- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する必要がある。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する必要がある。
- 令和6年能登半島地震の発生直後には、SNS上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が相次いだことから、災害時には、SNS上に流通する様々な情報をAIなども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する必要がある。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する必要がある。

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 様々な防災関係システムの標準化・統一化を県に働きかけていく必要がある。
- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、指定避難所以外への避難者の状況や必要な物資等のニーズの把握が難航したことから、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく必要がある。
- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく必要がある。【再掲】
- 市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても進める必要がある。【再掲】

(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進)

- 兵庫県南部地震（平成7年）では、死者の9割が住宅・建築物の倒壊による圧死とされている。熊本地震（平成28年）では、昭和56年以前の旧耐震基準の木造の住宅・建築物について被害が顕著に見られた。大阪府北部を震源とする地震（平成30年）では、ブロック塀の倒壊や家具の転倒という、全国でも同様に起こりうる事象で亡くなられた方がいた。したがって、地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の被害を減らすことが重要である。

南海トラフ巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震の被害想定でも、市内で、建物の全壊や半壊被害が多数予測されており、本市でも耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を推進している。今後とも、木造住宅の耐震診断の無料化、耐震改修工事に対する国・県及び市の支援を行うとともに、無料相談会の実施や各種の情報提供等の啓発を充実する。

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市による支援を行うとともに、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援策を検討するほか、戸別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会など、普及啓発を実施する必要がある。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。さらに、倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却の促進についても重要なことから、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正内容等も踏まえ、必要に応じて、管理組合への助言等を行う。
- 住宅の耐震化率については、平成30年現在80%で、県全体の83%をやや下回っており、目標であるおおむねの解消を達成するためには、約4,200戸の住宅の耐震化を促進する。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成30年現在86%であるが、県全体の88%をやや下回っており、目標であるおおむねの解消を達成するためには、22棟の建築物の耐震化を促進する。
- 既存不適格建築物等の安全性向上のため、当該建築物における適切な退避・避難行動の方法に加え、避難経路等の確保を目的とした改修の必要性について周知する。
- 地震発生時には、火災の発見・通報・初期段階での消火の遅れや、災害の同時発生による消防力の不足などが生じる恐れがあることから、住宅用火災警報器や住宅用消火器などの普及を推進する必要がある。また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及も推進する。
- 地震発生後の大規模火災を防ぐためには、出火防止、初期消火、出火に至った場合における延焼拡大の防止、避難路の確保など多重的・総合的な取組が必要とされている。消火活動には、消防水利の確保が不可欠であり、上水道施設の耐震化を推進する。
- 地震や洪水による機能不全を防ぐため、防災拠点等建築物の建築主や設計者、管理者など関係者に広く「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」及び「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を周知する必要がある。【再掲】
- 地震発生時の火災としては、ガス・石油機器関係の出火ばかりでなく、むしろ電気に起因した火災（地震発生時の漏電火災と発災後の通電火災）の方が多かったと指摘されている。こうした電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及を図る。

- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図るとともに、国の補助金の活用により消防設備の充実を図る必要がある。また、大規模火災時に関係機関と連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する。
- 南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震が発生した場所から数百キロメートル離れた場所でも揺れ続ける「長周期地震動」の発生も予測されていることから、「長周期地震動」の認知度の向上に向けた取組みとともに、家具や什器などの転倒等防止対策の啓発を推進する。
- 南海トラフ巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震の被害想定でも、市内で、建物の全壊や半壊被害が多数予測されているところであり、本市でも耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を推進している。具体的には、木造住宅の耐震診断の無料化、耐震改修工事に対する国・県及び市の支援を行うとともに、無料相談会の実施や各種の情報提供等の啓発を充実する。

(公共建築物等の維持管理)

- 市庁舎や学校などの公共建築物は、大規模地震の際の応急対策活動の拠点施設としての機能確保が重要となる。多数の者が利用する市有の特定建築物については、耐震化がすべて完了しているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「瑞穂市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的な維持管理・更新を進める。
- 保育所は、児童の生活の場だけでなく、地域住民にとって、身近な公共施設であり、災害時には、被災乳幼児や地域住民の避難場所としても役割が求められることから、児童等の安全確保と建物被害を軽減するため、民間活力の導入などの手法を活用し、公民連携で認定こども園化による老朽化対策を図る。また、私立保育施設の整備を支援することのほか、既設の私立保育施設に対する指導や監査の場など、あらゆる機会を活用して老朽化対策を図る。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースとして活用するため、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な整備・維持管理・更新を図る。
- 市営住宅については、新耐震基準により整備されたものであるが、耐用年限の1/2を経過し、地域住宅計画に基づき、屋根や給排水設備の長寿命化型改善を進めているが、今後とも、定期的な点検や計画的な維持管理に努める。
- 学校施設等公共施設については、施設自体の耐震性は確保されているが、天井や内壁、照明器具など非構造部材の老朽化も進行していることから、耐震性確保も含めた計画的な維持管理、更新を図る。

(災害に強い住環境の整備)

- 住宅の耐震性向上等のための耐震診断や補強工事等への支援を行う。

(火災予防対策の推進)

- 大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消防活動ができる体制を整備する。

(都市災害対策の推進)

- 都市地域において地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報収集等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。
- 空き家等対策計画により、空き家等に関する取組を推進する。
- 空き家の中には、地震時の倒壊、漏電火災のおそれや救助活動における妨げとなる可能性があるものもあるため、適切な管理を促す。

(JR穂積駅周辺市街地の整備の促進)

- 地震による同時火災が発生した場合の延焼拡大リスクが高いJR穂積駅を中心とした密集市街地では、避難路や延焼遮断帯の機能を有する道路や、避難場所となる公園などの確保が必要不可欠であることから、それらを一体的かつ面的に改善を行っていくための土地区画整理事業等による市街地整備を推進する。
- 災害時の被害拡大の抑制や円滑かつ安全な避難行動、消防・救急救助活動、緊急輸送などの実施に向けた道路などを確保するため、無電柱化などによる災害に強い市街地の形成及び更新を目指すとともに、沿道の建築物やブロック塀等の耐震化を促進する。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、県と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に救援ルートを確保するための対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。
- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する。

(リスクコミュニケーションの促進)

- 地震発生後に市民が速やかに安全な場所に避難できるよう、地震ハザードマップの周知を図るとともに、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、DIG（図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）研修などを取り入れた防災訓練の実施や避難誘導等を担う防災リーダーを育成する。
- 外国人住民が正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成に努める。
- 小中学校においては、児童・生徒及び教職員自身の命を守るために防災訓練などを継続的に実施するとともに、登下校時や休日でも、自ら判断し命を守る行動ができるよう防災教育を充実させる。

1-2 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生 (防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(総合的な水害対策)

- 本市は、18本の一級河川が貫流する地形にあり、古くから水害に悩まされてきた地域である。長良川、揖斐川、根尾川の大河川が氾濫した場合、広範囲で甚大な浸水被害が発生するとともに、氾濫流による家屋倒壊が想定されている地域もある。
こうした状況を踏まえ、国や県による河川改修と犀川遊水地事業などの遊水機能の強化を含めた総合的な治水対策を要請するとともに、本市においては内水による冠水被害の防止・軽減を図るために、普通河川等の整備を推進する。
- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨、令和6年台風第10号のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発している。このため、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する。
- 水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするために、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対しては、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成や避難訓練の実施に係る支援など、命を守るために避難行動につながるソフト対策を推進する。
- 平成30年7月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所の河道の掘削や樹木伐採、ダムの堆積土砂の浚せつ等を進め、流下能力の向上を図る。
- 小中学校への出前講座や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。
- 高齢化や過疎化が進む地域を中心に、「自助」「共助」の意識の醸成を図り、要配慮者への避難支援等、地域の防災力の向上に取り組むほか、地域の住民が互いに支え合って避難行動をとることができるよう、住民による地区防災計画の作成など、住民の自発的な防災活動に対して、積極的に支援する。
- 気候変動適応法において、市は自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努めるよう規定されていることから、引き続き県からの助言等を得つつ、気候変動適応計画の策定に努める。
- 岐阜県気候変動適応センターにおける防災分野を含めた気候変動の影響及び適応に係る共同研究や情報収集等の成果について、市の地域気候変動適応計画や地域防災計画等にも必要に応じ位置付けた上で、気候変動への適応と防災・減災対策を包括的に実施していく。

(治水事業の推進)

- 犀川遊水地事業に伴う牛牧排水機場を改修する。
- 内水排除対策を充実する。

(立地適正化計画の策定及び防災指針の作成促進)

- 防災機能強化の観点から、災害リスクの低い地域に医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設にアクセスできるまちづくりを進めるため、立地適正化計画の策定及び防災指針の作成に努める。

(農地・農業用施設災害復旧事業制度の活用推進)

- 大規模地震や豪雨、台風等の自然災害が発生した際には、被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、査定前着工の活用や、応急対応を実施するための災害用ポンプの借り受け体制等の整備を推進する必要がある。また、農地・農業用施設災害復旧事業制度への理解を深めるため、災害復旧技術研修を実施し、災害復旧に係る技術力向上を図る。

(排水機場の維持管理及び改修)

- 市内には、国が管理している排水機場が5か所、本市が管理している排水機場は3か所、土地改良区が管理している排水機場は1か所で、合計9か所の排水機場がある。これら河川構造物については、長寿命化を図り、予防保全型の維持管理を適切に進める。

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の多くが、周辺農地の宅地化などによる流出量の増加、地盤沈下のほか、「想定外の常態化」ともいべき豪雨の頻発化などによる排水機の能力不足が懸念されおり、施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、長期的な施設機能の確保に向けた機能保全対策を実施する。

- 地震が発生した際の農業用排水機場における緊急点検要領について周知徹底を図る。

(水害予防対策の推進)

- 道路管理者は、道路施設について、防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。
- 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のハザードマップ等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

(農業関係者への支援)

- 被災農業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

(下水道施設による雨水施設整備)

- 内水氾濫対策として下水道事業による雨水施設整備を進める。

(リスクコミュニケーションの促進)

- 水害に備えた避難を適切かつ迅速に行うためには、地域が抱える水害のリスクの特殊性を市民に認識してもらう必要がある。そのため、洪水ハザードマップによる浸水想定区域の周知や、自ら判断し、命を守る行動ができるよう、適切な避難行動の周知、県が推奨している「災害・避難カード」の活用、D I G(図上訓練) やHUG(避難所運営ゲーム) 研修などを取り入れた防災訓練の実施や避難誘導等を担う防災リーダーの育成を進める。
- 外国人住民についても、正しい防災知識と判断により迅速に避難できるよう情報発信を進めるとともに、外国人住民の防災リーダーの育成に努める。

(要配慮者避難への支援)

- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(高齢者福祉施設や障がい者施設、医療施設や児童福祉施設など)においては、一般市民よりも避難に時間を要し、浸水が発生した場合には深刻な被害が発生するおそれがあることから、避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を促進する。また、地域で生活する要配慮者についても、同様の観点から支援の取組を促進する。
- 高齢者福祉施設や障がい者施設の利用者の避難については、一般の避難所での対応が困難な場合が想定されることから、県や他市町村の福祉施設との協力体制を構築する。

(広域避難への対応)

- 木曽川水系の長良川や揖斐川、根尾川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域では、市内のはほぼ全域が浸水し、最大浸水深も5m以上と想定されていることから、状況によっては市外への越境避難など広域避難が求められることから、県や周辺市町村との協力体制や越境避難にともなう道路や交通手段を確保しておく。

1-3 木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による甚大な人的被害の発生

(消防・救急・救助、水防体制の整備)

- 本市の常備消防は、合併前の旧穂積町地域においては岐阜市に業務委託しており、平成20年度から市内全域がその対象となっている。年間の火災発生件数は20件未満であるが、木造住宅密集地や不特定多数が集まる公共施設や商業施設があり、乾燥した時期の火災で延焼のおそれがある。また、火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、消防体制や装備資機材、各種訓練等による災害対応力の向上を図る。
- 大規模火災では、公助の手が回らないことも想定される。本市では、消防団7分団のほか女性消防班が組織されており、これら非常備消防の充実強化を図る。
- 地域の消防設備・機器では、消防団用車両や備品の整備をしてきたほか、消防水利として防火井戸や消火栓のほか、耐震性貯水槽などを整備してきた。引き続き消防設備・機器の保守点検・維持管理に努めるとともに、地震にも対応した消防水利の拡充を図る必要がある。

(治水事業の推進)

- 犀川遊水地事業に伴う牛牧排水機場を改修する。**【再掲】**
- 内水排除対策を充実する。**【再掲】**

(水害予防対策の推進)

- 道路管理者は、道路施設について、防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。**【再掲】**
- 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。**【再掲】**
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のハザードマップ等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。**【再掲】**

(地域防災力の向上)

- 本市では、令和6年6月30日に瑞穂市防災士会が発足し、各校区の防災活動への支援事業や市民への防災意識の啓発に努め地域防災力の向上を図っている。また、市内の小学生（4～6年生）と保護者を対象に「瑞穂市少年少女消防クラブ」を組織し、救命教室などのクラブ活動を通じて市民に対し防火・防災思想の普及、啓発に努めている。地域の防災力を高めるため、こうした住民の自主的な防火・防災活動を促進する。

(密集市街地等の整備)

- 木造住宅密集地域の集落では、狭い道路が多く緊急車両の進入路や避難路の確保、延焼防止のための狭い道路整備事業や土地区画整理事業等により都市基盤の整備を図る。また、JR穂積駅周辺や国道21号、主要地方道北方多度線沿線などには、準防火地域に指定されたエリアがあり、建築物の不燃化・耐震化を促進する必要がある。

(要配慮者への支援)

- 大規模火災発生時において、地震発生時と同様に避難に支援や配慮が必要となる高齢者や障がい者等の方々を守るため、要配慮者の安否確認や避難支援などを取り入れた対応訓練を進める。

(外国人に対する情報提供)

- 外国人住民に対し、住宅用火災警報器の設置や住宅用消火器の正しい使い方など防火・防災知識の普及・啓発、避難に関する情報発信を進める。また、多言語看板を設置することで平常時から避難場所の位置を認識してもらい、迅速な避難行動を進める。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

(情報収集手段の多様化)

- 令和6年能登半島地震では、土砂崩れ等による道路の寸断により、多数の孤立地域が同時に発生したことから、ヘリコプター等による空からの迅速な状況把握や物資輸送が有効であった。このため、ヘリコプターやドローンで撮影した映像を迅速に災害対策本部で共有できる体制の構築を図るとともに、ヘリコプター離着陸可能候補地の把握に向けた取組みを推進する。
- 被災地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、引き続き固定電話、携帯電話共に使用できない場合の衛星携帯電話等の通信手段や、非常用電源の確保を促進する必要がある。また、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保を検討する。
- 令和6年能登半島地震の発生直後には、SNS上に被災者を装う悪質な投稿や、実在しない住所からの救助要請などの虚偽・デマ情報が相次いだことから、災害時には、SNS上に流通する様々な情報をAIなども活用して迅速に把握し、虚偽・デマ情報への注意喚起や正確な情報の発信を実施する必要がある。また、災害時の情報収集の方法や虚偽・デマ情報の危険性を平時から幅広く啓発する。

(住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)

- 住民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」が多言語化されており、災害時だけでなく平時から広く活用されるよう更なる周知に取り組む。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化する。
- 気象情報・河川水位やダムの貯水位等の情報を提供する「岐阜県川の防災情報」、道路の通行規制情報・気象予警報・水位到達情報等をメール配信する「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進めるとともに、適時適切な避難行動に繋がるよう、「流域治水」の意識醸成を図る。
- 洪水時の円滑な避難のため、市において整備した洪水ハザードマップの周知・啓発を促進し、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。
- 水防団、消防団等との重要水防箇所の合同巡回等を活用し、氾濫発生が予想される箇所について、県や水防管理団体、水防団等と連携し、出水時に異常があった場合の関係者間の連絡体制、水防団の作業体制や工法等の確認などを行う必要がある。また、氾濫発生を確認した水防管理者から管轄土木事務所への通報・連絡を確実に実施する。
- 市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても進める。
- 県が養成してきた、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者が災害時においても対応できるよう、意思疎通支援事業の実施や現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の資質向上を促進する。
- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Next119緊急通報システム」について周知を図る。
- 地震情報や気象情報など災害時の情報提供手段としては、現在「防災行政無線」や「エリアメール」、「みづほ市民メール」、「防災ラジオ」など多様な提供手段を活用している。今後は電源喪失対策や外国人向けの情報発信、聴覚障がい者への情報提供を含めさらに充実を図る。

○ 地震や風水害等市内で起こりうる災害の想定など地域の特性の理解を深め、命を守る行動に備えるため、防災読本（洪水及び地震ハザードマップ）を配布してきた。今後、学校や地域、事業所において、防災読本を活用した普及・啓発を促進する。

○ 災害時の避難行動に際しては、避難路の確保が重要であるが、市内には長良川や揖斐川をはじめ、中小河川、用排水路が多いことから、橋梁の安全性を確認しつつ、道路通行情報を探提供する。

（事業所への情報提供）

○ 大規模災害発生時には、各事業所においても、顧客・従業員の生命、財産を守ることが重要であり、企業防災に関する啓発、情報提供を進める。また、製造業などにおいては、火災の防止、薬剤の漏れ防止など二次被害を防止するための情報提供に努める。

○ 各企業における事業継続及び早期再建は、市民の生活再建にも大きな影響を与えるため、企業の中核となる事業を継続あるいは早期復旧させるための事業継続計画（B C P）に取り組む必要があり、企業が業務継続計画（B C P）を策定するために、ハザードマップなど地域の災害リスクに関する情報提供を行う。

（長期停電時の対応）

○ 地震による広域停電（ブラックアウト）や強風による電力柱の倒壊など、長時間停電で電力の供給断絶が発生し、情報通信設備の機能喪失が想定されることから、燃料やバッテリー補給体制の点検、機能強化を図る。また、停電時の多様な情報通信手段として広報車による巡回広報等を想定しておく。

（住民主体での避難対策の強化）

○ 県の事業である「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」の作成を推進し、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定めることで、住民主体の適時・適切な避難行動につなげる取組みを県と協力し広く市民に普及していく。

○ 令和5年2月に追加公表された浸水想定区域図に基づき、中小河川における水害に対応するため、市での洪水ハザードマップ作成を引き続き進めていく。

○ 気象庁により予測精度の向上が進められている線状降水帯などの防災気象情報を市民が正しく理解し、主体的な避難行動に対する意識の醸成・向上ができるようになるため、研修や講習会を実施する必要がある。また市民による主体的な避難行動を促すためには、市における適時・適切な避難情報の発令が求められるため、「気象防災アドバイザー」を活用し、平時においては、市職員向けの研修を実施するとともに、災害時においては、県から気象情報の解説や今後の気象見通しについての情報を収集するなど、市の防災力の向上を図る必要がある。このほか、災害対応に当たっては、気象庁のJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）やリエゾンとの連携を推進していく。

（防災教育の推進）

○ 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」の結果や、令和6年能登半島地震での事例等も踏まえ、地域や職場における研修や訓練を通じて、自身への備えについての理解と周知を進める。また、市における地震ハザードマップの作成とその周知も引き続き進め、地域住民の防災意識を高める。

○ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の意識を醸成するため、学校や地域を中心に、毎年、地域の災害リスクや避難行動に関する理解を深めるための防災教育を実施する。また、地域の特性に応じた災害リスク（地震、洪水等）に基づく命を守る訓練を行い、実際の災害時に冷静かつ適切な行動ができるような実践的な学びを推進する。

○ 学校内の防災教育をさらに充実させるため、地域の防災部局や消防、警察、地域の防災士などの専門機関と連携し、教職員向けに防災研修を実施する。これにより、教職員が災害時に適切な指示を出せるよう、地域の防災専門家が主導する教育プログラムを学校で展開し、教育機会を提供する。

- 小中学校への出前講座や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。【再掲】

- 県内には石積砂防堰堤など数多くの伝統的砂防施設が残っており、先人たちが古くから水害と闘ってきた歴史について、小中学校への出前講座や砂防副読本などを活用し、次世代へ語りつなぎ、防災への意識を深めていく。【再掲】

(要配慮者支援の推進)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、西日本を中心に死者・行方不明者が 200 名を超えるなど大きな被害が発生した。多くの自治体から避難勧告などが発令されるなど避難行動を促す情報が出されたものの、自宅に留まり多くの方が亡くなる結果となった。特に、在宅の高齢者等への避難支援の重要性が浮き彫りになった。こうしたことを踏まえ、一人暮らし高齢者や障がい者など要配慮者の逃げ遅れを防ぐため、警察や消防機関等への情報提供、避難支援に係る個別計画の策定などの徹底を図る。また、令和 7 年 3 月現在の市内の要配慮者利用施設における避難確保計画は、すべての施設で作成されている。引き続き水防法の改正により、避難確保計画作成の義務化がされたことなどの周知や作成支援を進める。
- 一人暮らしの高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組みに加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した優良事例の共有などにより、個別避難計画の策定を進めていく必要がある。また、策定した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、地域ぐるみで防災訓練の実施を促進する。

(防災人材の育成・活躍促進)

- 迅速な避難や被害の軽減、迅速な復旧・復興には、地域による共助が不可欠であり、地域の中心となる消防団員・防災士などのリーダー養成を図り、育成したリーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。
- 市において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。
- 市と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、令和 6 年能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ぶことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る。
- 小中学校の安全管理に関する責任者を対象とした学校安全講習会を通じて、学校内の危険箇所等の確認の視点や方法について周知を徹底し、普及・啓発を図る。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。
- 自治会単位を基本として、市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図るために、災害時に自発的に活動できる自主防災組織を育成する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 内閣府において整備する災害時応援協定システムの協定書等データベースなども活用しながら、引き続き物資供給、医療救護、緊急救援、応急復旧、被災者支援、新技術活用など、様々な観点から、関係団体・民間事業者との新たな災害時応援協定締結の検討を進める必要がある。また、災害時において、各協定締結団体が迅速に活動できるよう、平時から「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。
- 救援物資が不足する場合には、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定等に基づき、県を通じて支援を受ける体制となっているほか、民間事業者との間で、物資の提供や輸送に関する協定を締結している。今後、引き続き新たな協定締結先の拡充を進めるとともに、支援物資を迅速かつ円滑に避難所等に届ける受援計画や輸送マニュアルの策定を進める。

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する。
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する。
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する。
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う。

(管路の耐震化の推進)

- 災害時の避難施設のうち9施設を重要給水施設として設定し、水源地と施設を結ぶ管路の耐震化を推進する。
- 管路の整備（配水管拡張事業、老朽管更新事業、基幹管路網更新事業等）には耐震管を使用し、管路の耐震化を推進する。

(災害時応急給水体制の確保)

- 災害時の応急給水に備えた備蓄資材を確保する。

(都市排水対策の推進)

- 市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業及び公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

(給水活動の推進)

- 災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

(ライフライン施設の応急対策の推進)

- 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

(必需物資の確保対策の推進)

- 公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水源地や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する。
- 本市の飲料水の水源はすべて地下水であり、7か所の水源地で取水井よりポンプで取水している。水源地のうち4か所は配水池を併設しており、主要水源地の3ヶ所はすべて耐震性を有している。しかし、電気設備（非常用電源を含む。）や機械施設、計装設備については、経年劣化による故障等が起こり得るため、計画的な更新を進める。
- 管路についての耐震化を進めるとともに、避難施設など重要給水施設までの管路の耐震化、水道による給水が停止した場合に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・配水施設）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。
- 県が実施する各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況のとりまとめ結果を県と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする。

(下水道施設の機能保全対策の推進)

- 下水道については、3か所の汚水処理施設を有し、1か所の建設を進めている。既存の3か所の施設は比較的新しく、各処理施設の耐震性は確保され、施設の老朽化は健在化していないが、今後は、機械電機設備の経年劣化により更新が必要となってくるため、日常の適正管理を行いストックマネジメント計画及び最適化構想に基づき、状態監視保全、時間計画保全、事後保全を行う。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、防災訓練や出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、備蓄に関する県、市、市民の役割や考え方を改めて整理した上で、市における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む。
- 本市では大規模災害に備え、市内の小中学校（牛牧小を除く。）、牛牧南部コミュニティセンター及び朝日大学に防災備蓄倉庫を設置している。備蓄倉庫には救助工具セットのほか、発電機や燃料、飲料水や食料、簡易トイレセット、避難開設セットなどを配備しており、引き続き防災資機材や備蓄品の整備を進めるとともに、防災備蓄倉庫の多くが地上に設置されていることから、浸水時の対策を進める。また、災害対策本部機能を維持するための備蓄品を確保する。

(企業防災の促進)

- 企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限に留め、できるかぎり早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める。
- 市及び商工会等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

(要配慮者利用施設での備蓄等の支援)

- 本市では、老人福祉センターを福祉避難所としているほか、民間の診療所や福祉施設等との協定を結んで、要配慮者を受け入れてもらうことになっている。こうした施設等が有效地に機能するため、非常用電源設備や燃料、飲料水・食料等の備蓄を促進する。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(災害対応力強化のための資機材等整備)

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、新たに配備された機器、更新された機器について、職員の使用方法の習熟を図る。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討する。
- 大規模災害発生時に、消防職団員による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。また、令和6年能登半島地震で発生した事象を踏まえ、消防団拠点施設の耐震強化、機動性の高い小型車両、小型化・軽量化された救助用資機材の整備や、通信体制の強化などを推進する。

(消防団員の確保)

- 団員の高齢化や減少を踏まえた多様な団員を確保する。

(自衛隊派遣要請の迅速化)

- 本市の地域防災計画では、地震や洪水などの大規模災害により被害が発生するおそれがある場合、市民の生命、財産を保護するために、原則として県知事を通じて自衛隊の派遣を要請する計画となっている。特に、長良川や揖斐川をはじめ18本の一級河川があることから、大雨による洪水発生が予想された場合、氾濫などを警戒すべき箇所が複数に及ぶことを考慮し、水防活動や救助などに自衛隊の派遣を要請する可能性がある。そのため、部隊の待機要請や受け入れ場所の確保など災害時の支援計画を策定する。

(消防力の強化)

- 市内の消防施設は、瑞穂消防署、瑞穂消防署巣南分署、消防倉庫がある。瑞穂消防署は平成20年に竣工した施設であり、新耐震基準の施設で、比較的新しい。瑞穂消防署巣南分署は、平成3年の竣工後、平成20年に改修しているが、建築後35年を経過していることから、防災拠点として計画的な維持・保全を図る。また、救出・救助が夜間の場合や、倒壊家屋及び泥濘から救出などに備え、照明器具や小型資機材の充実・高度化を図る。消防倉庫は、各消防団の車庫や詰所等の地域の防災施設でもあり、施設や消防車両、装備等の適切な維持管理や計画的な更新に努める。
- 市内には、長良川の水防施設として「別府水防倉庫」と「村中水防倉庫」、揖斐川の水防施設として「大月水防倉庫」、根尾川の水防施設として「七崎水防倉庫」、犀川の水防倉庫として「下畑水防倉庫」と「十八条水防倉庫」及び「古橋水防倉庫」の計7か所の水防倉庫を有している。これらは、水防活動に必要な資機材を備えたものであるが、一部には30年以上を経過した施設もあることから、計画的な更新や点検、維持・保全を図る。さらに、平成23年には、安全・安心な地域づくりの拠点として水防センターを設置している。水防センターには災害時の飲料水や食料等の備蓄、水防・防災資機材を確保しており、定期的な点検や維持・保全を図る。

(救助・救急活動に必要な道路の確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携した災害時の応急活動を迅速に行うためには、活動拠点と活動経路の確保が重要である。そのため、市内の緊急輸送道路である国道21号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道（橋梁を含め）の維持管理とともに、沿道建物等の耐震化を促進する。
- 道路の損壊、樹木の倒木等による通行障害に対応し、道路啓開を迅速に行うため、必要な資材の確保とともに、重機等の機材を保有している民間の建設関係事業者などで構成されている瑞穂市緊急対策協力会との協定締結により、平常時を含めた、協力体制を充実させる。

(自主防災力の強化)

- 地震により同時多発的な住宅の倒壊や出火が発生した場合には、公的な救助や消火活動が対応できない場合が想定されることから、地域での自主的な救助活動が必要になる。本市では、自治会ごとに自主防災組織のマニュアル整備を推進しているほか、風水害や地震発生時の避難場所、避難所を確保してきた。さらに、救出救護、消火などの防災訓練の充実を支援し、地域の自主防災力の強化に努める。

(水防活動の推進)

- 洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携する訓練を引き続き実施し、関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 災害時には、「災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書」に基づく対応を迅速に行うとともに、携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請の積極的な活用を推進し、安否不明者捜索・救出救助活動の効率化・円滑化等を図る。
- まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火の訓練、シミュレーションやD I Gを用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、市民の意識向上を図るとともに、国の補助金の活用により消防設備の充実を図る必要がある。また、大規模火災時に関係機関と連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する【再掲】

(消防団員、水防団員等の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、団員の待遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員O Bや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。

(自衛隊災害派遣要請)

- 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、「災害対策基本法」第68条の3の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

(空き家対策の推進)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して危険な空き家の除却や空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や優良事例の情報収集等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。【再掲】
- 空き家等対策計画により、空き家等に関する取組を推進する。【再掲】
- 空き家の中には、地震時の倒壊、漏電火災のおそれや救助活動における妨げとなる可能性があるものもあるため、適切な管理を促す。【再掲】

(避難経路の確保)

- 避難経路の確保・強化のため、防災協定に基づく民間施設への避難のための経路の整備を図る。

2-3 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

- 災害のフェーズに応じた保健活動が実践できるよう、県の支援を受けつつ保健活動マニュアルを策定する必要がある。
- 病院におけるBCP策定を進めるため、厚生労働省によるBCP策定研修への参加を促進とともに、定期的に策定状況の調査を行う。
- 災害医療コーディネーターの養成のため、厚生労働省による災害医療コーディネーター研修への参加を促進する。
- 災害時における事故等への備えにおいて、課題を踏まえながら医療コンテナの効果的な活用方法を検討する。
- 市内医療機関等に勤務する看護職員を災害支援ナースとして派遣する体制を整備する。

(医療救護体制の整備の推進)

- 大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

(災害拠点病院等の耐災害性強化の促進)

- 市内の災害拠点病院については、全て耐震化されているため、その状況を維持していく。
- 病院や社会福祉施設は、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き更なる耐震化、防火体制の強化を推進する。
- 災害拠点病院等の非常用通信手段を確保するため、補助制度の周知を図るとともに、その活用を促進する必要がある。また、災害時に被害状況や医療活動の状況を適切に把握するためには、安定的な通信の確保が求められることから、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた通信手段の確保についても検討する。

(医療施設等におけるエネルギー・物資の確保)

- 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、災害拠点病院以外の医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援を推進する。
- 社会福祉施設等に対し、各種助成制度の周知を図り、防災体制の強化や非常用自家発電設備等の整備を促進するとともに、最低3日分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き指導する。

(社会福祉施設等への支援)

- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な運営指導等を通じ、今後も現状にあわせた防災計画の見直しやBCP策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する。

(消防・救急・救助活動の推進)

- 災害発生に伴う火災から市民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。
- 特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

(保健活動・精神保健の推進)

- 災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者的心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、市、県及び関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対して、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

(医療・福祉施設の災害対応マニュアル等の整備促進)

- 市内には災害拠点病院の指定はないが、一般医療施設も災害時における救急・救助活動に重要な役割を果たすことが期待されており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備の整備など、診療機能を継続するための整備を促進する。
- 福祉施設においては、災害時に福祉避難所としての機能を果たすことが求められており、災害時における対応マニュアルや非常用自家発電設備、給水設備の整備など、施設の事業を継続するための整備を促進する。

(支援ルートの確保)

- 市や県、関係防災機関等が連携し、医療機関や福祉施設の機能を維持するための支援を円滑かつ迅速に行うため、市内の緊急輸送道路である国道21号や主要地方道北方多度線、美江寺西結線、穂積巣南線、曾井中島美江寺大垣線などの県道に接続する市道沿道建物等の耐震化を促進するとともに、無電柱化を検討する。

(搬送手段の確保)

- 災害時において、多数の負傷者等が発生し、既存の消防・救急車両での搬送が困難となることが想定されることから、搬送に活用できる福祉車両等の活用について、民間事業者との協力協定の締結を検討する。

(被災動物の救援)

- 災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生じる恐れがあることから、岐阜保健所等との連携による被災動物の救護機能の充実に努める。

2-4 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所環境の充実)

- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく。
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図る。
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する。

- 女性が防災の意思決定過程に主体的に参画し、女性と男性が災害から受けける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が行われるよう、市防災会議における委員への女性の登用を促進する必要がある。また、防災施策に係る男女共同参画の視点を持った市職員の養成を進めるため、避難所運営支援をはじめとした災害対応等に当たっては、女性職員の参画も図る。
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する。
- 被災動物救援マニュアル作成例の収集などによりペット同行避難者の受入れ体制を構築し、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る。
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する必要がある。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするために、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T) の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める。

(避難所の防災機能の向上)

- 避難所での災害関連死の発生を最大限防止することを念頭に置き、災害特性に応じた資機材の配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫、上下水道等が復旧していない段階でも使用可能なトイレや防災井戸の整備などによる避難所の防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策、プライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境改善や、避難生活の長期化に即した食事の提供体制の整備、新型コロナウィルスなど感染症まん延下の避難を想定した避難所の収容力の確保などを引き続き促進する。その上で、災害時には、業界団体と締結した災害時応援協定により、可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保するなどの役割を担う。
- 災害時に避難所となる学校では、多くの避難者が避難生活を送ることとなるため、浸水被害により良好な生活環境の確保・維持に支障を来すことがないよう、浸水対策に必要となる設備や備品の整備について支援する。
- 自然災害発生時の避難所は、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）としての活用も想定されていることから、その整備・機能強化に際しては、自然災害以外の有事の際の活用についても、可能な限り配慮する。
- 夏季における災害発生時には、平時とは異なる生活環境、作業内容、飲料水・食料の摂取、体調等の状況により、熱中症の危険性が高まるに加え、停電等により冷房設備が十分に稼働しない可能性も考えられる。このため、平時から、災害時における熱中症の危険性や避難生活・片付け作業時の注意点に関する普及啓発を進めるとともに、非常用電源や冷却器具等の熱中症対策に資する設備・備品の確保を図る必要がある。また、災害時には、冷房設備の整った場所への避難の推奨も含め、避難生活における熱中症対策に取り組む。

(避難所運営リーダーの養成)

- 避難所運営については、複数の自治会が共同で行うことが想定される。特に避難所開設の初期段階は、災害発生直後の混乱状態の中で、運営方法を決める必要があり、防災士などリーダーとなる人材を複数確保する。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 福祉避難所の充実・強化に向けた県からの支援を受けて、福祉避難所の指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施を図る。

(応急住宅対策の推進)

- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。
- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

(避難対策の推進)

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

(防疫・食品衛生活動の推進)

- 被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、またまん延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。
- 災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

(愛玩動物等の救援の推進)

- 逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

(大規模な火事災害対策の推進)

- 大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

(災害復旧事業に伴う財政援助及び助成)

- 災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市及び県は早期に被害情報の収集や国への働きかけを行う。
- 復旧・復興事業に当たっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における保健所と市の役割分担や連携体制について、具体的な対応の共有・イメージ化など、引き続き県と連携し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。また、リハビリテーション支援をはじめ、災害時に連携を要する応援派遣者や関係機関の役割についての理解を深め、災害時における支援・受援体制を整備する。
- 東日本大震災では、避難所においてインフルエンザが蔓延したという事例もあり、新型コロナウィルス感染症防止対策が求められる中、避難所における健康管理に対する不安が高まっていることから、DMATその他保健医療活動チームと連携・協力し、健康管理体制の整備を進める。

(被災住宅への支援)

- 被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について、災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて、災害救助法、被災者生活再建支援法、県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用することで、被災者の生活再建を支援する。また、被害認定調査について、県・市相互による職員応援体制に基づいた市における罹災証明書発行業務を迅速に行う。
- 被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制を確保する。
- 風水害の発生事例から、被災住宅からの土砂撤去や屋根等の応急修理について災害ボランティアは大きな役割を果たしている。本市では、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会との間で、「大規模災害時におけるボランティアセンターの設置運営に関する協定」を締結しており、今後は、災害時のボランティア受入マニュアルやボランティア支援に関わるコーディネーターの養成を進める。また、これら人材研修も兼ねて被災地派遣を支援し、被災地での経験を市の災害発生時に活かせるよう支援を検討する。
- 被害認定調査や罹災証明の発行、被災者生活再建支援法の基づく支援などについては、被災地での実務経験が重要になることから、職員の被災地応援派遣を積極的に行う。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する。
- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするために、災害救助法に基づく供与制度の周知など県や協定締結団体との連携強化を図る。
- 南海トラフの巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震では、1,000戸以上の建物の全壊を想定しており、災害時の住宅対策に備える必要がある。建設型の応急仮設住宅については、できるかぎり集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定することとしており、都市公園やグラウンド等の整備を通じて、オープンスペースを活用した建設可能用地を確保する必要がある。借上げ型応急仮設住宅については、県や関係団体と連携し、円滑に提供するための体制等を構築する。

(避難所運営マニュアルの更新)

- 本市では災害時の指定避難所として小中学校の校舎・体育館やコミュニティセンター等26か所を指定している。本市では平成23年に「避難所運営マニュアル」(モデル)を作成したのち、平成31年に改定している。さらに、令和2年6月に「新型コロナウィルス感染症対策編」(暫定版)を作成し、密閉・密集・密接の回避、体調不良者等の完全隔離、体温・体調チェック、マスクの常用、手洗い及び消毒の徹底などを追加した。避難所は、災害発生後に一定期間を過ごす場であり、生活の場としての安全・安心して過ごせる環境の確保が求められており、HUG(避難所運営ゲーム)研修などを通じて避難所ごとに独自の運営マニュアルを作成・更新していく。

(福祉避難所運営マニュアルの整備、訓練の実施)

- 本市では、福祉避難所の指定、要配慮者の受け入れに関する医療・福祉事業者との協定の締結を進めてきたが、さらに福祉避難所としての運営を想定したマニュアルの整備を進める。また、既存の利用者がいる中で、要配慮者を受け入れるための訓練を進める。

2-5 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 関係自治体や経済団体などの多様な主体と連携しながら、平時から企業の従業員等に対し、大規模災害時には「むやみに移動を開始しない」ことについて周知するとともに、B C P策定支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことの必要性や、物資の備蓄等について周知する必要がある。また、帰宅困難者が、「水道水の提供」や「トイレの使用」などの支援を受けることができるよう、市内のコンビニエンスストア等と締結した災害時応援協定に基づく帰宅困難者支援を引き続き推進する必要がある。
- 帰宅困難者対策の実効性を確保するためには、多様な主体との連携が不可欠であることから、県、警察、消防、関係自治体、交通事業者、経済団体などによる意見交換等を継続して実施する必要がある。
- 通勤・通学、出張、買物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する必要がある。
- 市内事業所においては、災害に備えた独自の備蓄を促進するとともに、道路・交通網の被害の状況等の情報周知を徹底し、無理な帰宅を控えるよう促す。また、県や関係事業者団体と連携し、事業継続計画（B C P）の策定とフォローアップ支援に努める。

(公共交通機関との連携強化)

- J R穗積駅は、1日の乗降者数が17,000人と岐阜県内で5番目に利用者が多い駅であり、主に岐阜市や名古屋市、大垣市方面への通勤・通学に利用され、瑞穂市ののみならず周辺市町を含む広域的な地域の方に利用されている。また、圏域を南北につなぐ樽見鉄道は、地域の足として、無くてはならない公共交通機関であり、沿線市町の方々に利用されている。さらに、交通結節点となるそれらの駅からは、各地域を結ぶ路線バスやコミュニティバスなどが運行されている。それら鉄道やバス等の公共交通機関の運行が停止すると、多くの駅利用者等が帰宅困難者となり駅に取り残される事態の発生が見込まれることから、帰宅困難者の安全な場所への避難や、一時的な避難生活が確保できるよう必要な支援の強化を図る。

(「災害・避難カード」作成の取組推進)

- 通勤・通学者の多くは、災害発生時に市域外にいる可能性もあるため、自宅からの避難ではなく、通勤・通学先での避難を想定した「災害・避難カード」作成の取組を推進する。

(企業防災の促進)

- 企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限に留め、できるかぎり早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「B C P」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。**【再掲】**
- 市及び商工会等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、B C Pの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める必要がある。**【再掲】**

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における飲料水、食料、生活用品等の備蓄について、最低3日分以上、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、防災訓練や出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄を促進するとともに、食物アレルギー対応食品や携帯トイレ、ペット用の避難用品や備蓄品の確保など、災害時に必要となる備蓄品の周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。また、備蓄に関する県、市、市民の役割や考え方を改めて整理した上で、市における非常用物資の備蓄、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。**【再掲】**

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(感染症対策の強化)

- 大規模災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、予防接種の実施主体となる市における円滑な予防接種実施への支援、協力を行う必要がある。また、定期的に県内でのワクチンの流通量を調査して把握するとともに、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況を把握し、安定した予防接種が実施できるよう働きかける必要がある。

(避難対策の推進)

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める必要がある。**【再掲】**

(防疫対策の強化)

- 被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

(防疫・食品衛生活動の推進)

- 被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、またまん延する危険性も高いため、災害発生における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する必要がある。**【再掲】**

- 災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る必要がある。**【再掲】**

(愛玩動物等の救援の推進)

- 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う必要がある。**【再掲】**

(大規模な火事災害対策の推進)

- 大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる必要がある。**【再掲】**

(避難所環境の充実)

- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うN P Oなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく必要がある。**【再掲】**
- 避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備が図る必要がある。**【再掲】**
- 避難所の開設・運営が円滑に行われるよう、避難所の開設及び運営を担うことができる地域人材の育成を図るとともに、育成した人材が地域で活躍できる体制を構築し、「共助」の取組みを強化・推進する必要がある。**【再掲】**
- 環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める必要がある。また、市と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進する必要がある。**【再掲】**
- 被災動物救援マニュアル作成例の収集などによりペット同行避難者の受入れ体制を構築し、ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る必要がある。**【再掲】**
- 被災した児童生徒の心のケアを行うため、集団避難先などへのスクールカウンセラーや臨床心理士の派遣体制を整備する必要がある。また、災害時においても、児童生徒の学習機会を確保できるようにするために、タブレット端末の活用等について普及・啓発を図るとともに、国による「被災地学び支援派遣等枠組み」(D-E S T) の活用など、地域を越えた教育支援について検討を進める必要がある。**【再掲】**

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- 引き続き、災害時に陣頭指揮を執る市長の危機管理意識の醸成と災害対応力の強化を図り、「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるようにするとともに、それらを支える「公助」の取組みを推進する必要がある。また、市民が主体的に避難行動をとれるよう、空振りを恐れない早めの避難情報を発令していく。
- 住民への的確な避難情報の発令が行えるよう、中小河川を含めて整備した「風水害タイムライン」に従い、出水期前に全市町村参加の情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。また、ダムの緊急放流に備え、ダム管理者、下流市町を含めた関係機関など、県が主催する住民参加による訓練の参加に努める。
- 令和6年能登半島地震では、被害の甚大さもあり、発災当初において、十分な情報収集や共有、被害の全体像の迅速な把握に至らなかつた事例が見られたことから、県と市間での情報伝達と共有を迅速かつ円滑に行う。
- 市が行う避難所運営や支援物資搬入などの支援を行う「緊急支援隊」の業務・役割について十分に把握し、総合防災訓練等において県と連携した実践的な訓練を実施する。
- 罹災証明書発行業務など、応急復旧業務に従事する職員を確保するために構築した県・市相互による職員応援体制に基づき、災害対応フェーズに応じた派遣調整などについて平時から訓練を行うとともに、災害時の市業務を総合的に支援する「被災者支援システム」の有効活用を促進する。

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する。**【再掲】**
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する。**【再掲】**
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する。**【再掲】**
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う。**【再掲】**

(情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化)

- 様々な防災関係システムの標準化・統一化を県に働きかけていく。
- 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、導入に向けた調査・研究を推進する。
- 令和6年能登半島地震では、指定避難所以外への避難者の状況や必要な物資等のニーズの把握が難航したことから、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するとともに、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、市民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を促していく。
- 県の事業である「災害・避難カード」やデジタル版「災害・避難カード」の作成を推進し、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定めることで、住民主体の適時・適切な避難行動につなげる取組みを県と協力し広く市民に普及していく。**【再掲】**

- 避難所での生活が長期化することを見据え、トイレカー、キッチンカーといった移動型車両や、循環式シャワールームなどの機器の活用に向けた取組みを進めるとともに、被災者の生活支援・再建を担うNPOなどの多様な民間団体と連携した取組みを強化する必要がある。加えて、市において、「岐阜県避難所運営ガイドライン」の内容を踏まえた「避難所運営マニュアル」の策定・見直しを適切に進めていく。**【再掲】**
 - 市防災行政無線については、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める必要がある。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報などアナログ手法に加え、令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技術を用いた代替手段の検討についても進める。**【再掲】**
- (切れ目のない被災者生活再建支援)
- 被災者が、被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、県が作成する被災者に対する生活支援情報をまとめたホームページを幅広く周知するとともに、市における生活支援情報の発信についても促進する。
 - 避難者等が、一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援への転換を図る必要がある。こうした支援は、被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、市、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく。
 - 災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要となる罹災証明書の交付の円滑化を図るため、県・市職員を対象とした住家被害調査員育成研修を引き続き参加する。
 - 県ホームページで公開する「災害時の被災者支援に関する各種制度」について、災害時に活用できる支援制度を市民自ら把握しておくことが重要となるため、防災啓発イベントの場などを活用し、周知に向けた取組みを推進する。また、平時には、県が実施する市職員向けの研修等に参加し、被災者への支援を担う市の職員が、災害救助法や被災者生活再建支援法などの制度や内容について正しく理解する。
- (受援体制・広域連携の強化)
- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、速やかに適切な避難所運営を図ることができるようする。
 - 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣された応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから、県の支援を受けつつ、市の受援計画の見直しについても適宜実施する。
 - 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要となることから、災害時の支援体制の適切な運用に向けて、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する。
 - 「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しに伴い、市の物資に係る受援計画等の策定・見直しを支援する必要がある。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、市の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る。

(防災拠点の確保・整備)

- 災害時に組織される市災害対策本部は、原則として瑞穂市役所大会議室に設置されることになっている。市役所庁舎は平成 11 年の耐震補強により耐震性は確保されているが、昭和 40 年の竣工であり、建築後 60 年を経過していることから、災害対応の中核拠点としての機能強化を図るためにも新庁舎の整備を進める。特に、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、大型モニターや防災情報通信システムの整備、浸水対策等の整備を図る。巣南庁舎は、昭和 60 年の竣工で、建築後の経過年数は 35 年であるが新耐震基準を満たした施設であり、計画的な保全管理に努める。牛牧北部防災コミュニティセンターは、平成 9 年に開所し、災害発生時における地域の防災活動の拠点の役割を担っており、計画的な保全管理に努める。
- 市内の公共施設の多くは、浸水が想定される地域にあるため、受変電設備や非常用電源、幹線系統電気通信設備の浸水対策を進める。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。
- 災害に備え、非常時優先業務の選定を始めとした業務継続計画（B C P）策定や職員の安否確認・参集状況把握訓練などを通じ、業務継続体制の整備を進める。

(情報システム部門の業務継続体制の整備)

- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。
- システムのバックアップ体制に関わる人材が被災者となる可能性や高齢化等も考慮し、システム運用・保守や故障時の復旧に関する情報・技術の共有、継承、研鑽について、定期・不定期の機会を捉え、システム構築企業等と連携して継続的に努めていく必要がある。また、バックアップに必要な各資機材の保有については、重要度や老朽化の状況等に合わせて対象資機材、数量、保有方法等のリスト整備を行いながら、体制維持を図る。
- 重要な個人情報を含むデータ(住民情報、税情報、地籍、各種図面等)を管理している部門の業務継続の実効性を高めるため、分散保存や外部クラウドサービスの利用を検討する。

(防災思想・防災知識の普及)

- 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、災害から命を守る市民運動を展開し、市民の自助・共助意識の高揚を図る。

(広域的な応援体制の整備の推進)

- 大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

(行政機関の業務継続体制の整備の推進)

- 大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限に留め、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画（B C P）の策定に取り組むなど、予防対策を進める。

(災害対策要員の確保)

- 大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。
- 災害応急対策の実施が災害対策本部の職員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときに労働者を雇い上げ、災害応急対策に当たらせる。
- 災害対応業務実施のため要員が、一般の動員や災害対策作業員の雇上げ等の方法によつてもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

(避難対策の推進)

- 災害発生により危険が急迫し、市民の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市長を中心として防災関係者が相互に連携を取り地域住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

(遺体の搜索・取扱い・埋葬)

- 災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。

(災害義援金品の募集配分)

- 被災者に対して寄託される義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

(被災者の生活確保)

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。
- 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

(通信の確保)

- 被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。
- 電源喪失時における被害情報の収集、県や防災関係機関との情報連絡を想定し、衛星携帯電話等を確保しておく必要がある。

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下による競争力の低下

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 中小企業等、とりわけ小規模事業者は経営資源が脆弱なため、ひとたび被災すると甚大な影響を受ける可能性があることから、引き続き商工会等と連携した「事業継続力強化計画」やBCPの策定支援、フォローアップに取り組む必要がある。
- 種苗生産施設においてもBCPの策定を促進するとともに、停電による生産への影響を避けるため、非常用電源等の確保に取り組む必要がある。また、土地改良施設が被災して機能を果たせなくなった場合には、営農に支障を与えるため、施設管理者に被災時の対応手順を予め備えるBCPの策定を促進する必要がある。
- 企業の事業継続及び早期再建は、市民生活の再建にも大きな影響があることから、企業防災に係る事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

(被災中小企業の振興)

- 被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる必要がある。

(道路通行情報の提供)

- 災害時において、通常ルートによる物流が寸断した場合、迂回可能な道路に関する情報を提供する。

(特定建築物の耐震化促進)

- 大型商業施設や文化施設など一定規模以上の面積を有し、不特定多数の集まる施設、危険物を扱う施設、緊急輸送道路沿道の施設については、倒壊による被害拡大や応急活動の阻害も懸念されることから、耐震改修促進法により特定建築物として耐震化することが義務化されており、耐震性を確保するよう情報提供や啓発・指導を進める。

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の推進)

- 災害時等において、有害物質の流出等による大気汚染状況の悪化等、通常と異なる状況の発生を把握するためには、平常時の状況を把握する必要がある。このため、災害時及び平常時における県内の大気汚染状況を把握できるよう、測定機器の適切な維持管理及び更新等を行い、大気汚染常時監視体制を整備する。
- 水素ステーションなどのガス検知・火災検知・換気設備など必要となる安全設備の整備を周知するとともに、災害による施設の被災等の際には、国、県、市消防が迅速に情報を共有できる体制を引き続き維持する。

4-3 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、市民生活・社会経済活動への 甚大な影響

(災害時における食料等供給体制の確保)

- 本市では、災害時に必要な食料・生活必需物資の供給について、生活協同組合や農業協同組合、その他民間企業との協定を締結しているほか、県及び市町村災害時相互応援協定により、物資の提供・あっせんを受ける体制を整備している。また、県外では、東京都瑞穂町や8都道府県10自治体との相互応援協定による物資提供を受ける体制もある。今後とも非常時に備え、こうした体制の強化を図る。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

(食料供給活動の推進)

- 災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

(災害物資受援計画の整備)

- 災害に際して食料等の物資の提供を受けた場合、それらを適切に整理、仕分け、管理・保管を行いつつ、被災者に対し必要な物資を適切かつ迅速に届ける必要がある。そのため、物資輸送に関し民間の配送事業者との協定を締結している。今後とも民間のノウハウを活かしつつ、保管場所の確保を含め円滑な供給体制の整備を図る。

4-4 渇水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源関連施設の整備等推進)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、木曽川水系連絡導水路など水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を推進する必要がある。
- 「渇水対応タイムライン」を活用して、渇水時の情報共有を引き続き緊密に行うことにより、渇水による被害の軽減を図る必要がある

(水源の多様化)

- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効利用を推進する必要がある。

4-5 農地における生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、集落や組織が協力して行う農地や農業水利施設等を保全管理する取組みに対して、引き続き支援する必要がある
- 耕作放棄地の新たな発生を防止する地域共同活動が、過疎化や高齢化により困難となるため、地域共同活動を引き続き支援する必要がある。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の共同活動に対して支援する必要がある。

5 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、情報通信等）の長期間・大規模にわたる機能停止

（総合的大規模停電対策の推進）

- 暴風に伴う倒木による停電を未然に防ぐため、危険樹木の事前伐採について、県、市及び電気事業者が連携し、孤立予想地域や重要施設への送電路を優先的に実施するなど、効率的かつ効果的に取り組む。
- 市（避難所を含む）および医療機関や社会福祉施設等は備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて点検を行い、適宜、電力・通信に係る重要施設リストの作成・更新を実施する。また、電気事業者、通信事業者、災害時応援協定締結団体等と連携し、停電が長期化した際にも、代替的な電源を迅速かつ円滑に確保できるようにする。
- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、電源車の配備など、早期に電力復旧を図ることができるようとするための連携・協力体制を構築する。
- 自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、市は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用し、きめ細かな情報発信を行う。

（防災体制の充実）

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する。**【再掲】**
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する。**【再掲】**
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する。**【再掲】**
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う。**【再掲】**

（管路の耐震化の推進）

- 災害時の避難施設のうち9施設を重要給水施設として設定し、水源地と施設を結ぶ管路の耐震化を推進する。**【再掲】**
- 管路の整備（配水管拡張事業、老朽管更新事業、基幹管路網更新事業等）には耐震管を使用し、管路の耐震化を推進する。**【再掲】**

（災害時応急給水体制の確保）

- 災害時の応急給水に備えた備蓄資材を確保する。**【再掲】**

（防災通信設備等の整備）

- 大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る。

（都市排水対策の推進）

- 市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業及び公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。**【再掲】**

(ライフライン施設対策の推進)

- ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限に留めるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。
- ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水源地や下水処理場及びそれらの施設に接続する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の一体的な耐震化を促進する。【再掲】
- 本市の飲料水の水源はすべて地下水であり、7か所の水源地で取水井よりポンプで取水している。水源地のうち4か所は配水池を併設しており、主要水源地の3ヶ所はすべて耐震性を有している。しかし、電気設備（非常用電源を含む。）や機械施設、計装設備については、経年劣化による故障等が起こり得るため、計画的な更新を進める。【再掲】
- 管路についての耐震化を進めるとともに、避難施設など重要給水施設までの管路の耐震化、水道による給水が停止した場合に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を図る必要がある。【再掲】
- 上水道施設は、災害時における生活の維持や消火活動にとって重要なライフラインであり、商用電力が停止した場合にも機能が維持できるよう施設や設備の耐震化、老朽化対策、非常用電源の確保を進める必要がある。
- 本市では、レベル1及びレベル2の地震動に対応した下水道施設整備を進めており、被災時にも汚水処理が適正に行えるように早期の下水道施設の概成に努め、施設整備後には下水道接続の促進を図る必要がある。

(上水道の応急復旧体制の強化)

- 上水道施設（取水施設・配水施設）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車等による応急給水体制を確保する必要がある。また、公益社団法人日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。【再掲】
- 県が実施する各市町村における応急給水用資器材及び応急復旧用資器材の保有状況のとりまとめ結果を県と共有し、応急給水及び応急復旧体制の確保に努める。【再掲】
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、水道に係る危機管理対策マニュアル策定指針に基づき、各種マニュアルをブラッシュアップする。【再掲】
- 上水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める必要がある。

(下水道におけるB C P、災害時応援協定、防災訓練等によるソフト対策の推進)

- 災害復旧の迅速化等に向け、汚水処理に関する業務を行う関係団体との災害時応援協定に基づき、県、市及び関係団体との共同防災訓練を実施する。
- 近年の災害における対応状況等を踏まえ、災害発生後に必要な業務を的確に行うため、下水道B C P策定マニュアル等に基づき、引き続き下水道B C Pのブラッシュアップを促進する。
- 下水道施設機能を維持するための業務継続体制の整備に努める必要がある。
- 商用電力の供給が停止した場合にもマンホールポンプの機能が維持できるように、移動式発動発電機の確保を進める必要がある。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する。

(非常用電源の確保と燃料備蓄)

- 災害時に商用電力が停止した場合にも行政機能を維持するため、庁舎等に非常用電源を確保するとともに、必要な燃料を備蓄する必要がある。また、指定避難所において発電機や燃料を確保しており、今後、浸水対策や燃料供給体制の強化を図る必要がある。
- 医療機関や福祉施設についても、施設機能を維持するため、非常用電源の点検・燃料の保管管理を指導する必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等による「自立・分散型エネルギーシステム」の構築と活用を進めるため、県とともに取り組む太陽光発電に加え、その他のエネルギーの活用という観点から、地産地消型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入等を推進する。

(燃料供給体制の強化)

- 災害時における警察や消防等の緊急車両への優先給油の実施を図るため、石油関係団体等との連携体制を維持するとともに、連携手順について、防災訓練などを通じて適宜確認する。また、災害時には、災害時応援協定も活用し、重要施設などへの迅速な燃料供給に取り組む。
- 「分散型エネルギー」であるLPGガスについては、令和6年能登半島地震において、各家庭や被災地内の在庫ボンベを避難者の炊き出しなどで活用されたことから、災害時には、災害時応援協定を活用し、重要施設や避難所等にLPGガスを優先供給できるようにする。

(道路啓開の迅速な実施)

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を使い、安否確認や救助・救急活動などに支障が生じたことから、早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、備蓄倉庫を整備する必要がある。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、発災時に救援ルートを確保するための対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する。

【再掲】

- 災害により道路が通行不能となった際には、建設関連団体との災害応援協定や、道路管理者でも倒壊した電柱を撤去できる旨を定めた電線管理者との協定を活用し、関係機関と連携して迅速な啓開作業を実施する。【再掲】

(無電柱化の推進)

- 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限するよう国及び県へ要請する。
- 大規模災害の発生に備え、電柱の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性等勘案し、計画的に無電柱化の整備を検討する。

(大規模停電対策の推進)

- 大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るために、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。
- 大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車等の配備など応急対策を実施する。

(電気事業者の災害対応力強化)

- 大規模災害に伴う電力の長期供給停止を発生させないため、災害を想定した訓練を引き続き実施していくとともに、他電気事業者から受け入れた応援要員の早期稼働、迅速なドローンの活用に向けた運用整備、復旧作業に注力できる支援体制の整備など、早期復旧のための体制を強化する。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する。
- 大規模災害時には情報が錯綜する可能性があるため、県が実施する防災訓練への参加に加え、実際に災害対策本部が設置された際には、積極的に情報連絡員の派遣を行うなど、情報連携体制の実効性の確保を図る。

(ガス事業者の災害対応力強化)

- 本市は民間による都市ガスの供給区域であり、事業者により耐震性に優れたガス管への取替えが進められ、各家庭には震度5相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスマーティーが設置されている。また、地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き耐震性に優れたガス管への取替えを計画的に推進する。
- 災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や市等関係機関との連携体制の強化を図る。

(倒木対策)

- 災害事例では、倒木や電柱破損により電力供給の復旧が遅れたケースがある。本市では民間事業者団体との樹木等の倒木対策に関する協定を締結しており、今後とも体制強化を図る必要がある。

(災害応援要請)

- 大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受入れに当たっては、感染症対策に留意する。

(給水活動の推進)

- 災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。【再掲】

(ライフライン施設の応急対策の推進)

- 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。【再掲】

(避難施設等の通信手段の確保)

- 避難所と災害対策本部は常時情報連絡が必要であり、電源喪失に備え、無線機など避難所と対策本部等との通信手段の確保を進める。

5-2 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

- 令和6年能登半島地震では、東海北陸自動車道が被災地への緊急物資の輸送や災害派遣等の復旧活動を支える役割を担ったことから、東海環状自動車道、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道といった災害直後から有効に機能する緊急輸送道路の整備を進め、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 令和6年能登半島地震では、橋梁と道路の接続部での段差や斜面・盛土構造物の崩落により、多数の道路が寸断したことから、医療施設や防災拠点、市役所等の防災拠点への通行が確保できるよう、緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策及び盛土対策等の整備を進めていく必要がある。
- 災害時に車道部の通行が困難になった場合においても、避難所等への通行を確保することができるよう、歩道整備、自転車通行空間の整備及び防護柵設置といった交通安全対策を含め、道路ネットワークを着実に整備する必要がある。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、冠水時には表示板等により確実に車両の侵入防止を実施するとともに、排水設備の補修や排水能力向上のための排水ポンプ増強を進めていく必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、道路照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できる道路照明のLED化を推進する必要がある。

(道路ネットワーク網の整備)

- 都市の活性化に寄与する広域的かつ機能的な道路交通体系を構築する必要がある。

(緊急輸送網の整備の推進)

- 大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める必要がある。

(鉄道災害対策の推進)

- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う必要がある。

(道路災害対策の推進)

- 橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う必要がある。

(交通応急対策の推進)

- 災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う必要がある。
- 大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する必要がある。

(公共施設の応急対策の推進)

- 災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う必要がある。

(交通事業者の災害対応力強化)

- 災害時には、地域交通事業者が被災し、地域交通網の確保等への影響が想定されるため、情報共有をより密に行い、関係事業者間の協力・連携強化を図る必要がある。【再掲】

(無電柱化の推進)

- 令和6年能登半島地震では、多数の電柱が倒壊し道路を閉塞したことから、緊急輸送道路や避難路を確保するため、駅前や市街地の幹線道路で無電柱化を計画的に進めるとともに、緊急輸送道路における新設電柱の占用を制限するよう国及び県へ要請する。
- 大規模災害の発生に備え、電柱の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性等勘案し、計画的に無電柱化の整備を検討する必要がある。

(道路の維持管理)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となりうる。そのため、道路管理者である国・県と協力して道路の点検、維持管理を着実に進める。

(橋梁の整備・点検・耐震化)

- 市内には一級河川のほか多数の中小河川、用排水路が流れていることから、橋長2m以上の橋が約600橋存在する。物資の確保及び避難所へ迅速かつ安全に移動ができる経路の確保等のための橋梁点検・補修を行う。また、橋梁点検を行い、経年劣化等により対策が必要な橋長15m以上の橋梁について長寿命化修繕を行っている。併せて橋長2m以上の橋梁についても点検結果を踏まえ予防保全措置等、対策が必要な橋梁について長寿命化修繕を促進する。

(職員の移動手段の確保)

- 発災後、本市の応急対策や被害状況の把握、復旧活動においては職員の移動手段が欠かせない。特に洪水による浸水被害も想定されていることから、ある程度の浸水地域でも移動可能な手段を確保する。

(通行障害の防止対策)

- 住宅や建築物の倒壊による通行障害を防止するため、道路沿いの住宅や建築物の耐震化、ブロック塀等の除去を促進する。

(迅速な復旧)

- 道路の通行障害が発生した場合に備え、重機を保有する民間の建設事業者等との協定を締結しており、民間事業者の協力を得ながら、迅速な復旧に努める。

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 本市では令和4年に「災害廃棄物処理計画」を改定しており、災害時に発生が見込まれるごみの種類や数量・し尿の量の見通しや運搬・処理の方法を決めている。引き続き関係機関と調整を図りながら計画の実効性の確保に努める。
- 災害廃棄物の迅速な処理や円滑な公費解体を進めるためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整、県との広域的な連携・応援体制などを内容に含む、市の「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保することが重要となる。このため、災害を想定した演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。

(河川に流出したごみ等の撤去)

- 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図るとともに、災害発生時には、流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。
- 出水時において、上流からの流木等が河道に滞積すると、洪水の危険性が高まるところから、河川パトロール等を通じ、河川管理者に撤去を要請する必要がある。

(災害廃棄物の仮置き場候補の選定)

- 本市の「災害廃棄物処理計画」では、美来の森や巣南集積場、横屋最終処分場跡地、大月ストックヤードのほか、市内の公園、グラウンドなどを災害廃棄物仮置き場としている。災害廃棄物の搬出・処理は被災者の生活再建の第1歩でもあり、周辺への影響も考慮しながら、迅速に対応できるよう準備しておく。

(清掃活動)

- 被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する必要がある。
- 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する必要がある。

(ごみ・し尿等衛生処理施設の計画的な維持管理・更新)

- 災害廃棄物については、可燃ごみは西濃環境衛生組合焼却施設、し尿はもとす広域連合衛生処理施設で処理することため、これら施設の計画的な維持管理・更新を進める。また、分別により、再生可能なものは民間事業者の協力を得ながら資源化に努める。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等 の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害ボランティアの確保・受入れ・連携体制の構築）

- 阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアの活動が定着しており、災害復旧に大きな役割を果たしていることが報じられている。市としても過去の被災経験や復旧・復興支援を踏まえ、災害ボランティアの被災地派遣支援を検討する。
- 大規模災害発生時に、ボランティアを円滑に受入れできるよう、平時から市及び市社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- 専門技術が必要な作業に対するニーズに対応するため、技術ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制を維持する。

（災害救援物資受入計画の整備）

- 災害救援物資を必要な被災者に提供するためには、仕分け作業が重要であり、民間事業者やボランティアの協力を得ながら適切かつ迅速に進めるなど、受入計画の整備を進める。

（防災人材の育成・活躍促進）

- 迅速な避難や被害の軽減、迅速な復旧・復興には、地域による共助が不可欠であり、地域の中心となる消防団員・防災士などのリーダー養成を図り、育成したリーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。**【再掲】**
- において地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が地域防災力の要となるよう、自主防災組織等と連携を深める機会の創出を促進するなど、防災人材がそれぞれの地域で活躍できる体制の構築を強化・推進する。
- 外国人防災リーダーの育成に加え、育成したリーダーを防災講座等に講師として派遣するなど、地域の外国人に対する防災啓発の強化に取り組む。**【再掲】**
- 市と地域住民とが密接に連携した訓練を実施できるよう、令和6年能登半島地震で生じた事態も含め、より具体的な避難所の運営手順や方法を学ぶことができる研修を実施するなど、避難所運営を指導する人材を育成する講座の充実を図る。
- 小中学校の安全管理に関する責任者を対象とした学校安全講習会を通じて、学校内の危険箇所等の確認の視点や方法について周知を徹底し、普及・啓発を図る。
- 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う「共助」の機能が希薄となることから、防災士や消防団員など、地域において防災リーダーとなり得る人材の確保・育成を図るとともに、育成した防災リーダーによる防災教育や防災訓練の実施を推進する。
- 自治会単位を基本として、市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図るために、災害時に自発的に活動できる自主防災組織を育成する。

（消防団員、水防団員等の確保・育成）

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら、団員の待遇改善、企業等と連携した入団促進、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなど、効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する必要がある。
- 近年、全国的に豪雨災害、地震災害等が頻発する中、幅広い知識、技術を習得し消防活動を安全かつ的確に実施できるよう、消防職団員を対象に、大規模災害対応訓練、水防訓練、ドローンを活用した教育訓練等を実施する。**【再掲】**
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術伝承等のため、若手団員の加入促進に向けた水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取り組む。**【再掲】**

(コミュニティ活動の担い手養成)

- 災害時に「共助」の力を発揮するためには、平時からのコミュニティの活力維持が重要なことから、地域の課題解決に取り組む地域活動団体等に対して、その活動に関する指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、地域活動団体等による取組みを支援する必要がある。
 - 地域のコミュニティとして様々な活動と防災活動を組み合わせることなどにより、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する必要がある。
- (消防団員の確保)
- 団員の高齢化や減少を踏まえた多様な団員を確保する。【再掲】
- (防犯ボランティアへの支援)
- 災害時においては、治安の悪化により窃盗なども懸念されることから、学生による防犯ボランティアや地域の防犯パトロール活動を支援する。

6-3 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 激甚化・頻発化する水害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようとするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした備蓄倉庫の整備を推進する。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。

(迅速な災害復旧体制の整備)

- 水害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（D R S）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する。
- 県内の市町村や近隣県が被災した際ににおける復旧復興支援のため、中長期派遣に係る技術職員を確保する。

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する。【再掲】
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する。【再掲】
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する。【再掲】
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う。【再掲】

(水害予防対策の推進)

- 道路管理者は、道路施設について、防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。【再掲】
- 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。【再掲】
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のハザードマップ等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、飲料水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。【再掲】

(液状化・地盤沈下対策の推進)

- 令和6年能登半島地震では、広範囲において液状化が発生し、道路や建造物に多数の被害が生じている。また、本市においても液状化の「危険度が極めて高い」と予測される地域もあることから、液状化が発生する危険性がある地域や液状化対策工法などについて、防災イベント等の機会を通じて、広く市民に啓発する。

(公共施設災害復旧事業の推進)

- 公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

(道路の維持管理)

- 道路は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害復旧の根幹となるべき役割を担っているものである。これら道路施設の被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となりうる。そのため、道路管理者である国・県と協力して道路の点検、維持管理を着実に進める。

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する。
- 災害時の円滑な復旧・復興には、地籍調査による境界確定が重要であり、引き続き事業を推進する。

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財等の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援を推進する必要がある。また、文化財に係る資料等の後世への継承や一元管理を図るため、資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化する取組みについても、継続して実施する必要がある。
- 生活・民俗文化を継承するためには、地域コミュニティの維持・活性化が重要となることから、地域の活性化に向けた効果的な取組みを推進する必要がある。
- 被災地における地場産業の早期復興を支援するための取組みを検討する必要がある。

(文化財保護対策の推進)

- 文化財の保護のため、市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る必要がある。

(文化財、その他の文教関係の対策の推進)

- 災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる必要がある。

6-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の促進)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、計画的な地籍調査の実施を促進する。【再掲】
- 災害時の円滑な復旧・復興には、地籍調査による境界確定が重要であり、引き続き事業を推進する。【再掲】

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する。

【再掲】

- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするために、災害救助法に基づく供与制度の周知など県や協定締結団体との連携強化を図る。【再掲】
- 南海トラフの巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震では、1,000戸以上の建物の全壊を想定しており、災害時の住宅対策に備える必要がある。建設型の応急仮設住宅については、できるかぎり集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定することとしており、都市公園やグラウンド等の整備を通じて、オープンスペースを活用した建設可能用地を確保する必要がある。借上げ型応急仮設住宅については、県や関係団体と連携し、円滑に提供するための体制等を構築する。【再掲】

(応急住宅対策の推進)

- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。【再掲】
- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。【再掲】

6-6 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組みを進めておく必要がある。
- 大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組み・手順等について、事前に整理検討する必要がある。

7 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(災害から命を守る岐阜県民運動の推進)

- 市民総ぐるみで「自助」と「共助」の力を最大限に發揮できるようにするためには、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組みを推進することが重要となる。このため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む必要がある。
- 「自助」と「共助」の意識を高め、災害への備えを負担感なく市民が行えるよう、日常的に使用しているモノや行動を災害時にもそのまま役立てる「フェーズフリー」の考え方を取り入れ、広く市に普及・啓発を図る必要がある。

(受援体制・広域連携の強化)

- 災害時には避難所の開設・運営に当たる市職員なども自ら被災し業務に従事できない可能性があることから、令和6年能登半島地震の被災地に対する支援を踏まえて整備した「支援職員データベース」や、関係団体との災害時応援協定、国において進める移動型車両等のデータベースなどを活用し、速やかに適切な避難所運営を図ることができるようとする必要がある。**【再掲】**
- 令和6年能登半島地震では、被災地に派遣された応援職員の活動場所や業務内容があらかじめ決められておらず、受援の遅れにつながった例もあることから、県の支援を受けつつ、市の受援計画の見直しについても適宜実施する必要がある。**【再掲】**
- 総務省の応急対策職員派遣制度や中部9県1市、県内市町村との災害時応援協定に基づき、被災影響の少ない県や市が被災自治体の後方支援を担うことは、迅速かつ効率的な災害対応を行う上で非常に重要なことから、災害時の支援体制の適切な運用に向けて、受援計画に基づく訓練を継続的に実施し、受援又は支援体制の実効性の確保・向上を図る必要がある。また、国内で大規模災害が発生した際には、その教訓等も踏まえ、必要に応じて、災害時応援協定の内容の拡充を図るための見直しを実施する必要がある。**【再掲】**
- 「岐阜県災害時広域受援計画」や「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル」の見直しに伴い、市の物資に係る受援計画等の策定・見直しを支援する必要がある。また、支援物資が被災者まで届かない「ラストワンマイル問題」の解消に向け、市の物資拠点、避難所の物資情報（ニーズ、調達、輸送状況等）を国・県・市間で共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る必要がある。**【再掲】**

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する。**【再掲】**
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する。**【再掲】**
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する。**【再掲】**
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う。**【再掲】**

(広域的な応援体制の整備の推進)

- 大規模災害時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る必要がある。【再掲】
 - 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める必要がある。【再掲】
- (遺体の搜索・取扱い・埋葬)
- 災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う必要がある。【再掲】

7-2 地震後の豪雨災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

(複合災害への対応力の強化)

- 大雨による洪水被害が発生する中での台風の接近や、大雪が続く中での地震の発生といった、様々な複合災害を想定した図上訓練を引き続き実施し、効率的な情報の集約・分析や、早期復旧に向けた関係機関との優先復旧箇所の選定といった具体的な対策の立案など、複合災害への対応力の強化を図るとともに、訓練の結果を踏まえ、各種災害ごとの対応に用いる計画やマニュアルなどの見直しを図る。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するとともに、限られた要員・資機材の投入判断や支援要請の早期判断について、あらかじめ関係する計画に定めておく

(複合災害発生リスクの周知・啓発)

- 令和6年能登半島地震からの復旧・復興が進められている地域において発生した河川の氾濫等による浸水被害を踏まえ、命を最優先にした迅速な避難が行われるよう、河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民に周知・啓発を図る。
- 地震などの災害により、大雨警報・注意報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準が設けられた際には、市において、暫定基準に基づく避難指示の発令等を適切に行うことができるようになるとともに、市民に対し、通常基準との違いなどについて広く周知を図る。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き県と連携し、建設可能用地の確保及び用地ごとの災害リスク等の情報充実に努める必要がある。また、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるとともに、プレハブ、木造それぞれの特性を県と共有する。

【再掲】

- 賃貸型応急仮設住宅については、災害時に円滑に提供できるようにするために、災害救助法に基づく供与制度の周知など県や協定締結団体との連携強化を図る。【再掲】
- 南海トラフの巨大地震や養老・桑名・四日市断層帯地震では、1,000戸以上の建物の全壊を想定しており、災害時の住宅対策に備える必要がある。建設型の応急仮設住宅については、できるかぎり集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定することとしており、都市公園やグラウンド等の整備を通じて、オープンスペースを活用した建設可能用地を確保する必要がある。借上げ型応急仮設住宅については、県や関係団体と連携し、円滑に提供するための体制等を構築する。【再掲】

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 激甚化・頻発化する水害や大規模地震等により被災した施設を迅速に復旧することができるようとするため、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道路啓開等を目的とした備蓄倉庫の整備を推進する必要がある。また、引き続き平時に資機材の確保、点検及び関係機関との訓練を実施する。**【再掲】**

(総合的な大規模停電対策の推進)

- 平時から電気事業者との「顔の見える」関係を構築するとともに、大規模災害時には、後発災害が発生する可能性なども踏まえ、市災害対策本部への情報連絡員の派遣や、被災状況及び道路啓開に関する情報の共有、電源車の配備など、早期に電力復旧を図ができるようとするための連携・協力体制を構築する。**【再掲】**

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 孤立地域や避難施設等において、早期に通信手段を確保・復旧するため、被災状況、避難所開設状況、道路啓開情報、資機材の確保・運搬方法、優先的な復旧箇所、今後の復旧方針等の情報交換を密に実施し、電気通信事業者間（固定・携帯）や行政関係機関との連携体制を強化する。**【再掲】**

(迅速な災害復旧体制の整備)

- 水害や大規模地震等により公共施設が被災した際、復旧工法の早期立案を支援する災害復旧支援隊（D R S）や災害査定前着工、工場であらかじめ製造されたプレキャスト製品を積極的に活用するとともに、新技術を活用し災害査定の効率化を図るなど、早期復旧に向けた取組み（岐阜モデル）を推進する。
- 県内の市町村や近隣県が被災した際ににおける復旧復興支援のため、中長期派遣に係る技術職員を確保する。

(防災体制の充実)

- 市の防災組織体制や災害時の外部応援体制を充実する。**【再掲】**
- 防災情報等の発信手段の多様化や情報内容を充実する。**【再掲】**
- 避難所や防災備蓄倉庫へ非常用物資及び資機材を充実する。**【再掲】**
- 避難時の生活用水確保のための耐震性貯水槽の適正な管理を行う。**【再掲】**

(応急住宅対策の推進)

- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。**【再掲】**
- 災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う**【再掲】**

(大規模停電対策の推進)

- 大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るために、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。
- 大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車等の配備など応急対策を実施する。

(公共施設災害復旧事業の推進)

○ 公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。【再掲】

○ 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。【再掲】

(放射性物質災害対策の推進)

○ 放射性物質の取扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する。